

昭和三十七年三月刊

史料館所藏史料目錄

第九集

史料館

史料館所藏史料目錄

第九集

目次

凡例

出羽国村山郡宝幢寺文書目錄……………一頁

出羽国村山郡小関村文書目錄……………二頁

解題……………三頁

凡 例

- 一 本目録は史料館所蔵史料目録第九集として、出羽国村山郡山形宝幢寺旧蔵文書、及び同郡小関村文書目録を収めた。本集に小関村文書を附録したのは、単に地縁関係ばかりでなく、同村に宝幢寺領の存在する理由からである。
- 一 本目録所収史料の大部分は寺家文書である為に、内容は一般の村方（庄屋）文書に比して複雑に亘っているが、ここでは専ら利用上の便宜に従つて史料を類別し、これを大・中・小項目に区分・排列した。但し内容多岐に亘り、所屬項目の判定困難なものは、その比重の大小によつて帰屬を定めた。よつて利用者は本目録の関連項目に注意されたい。
- 一 史料目録の記載は、(一) 表題、(二) 作成者又は宛名人、(三) 作成年次、(四) 形態、(五) 数量、(六) 整理番号の順に従つた。
- 一 表題は原名あるものはこれを探り、原題を欠く史料は仮の名題を掲げた。後者には括弧() を附して前者と区別した。
- 一 原表題に国郡村・寺社名、干支・年月等の併記を有する場合、分類項目等によつてその必要のないものは適宜これを省略し、また同一内容の史料であつて、表題に多少の異同ある場合は代表的表題に統一したものもある。また作成者・宛名人は、特に必要のある場合に限つてこれを表示した。
- 一 成立年代は成立の年のみに止め、干支・月日は無年号の場合の外は省略した。また同一内容の史料の三年以上に亘るものは、始年と終年とを明らかにし、中間は——によつて継続を示し、また推定年代には括弧を附した。
- 一 史料の簿冊類は横(横帳)、横長(横長帳)、美(美濃判)、美大(美濃大判)、半(半紙判)、半半(半紙半載判)等の略称によつて原書の大きさの大概を示すに止め、また一紙書附(継目の有無を問わず)巻子本の類は、通又は巻を以つて数量を示し、紙形の大小・寸法は省略した。但し絵図類は、縦横の寸法を糧単位(前記は縦、後記は横)で表示した。
- 一 宝幢寺本末関係は中小項目において区分したが、区分の困難なものは本寺へ含めた。また、社領と別当寺領とは区別することなく、これを同列に扱つた理由は巻末の解題によつて諒承されたい。

出羽国
山村山
形郡
宝幢寺
文書目録

出羽国村山郡宝幢寺文書目録目次

寺家・寺僧……………一頁

由緒・縁起……………一

宝幢寺由緒、末寺門徒由緒……………一

寺格……………二

住職……………二

伝法、僧位・僧官、色衣、本山留学……………二

本末關係……………五

門末住職……………五

威徳院、龍福寺、誓願寺、新山寺、吉祥院、地藏院、平塩寺、常明寺、安養寺、満性院、養運寺、龍興寺、清光院、高仙寺、多門寺、清浄院、宗覚院、広福寺、長慶寺(正法寺)、観音寺、宝積院、宝寿院、薬師寺、喜福院、大輪寺、地藏庵、僧歴、僧籍……………九

衆徒・社人……………九

平塩寺衆徒、社人、門末檀徒……………一〇

年礼……………一〇

修験……………一一

仏事……………一二

仏事……………一二

祈禱、諷誦文、勸化、奉加・寄進、仏事廻状、鐘銘、仏具・什物……………一二

祭礼……………一六

法令・支配……………一六

法令……………一六

寺法・議定書、触書、差紙、寺廻状……………一九

支配……………一九

領主、巡檢使、御用金……………二〇

戸口……………二〇

宗門改帳……………二〇

宝幢寺、末寺、寺領……………二〇

人数増減帳……………二二

修験改……………二二

人別……………二三

人別改斷書、人数書届、宗門改、除帳・加帳……………二三

奉公人……………三三

鉄砲改……………三四

寺領支配……………三四

寺領役人……………三四

大庄屋・庄屋、村支配役、地頭役、山守、役儀……………三四

地中役人……………三五

地中諸役人、寺家来、役人門前相続、婦参・暇……………三五

寺領百姓支配……………三六

寺領見分、暇・離縁、人別届、願届・請書……………三六

知行・給料……………三六

給料、知行田……………三六

産業……………三六

紅花・煙草、漆木、酒造……………三六

治安……………三六

罪科・刑罰、博奕、紛争・出入、詫状……………三六

土地……………三三

朱印状……………三三

朱印状写、朱印状受領、朱印状改……………三三

檢地帳……………三四

高書上……………	壹	普請・造営……………	五	書 状……………	充
宝幢寺領、末寺領、寺領小前書上		寺院、神社、職人勘定		繪 図……………	三
境内・宅地……………	六	無尽、頼母子講		神社繪図……………	三
境内地、屋敷地、借地・借宅		貸 借……………	六	末寺、神社……………	三
田 畑……………	完	貸借、請取		寺領繪図……………	三
朱印地耕作、寄進地、拝借地、上地、		日 記……………	三	屋敷・田畑、山繪図……………	三
隠田、預り田畑、質地、田畑讓渡、小		災害・救恤……………	四	国郡村繪図……………	四
作、出作		災 害……………	四	雜 繪 図……………	四
林 野……………	四	水損、早損、火災		雜……………	四
寺領山林、山論、伐木		救 恤……………	五	学 校……………	四
貢 租……………	吳	夫食、借米		書 目……………	四
年貢書上……………	吳	神社・神道……………	六	記 録……………	五
年貢勘定……………	吳	神社取調……………	六		
収 納……………	吳	社 記……………	六		
年貢徴収、金納、延納・年賦、不納・		社 籍……………	六		
未進、検見、減免、年貢出入		社領取調……………	六		
藏米・預米……………	番	境内・除地……………	六		
藏米、預米		会 計……………	六		
国 役 金……………	壹	社 人……………	六		
末寺貢租……………	壹	祭礼・神事……………	六		
經 営……………	壹	神 道……………	六		
収 入……………	壹	皇大神宮初穂……………	充		
寺 入 用……………	美				
納戸金、台所勘定、儀礼・音物、道中					

宝幢寺文書目録

寺家・寺僧

由緒・縁起

宝幢寺由緒

天童愛宕権現縁起并宝幢寺由来記 草稿共(寛文年間)

(山形宝幢寺由緒書上草稿) 未八月

(宝幢寺由緒雜控)

宝幢寺境内諸起立記草案 文化二

宝幢寺由緒等書上覚(寛文)

宝幢寺由緒書上(写) 亮弁

愛宕社当本堂建立年月書

末寺門徒由緒

今宿村薬師堂創建年号
寺社書上覚 延享三

近末寺由来記 文化二

(末寺書上雛形覚) 四月

寺院明細帳仕出方雛形

小白川村天神别当威徳院縁起・由緒書 延宝九外

払鬼山神照寺威徳院草創記 弁応 享保六

寺家・寺僧 由緒・縁起

払鬼山神照寺威徳院草創文 享保

小白川村天神社領由緒口上書 威徳院 享保一六

威徳院明細書上(控) 寺社奉行宛 文化二 半

小白川天神并别当威徳院開基覚 威徳院 八月 半

天神社縁起由来記(草案共) 威徳院宥慶 慶応四 美

天神社創立修復御届書 元社人小川満 明治五 半

熊建山平塩寺由緒

誓願寺書上(控) 誓願寺尊養 寛永一四

龍福寺書上案紙 元祿一一

龍福寺書上覚写 延享三

(龍福寺由緒覚)

吉祥院・月山寺開基(下書)

(新山寺由緒覚)

常明寺開基書上

真言宗長慶寺由緒書上 元祿四

上山広福寺書上 宝曆九

(上之山古跡并広福寺古老伝承)

高仙寺别当役神社書上写 宝曆九

東根薬師寺ニ付御尋御答書(控) 宝幢寺俊海
万治一

養恩院由緒(写) 亮弁 元祿五

一通 一四

一通 一五

一通 一六

一通 一七

一通 一八

一通 一九

一通 二〇

一通 二一

一通 二二

一通 二三

一通 二四

一通 二五

一通 二六

一通 二七

一通 二八

一通 二九

一通 三〇

一通 三一

一通 三二

一通 三三

下貫津三極院熊野山権現由緒書上写 卯九月
(天明三カ)

寒河江庄慈恩寺縁起并古鐘銘

曾根両家由緒書上 (明治初)

宗覺院書上 享保二

寺 格

寺柄書上調帳 享保二

宝幢寺末寺寺柄書上帳 天保八

当寺御四寺書上調 (寺柄書上) 天保八

寺柄書上草稿 (断片) 天保八

宝幢寺寺柄由来書上 (下案) 弘化四

宝幢寺境内坪数建物寺柄書上 弘化四

宝幢寺末門七箇寺境内坪数建物寺柄書上 弘化四

寺柄書上案文并下書

御札寺格取調書 天保九

奉差上印鑑覚 天保三

寺社奉行への書出案 延宝七

出羽守義光様々宗々惣録被仰付候覚

喜福院寺格改メ願書 宝曆一〇

滝平村不動庵境内并諸類書上帳 天保三

住 職

宝幢寺後住ニ付隆弁相談書 正徳二

長善院江寺務可相勤旨達状 (写) 卯二月 (正徳元カ)

亮弁行状大概 享保元

隆弁病氣ニ付後住契約願書 享保二カ

宝幢寺後住吏言房江契約願書案 享保二カ

宝幢寺有喜隠居後住智田相統ニ付末寺門中熟談書 元文三

宝幢寺後住ニ付門末惣代願書 明和四

宝幢寺後住願 明和四

喬嶽阿闍梨伝 (寛政七)

後住様取極之覚 文政二

宝幢寺住職相統ニ付鈍如口上書 (控) 文政七

宝幢寺昭洲容躰書 (天保一四)

宝幢寺御代替リノ為水晶山御參詣ニ付文通之覚 横長美

○

亮父庵新立ニ付宝幢寺願書 文政八

御帰院御再興方歎願書 嘉永二

香呂口決・如意口決・袈裟口決・鐘之口決 久

春 明徳六
瑜祇印明・毗盧遮那法印・大明神御託宣大事 宥宗 永正一六

宥瑜宛三宝院附法状 恵瑜 天文六

宥照宛小塔大事・南山大事・唯授印信・版本大事・御僧正御房大事 什海 天文一〇

(加持拳印口伝写) 永祿八

宥雄宛伝法灌頂書類 空算

1 三宝院唯授一人大事 永祿九

一通 兎

二通 五〇

一通 五二

一通 五三

一通 五三

一通 五三

一通 五三

一通 五三

一通 五三

一通 五三

一通 五三

一册 六

一通 六

一通 六

四通 三

三通 三

一通 六

一通 六

五通 六

一通 六

一通 六

2	伝法灌頂印可状	天正二〇	二通	
3	(灌頂阿闍梨位印信)	天正二〇	一通	
4	授与伝法灌頂阿闍梨位印信	天正二〇	一通	
5	秘密灌頂印可状	天正二〇	一通	
6	瑜祇切文		一通	
7	附法状	天正二〇	一通	
8	(空海撰出文)	天正二〇	一通	
9	師資付法血脈		一通	
10	(三ヶ血脈)		一通	
11	阿闍梨位灌頂印信		一通	
12	座主灌頂口決		一通	
13	惣許可印信 (明応七)		一通	
14	第二重秘印言		一通	
15	許可兩部大日秘印		一通	
	最遍宛伝法灌頂職位印信・瑜祇印明	海鏡 天正二	二通	六
	宥弁宛伝法灌頂書類	教長	二通	六
1	伝法灌頂印可状	天正二	一通	
2	伝法灌頂印信	天正二	一通	
3	授与印信許可文		一通	
4	三宝院附法様	天正二	一通	
5	附法状	天正二	一通	
6	第二重	天正二	一通	

7	弘法大師日孿都婆之大事	天正二(天正一六)	一通	
	宥純宛授与印信許可文	宥源 天正一七	一通	七
	伝法灌頂印可状・秘密伝法灌頂秘印・尊形大事	宥雄 慶長一四	五通	七
	俊堂宛伝法灌頂書類	源瑜	三	
1	伝法阿闍梨位印信	元和三	一通	
2	伝法灌頂印可状	元和三	一通	
3	塔印	元和三	一通	
4	妙成就		一通	
	俊覚宛第二重秘密印	宥意 元和三	一通	三
	伝法灌頂職衆請定・曼荼羅供職衆請定	俊海	二通	四
	(種行事宥吳) 慶安四		三	
	伝法灌頂并曼荼羅供職衆請定	附鎮守読経職衆請定 亮弁(行事宥祥) 延宝四	三通	五
	乘真宛求聞持作壇作法・同瓶華大事・同破壇作法・同撓遣大事・同御札	尊殿 貞享五	四包	六
	法賢宛伝法灌頂印可状	亮弁 元祿四	一通	七
	寿宣宛伝法灌頂印可状	亮弁 元祿一〇	一通	六
	結縁灌頂	元祿一〇	一通	六
	亮長代御法流并御印可授与帳	享保二	一冊	八〇
	高弁宛伝法灌頂阿闍梨職位印信・伝法灌頂印可状	貞順 享保九	二通	八二
	岳弁宛伝法灌頂書類	惠峯	三	
1	金剛界許可印言	明和七	一通	
2	悉曇極秘七種仮名	明和七	一通	
3	悉曇極秘大五韻	明和七	一通	

4 (真言秘密)大事 第一等至—第五等至

五通

六三

5 血脈

一通

六三

岳弁宛 伝法灌頂書類 義円

一通

六三

1 伝法灌頂印可状 安永七

一通

六三

2 伝法灌頂阿闍梨位印信 安永七

一通

六三

3 秘密灌頂印可状 安永七

一通

六三

4 義円附法状 安永七

一通

六三

5 (第二重許状) 安永七

一通

六三

6 (岳弁誓紙) 案紙共 安永七

二通

六三

弁充宛 伝法灌頂阿闍梨位印信 苾芻 寛政三

一通

六三

伝法灌頂職衆請定 喬岳(行事弁響) 寛政四

一通

六三

受者灌頂人数之覚帳 延宝四

横長美

一冊

六三

御筆流印可儀軌之次第

一通

六三

御筆流梵字大事口伝

二三通

六三

聖天口伝

一綴

六三

(蓮花五智五仏口伝)

一通

六三

伝法灌頂執行ニ付嘆徳所役勤仕委嘱状 成就院宛

一通

六三

成就院 伝法灌頂執行日御定請書

一通

六三

血脈

一通

六三

金山寺問題

一通

六三

結縁番付帳控

一綴

六三

僧位・僧官

権律師免状 隆弁宛 寛文一一

一通

六三

権大僧都免状 智弁宛 正徳四

一通

六三

権律師免状 岳弁宛 寛保四

一通

六三

権少僧都免状 岳弁宛 延享四

一通

六三

権大僧都免状 岳弁宛 寛延四

一通

六三

贈法印免状 興岳宛 宝曆八

一通

六三

権律師免状 昭洲宛 文化八

一通

六三

権少僧都免状 昭洲宛 文化一一

一通

六三

法印免状 昭洲宛 文政六

一通

六三

色衣

三色法衣着用免許状 亮弁宛 元祿九

一通

一〇四

三色法衣免許状 隆弁宛 元祿一一

一通

一〇五

二色法衣免許状 亮長宛 正徳二

一通

一〇六

色衣免許状 弁成宛 享保八

一通

一〇七

色衣免許状 宥喜宛 享保一一

一通

一〇八

色衣着用免許状 威徳院智弁宛 享保一九

一通

一〇九

色衣着用免許状 智弁宛 元文四

二通

一一〇

色衣着用免許状 高弁宛 明和元

一通

一一一

色衣免許状 岳弁宛 天明元

一通

一一三

色衣着用免許状 王蔵坊頼弁宛 天明二

一通

一一三

色衣着用免許状 頼弁宛 天明六

一通

一一四

色衣免許状 弁充宛 寛政八

二通

一一五

色衣免許状 純如昭洲宛 文政二

二通

一一六

色衣免許狀 智積院塚堂昭世宛 天保八 二通 二七
色衣御免之式目 元祿八 一通 二六

本山留學

本山留學修了免許狀 覺言房亮弁宛 寬文二・八 二通 二九
本山留學修了免許狀 意諱房隆弁宛 元祿二一一 四通 三〇
本山留學修了免許狀 常快房宛 正德三 一通 三三
本山留學修了免許狀 智田房智弁宛 享保一九 一通 三三
本山留學修了免許狀 乘音房高弁宛 宝曆四 一通 三三
本山留學修了免許狀 泰音房宛 宝曆六 一通 三四
本山留學修了免許狀 乘隆房宛 安永八 一通 三五
本山留學修了免許狀 鈍如房昭洲宛 文政三一一二 四通 三六

本末關係

關東真言宗本末寺帳 上下 (寬永一〇) 美 二冊 三七
最上宝幢寺門末帳 控共 延宝三 美 二冊 三六
御末寺帳門弟並ニ書上方願書 多門寺外 延宝三 一通 三九
寺院員數御改帳 延享元 橫長美 一冊 四〇
本末門徒三号改帳 控共 延享三 橫長美 二冊 四三
宝幢寺本末御改帳 天明六 美 一冊 四三
門末住職証文 天保一五―慶応四 美 一冊 四三
本覚坊新山寺末寺一札 正保三 一通 四四
喜福院御末寺願 延宝三 一通 四五

上野山広福寺末寺帳ニ書上願 延宝三 一通 一五
楯岡村清淨院指上覚 延宝三 一通 一七
若宮寺東永寺ノ宝幢寺末寺帳ニ書上願 延宝三 一通 一八
東永寺若宮寺法流之儀ニ付弥勒寺一札 延宝六 一通 一九
順行院末寺差加許可狀 元祿四 一通 二〇
末門願表ニ付一札 文政七 一通 二二
平塩寺末門願 文政七 一通 二三

本末相統ニ付末門一統より願書 文政七 一通 二四
本寺末寺門徒帳ニ書出候様廻狀 一通 二四
宝幢寺本末証文取集指上候目錄 一冊 二五
門末繼目記錄(寬政七―慶応四) 文化一〇 一冊 二六
門末繼目証文 文政四―嘉永四 美 一冊 二七
(宝幢寺末連判書)

末門寺院之内無住并廢寺取調書上 安政四 美 二冊 二九
野州桑島金剛定寺本末門徒之帳 延宝三 美 一冊 三〇
宝幢寺支配下別当書上 元祿六 一通 三一
龍福寺三号更改許狀 享保二 一通 三一
常福院之寺号谷柏村西光寺跡江引移度願書(写) 四通 三三
附西光寺本末由緒書上 宝永六 橫長美 一冊 三四
喜福院且方之覚 延宝七 一冊 三五
喜福院宝幢寺末寺契約覚書 案紙 二通 三六

門末住職 威徳院 一冊 三七

威徳院

威徳院住職智田請書 享保八 一通 一五

威徳院後住請書 文政五 一通 二七六

威徳院仮院代吉祥院惠堪請書 文政七 一通 一五

○

知善勘当書(写共) 元祿四 四通 一七

威徳院口上書 (元祿六) 一通 一五

威徳院弟子知善訴状 元祿六 一通 一五

威徳院智善江戸ニ罷登一件ニ付口上書控并末寺連判控(元祿六) 四通 一〇

威徳院弟子知善一件吟味覚書 元祿七 一通 一六

知善一件威徳院口上書(控) 元祿七 一通 一三

知善之儀ニ付威徳院・徳性院口上書(写) 元祿七 二通 一三

知善訴答口書(写) 元祿七 五通 一四

寺社奉行より知善ニ申渡御請書写 元祿七 一通 一五

手形一件覚 元祿六 一通 一六

○

威徳院隠居不行跡ニ付御詫一札 下書共 元祿五 三通 一七

龍 福 寺

龍福寺乗音住職請書 寛保三 一通 一六

龍福寺住職識全隠居願 天保一五 一通 一六

龍福寺上京中留主居役長蔵御請書 弘化二 一通 一七

龍福寺留主居長蔵坊御請一札 丑七月 一通 一七

誓 願 寺

誓願寺宥昇進ニ付福寿院惠堪坊住願書 天保八 一通 一三

寒河江惣持寺兼帯住職願書 元祿九 一通 一三

誓願寺病氣ニ付寺役取締之儀安養寺代役届書 一通 一四

誓願寺出府後御役所より御尋ニ付一札 一通 一五

新 山 寺

新山寺住職覚正弘音請書 寛文一〇 一通 一六

新山寺留主居被仰付ニ付差上一札 天保一四 一通 一七

新山寺留守居役請状 天保一五 一通 一八

吉 祥 院

吉祥寺院法流相統ニ付願書案 享保二 一通 一八

吉祥寺後住阿山房ニ被仰付度願書 已三月 一通 一〇

地 蔵 院

地蔵院教順軒守被仰付差上一札 元祿三 一通 一八

地蔵院留主居ニ一音被仰付度再願書 正徳三 一通 一八

地蔵院住職快善舜印請書 元文四 一通 一八

地蔵院病身ニ付徳性院役儀御免願 一通 一四

地蔵院無住ニ付弟子教順軒守申付 一通 一五

地蔵院融栄院代トシテ引越ニ付口上書 天保八 一通 一六

地蔵院病氣見舞ニ付御暇願 天保一五 一通 一七

(地蔵院相統ニ付助力方依頼書) 貞享五 一冊 一八

平 塩 寺

平塩寺無住ニ付威徳院兼帯住寺願 元祿一三 一通 一八

平塩寺後住ノ義ニ付願書 元祿一六 一通 二〇六

平塩寺隱居之義ニ付宝幢寺申渡并衆徒等請狀 正徳元 一通 二〇二

平塩寺住職被仰付ニ付運貞差上一札 正徳二 一通 二〇一

平塩寺院代を当寺ニ迎度衆徒等連判願書 正徳二 一通 二〇〇

平塩寺隱居空玄東漸院入院願 正徳四 一通 一九九

平塩寺運貞病身ニ付安養寺宥喜後住願 享保五 二通 一九八

平塩寺運貞隱居後住安養寺宥喜移転願并宝幢寺承諾書案文 享保五 三通 一九七

平塩寺宥藏隱居願書狀 一通 一九六

平塩寺後住住神前御闈ニヨリ順行房被仰付度願書 寫 寅六月 一通 一九五

平塩寺後住ニ付神前闈取ノ非礼ヲ訴口上書 一通 一九四

常明寺善聽帰国不仕ニ付正法寺代理届并宗覚院住職代兼請書 安政三 三通 二〇〇

常明寺無住ニ付安養寺兼帯被仰付請書 文久二 一通 二〇一

常明寺後住ニ一音房被仰願書 巳九月 一通 二〇二

安養寺住職智願請書 元文三 一通 二〇三

安養寺住職智願隱居願 申四月 一通 二〇四

安養寺無住ニ付成就院内福寿院後住願 巳十二月 一通 二〇五

安養寺恵海坊隱居届 申四月 一通 二〇六

安養寺後住ニ付檀家中連印願 申五月 一通 二〇七

安養寺住職帰寺ニ付一札 酉十二月 一通 二〇八

安養寺実永御影供法席一件訴ニ付口上書 亥正月 一通 二〇九

安養寺帰寺延期ニ付指上一札 申十二月 一通 二一〇

滿性院 滿性院 一通 二一一

滿照院後住願 宝永四 一通 二一二

滿性院無住ニ付薬師寺弟子頼円坊後住願 正徳元 一通 二一三

滿性院住職頼円御請一札 正徳元 一通 二一四

滿性院後住ニ付杉下村名主等願書 享保四 一通 二一五

滿性院新住鏡俊房請狀 延享元 一通 二一六

養運寺 養運寺 一通 二一七

養運寺後住恵海房ニ相渡願 宝永六 一通 二一八

養運寺後住ニ恵湛房相統願 元文四 一通 二一九

養運寺後住ニ付薬師寺願書 申十月 一通 二二〇

龍興寺 龍興寺 一通 二二一

龍光寺新住円賀請書并長福寺請狀 元祿一五 三通 二二二

龍光寺後住覚了ニ被仰付度願書 宝永七 一通 二二三

龍興寺住職覚了光尊請書 宝永七 一通 二二四

龍興寺住職請書 正徳四 一通 二二五

龍福寺住職公覚請書 享保二〇 一通 二二六

龍興寺無住ニ付且中市世話方御請一札 安政五 一通 二二七

龍興寺秀譽病氣ニ付円応寺弟子覚了弟子契約願 一通 二二八

龍興寺境内乗打一件往復書狀 宝永元 二冊 二二九

龍興寺出入ニ付平松惣兵衛口上書 宝永元 一通 三七

(龍光寺円嘉一件証文・書状等之写) 宝永二 横長美 二冊 三六

龍興寺前住不法追放訴口上書 写共 宝永二 四通 三九

龍興寺秀譽口上書 宝永二 一通 三〇

龍興寺先住追放一件返答書 案紙・控共 宝永二 四通 三三

円嘉貸金請取証文覚 目錄共 宝永二 三通 三三

清 光 院

清光院住職成舜病没ニ付弟子空円後住願 宝永七 一通 三三

清光院住職空円坊宥柳請書 宝永七 一通 三四

清光院住職智春房太円請書 宝永八 一通 三五

清光院後住利川房ニ被仰付度願 享保一一 一通 三六

清光院住職利川宥越請書 享保一一 一通 三七

清光院後住光雲ニ被仰付度願 文政七 一通 三八

清光院住職照徹隱居願 明治二 一通 三九

清光院照徹隱居ニ付且中爭論一件内濟証文 明治二 二通 四〇

高 仙 寺

高仙寺住職乘音高弁請書 享保一一 一通 四一

高仙寺閉門ニ付万覚書 宝永七 一冊 四二

高仙寺宥慶舎弟密全後住願 文政八 一通 四三

多 門 寺

多門寺後住教覚坊被仰付度旨檀中歎願書 正徳四 一通 四四

多門寺住職弁泉指上一札 正徳四 一通 四五

清 淨 院

清淨院宥恭病身ニ付探春房後住願 正徳四 一通 四六

清淨院住職智浄良広請書 享保一三 一通 四七

清淨院住職宥湛請書 元文四 一通 四八

清淨院後住補任状 二通 四九

清淨院隱居寺内居住願 一通 五〇

清淨院太弁寺相統致兼口上書 丑四月 一通 五一

宗 覚 院

宗覚院住職実広請書 宝永元 一通 五二

宗覚院住職惠海雄賢請書 寛保三 一通 五三

宗覚院無住ニ付常明寺法印招請方願書 安政三 一通 五四

宗覚院善聽住職御取揚ニ付歎願書并御請一札 安政六 三通 五五

宗覚院後住願 午二月 一通 五六

宗覚院江戸円福寺罷越ニ付御暇願 一通 五七

宗覚龍福寺江移住願 一通 五八

広 福 寺

広福寺、高山寺兼帯寺役良忍ニ讓渡願 享保三 一通 五九

高福寺住職宥弁請書 宝曆九 一通 六〇

広福寺屋敷守請状 元祿四 三通 六一

長 慶 寺 (正法寺)

長慶寺住職隱居ニ付觀音寺後住願 享保一〇 一通 六二

正法寺後住願 寬延四 一通 二四

觀音寺 一通 二五

觀音寺樂觀移転ニ付後住願 享保一〇 一通 二六

觀音寺後住輪岳ニ付高仙寺より申立一件濟口証文文久一 一通 二六

寶積院 一通 二七

寶積院後住願 嘉永元 一通 二七

寶積院留主居了源房身元請狀 貞享三 一通 二八

寶壽院 一通 二九

寶壽院後住願 元祿九 一通 二九

寶壽院曉春高野山・四国行脚届書 延享三 一通 三〇

葉師寺 一通 三一

葉師寺住職高政退寺願 弘化三 一通 三一

喜福院 一通 三二

喜福院後住ニ付且家願書(下書) 宝曆一三 一通 三二

喜福院後住願并住職証文 天保一三―一四 四通 三三

喜福院新任職繼目出登候ニ付檀中願 未六月 一通 三三

喜福院住職仰付請狀 明和七 一通 三三

秋田領角間川喜福院天英繼目一件 文政一一 一冊 三三

喜福院退院出国暇寺社奉行所へ不申立儀ニ付一札 横長美 一通 三三

大輪寺留主居役退役願 宝永七 一通 三三

大輪寺 一通 三三

地蔵庵 一通 二六〇

上野村地蔵庵後住願 寬政三 一通 二六一

地蔵庵留守居龍岳請書 天保一五 一通 二六二

地蔵庵堯淳房儀御尋ニ付返答書 慶応二 一通 二六三

平清水村慈照院相続方ニ付口上書覚 明治三 一冊 二六三

僧歴 一通 二六四

六沢村觀音寺智善僧歴書上 宝永二 一通 二六四

頼円(尊朝)僧歴覚 正徳元 一通 二六五

上野村行珍履歴書 正徳五 一通 二六六

奥州白川天神町宝蔵寺先住智眼人跡起立書 天保一四 一通 二六七

僧籍 一通 二六八

新山寺中大蔵弟子請狀(写) 正保三 一通 二六八

光白坊証文請取一札 天和四 一通 二六九

出家弟子入願 享保元 一通 二七〇

門竹坊弟嘉門出家願 天保一五 一通 二七一

宝幢寺直弟子慈海出奔一件御許容願書扣 一通 二七二

百姓剃髮願 明和八 一通 二七三

寺僧修行口上書 正徳五 一通 二七四

龍福寺滯留珠本請書 慶応二 一通 二七五

衆徒・社人 一通 二七五

平塩寺衆徒 一通 二七五

平塩寺衆徒広範訴状并平塩寺返答書	宝永四	二通	二九六
平塩寺・衆徒出入一件和談之囑留扣	宝永四	四通	二九七
平塩村平塩寺出入覚	宝永四	一册	二九八
熊野堂建立金預り証文写	宝永七	一通	二九九
広範訴状ニ付平塩寺返答書	宝永七	一通	三〇〇
平塩村百姓并衆徒泉藏坊等口上書	宝永七	三通	三〇一
衆徒出入ニ付宝幢寺申状	宝永七、八	一通	三〇三
熊建山吟味記(広範等ニ可尋覚)	宝永七	一綴	三〇三
平塩寺熊野山木代金書上(控共)	宝永七	二通	三〇四
御見使ニ付大概覚	宝永八	一通	三〇五
平塩寺別当・衆徒諍論裁許条々同仰渡書請状	宝永八	一二通	三〇六
平塩寺出入一件裁許申渡并双方請状(控)	正徳元	二通	三〇七
平塩寺一山之座席出入ニ付 <small>訴訟方客藤掃部御請一札 相手方鏡繰</small>	安永七	一通	三〇八
平塩寺住持ニ付衆徒連判一札(控)	安永九	一通	三〇九
平塩寺衆徒慎ミ仕法御請書	文政一一	一通	三〇〇
無断帰山一件御赦免願	文政一二	一通	三〇一
平塩一件日記	文政一一―一二	一册	三〇三
実相坊外謹慎御請書	天保一〇	一通	三〇三
平塩寺衆徒泉藏坊隠居宥如願書	嘉永六	一通	三〇四
平塩寺衆徒岩本坊印鑑紛失ニ付改届		一通	三〇五
池之坊存寄書		一通	三〇六

社人

成就院下社僧三坊諍論仲裁書	寛保三	一通	三二七
両所宮社争論内濟証文(下書)	文化一〇	三通	三二八
両所宮社中一件要用書留覚		一册	三二九
社人芝田大亟・里見主馬口論始末書	西二月	一〇通	三三〇
(社人争論一件取扱願書)		四通	三三一
(社人柴田大亟里見主馬争論ニ付申渡之覚)		八通	三三三
(社人主馬大亟取扱一札)		一通	三三三
宝幢寺三坊争論立入人ニ付口上覚(下書)		一通	三三四
地藏院ニ惣御社人中へ通達		一通	三三五
天童門前文精下山被仰付候覚書	享保一三	一册	三三七
(門竹坊一件届書并請書扣)	文政二一	一册	三三六
門竹坊親逼塞御宥免ニ付御請書	慶応四	二通	三三七
門末檀徒			
上ノ山高仙寺与且中内熟書	嘉永二	一通	三三八
浄土宗常安寺ニ真言宗多門寺江菩提所変更致度願書	慶応三	一通	三三九
将軍家御年頭之御礼覚(写)	天和三	一通	三三〇
宝幢寺ニ江戸御年礼之覚	宝永四	一通	三三二
公儀江年頭御礼年曆取調書上帳	安政三	一册	三三三
御年礼御雑用金錢遣帳	宝曆九	一册	三三三

年礼

横長美

御年礼御在府日記帳 宝曆九

横長美

一冊 三四

岳弁様江府御年礼遺帳 天明四

横半半

一冊 三五

威徳院御年礼相動候覚 宝永三

一通 三六

宝幢寺住持登城御礼初礼願書 貞享二

一通 三七

山形寺杜方登城御礼之際宝幢寺初礼ノ旧例ニ付
同末寺連印口上書 (貞享二)

三通 三六

登城御礼衣牀書上扣 別記覚書共 文化一一

半

合六綴 三九

登場御礼衣牀書上 (写) 文化一一

半

一冊 四〇

登城御礼仕来書上 天保一四

美

一冊 四一

御城御礼先格書上扣 弘化四

美

一冊 四二

年頭登城御礼勤番届 (下書) 威徳院 文政六

横長美

一冊 四三

年頭御礼席附帳 文政八

横長美

一冊 四四

東根龍光寺年礼不参御詫一札 貞享五

一通 四五

(諸寺献上物覚)
月山寺昭賢差出一札 享保二〇

修 験

一通 四六

愛宕山伏共誓紙案文 寛文一一

一通 四七

天童郷中妻帯衆江申渡并御請書 (写) 天和三

二通 四八

無宿修験者留置ニ付慎御請一札 嘉永七

二通 四九

(大光院身元書) 明曆四

一通 五〇

山伏法度書ニ付大光院伺書 明曆四

一通 五一

大光院不調法ニ付妻帯一同連印御詫一札 寛文

一通 五二

天童愛宕山金剛院一義手形証文 寛文七

一通 五三

兵部・正善院口書之覚 寛文一一

一通 五四

新山権現別当正善院兵部等口書之覚 寛文一一

一通 五五

明学坊跡敷相統願書 享保二〇

一通 五六

明覚院名跡之願書 寛延四

一通 五七

教学坊後住願書 宝永元

一通 五八

法教院長善補任状写 寛政一〇

四通 五九

天童一日町妻帯辰之助還俗願書(写共) 元祿六

二通 六〇

熊野堂守自性坊改号願書 享保一四

一通 六一

自性坊堂籠証文 (写) 享保一四

一通 六二

熊野堂守後任ニ付一札 (写共) 寛延元

二通 六三

勸修院院号御免許一札 宝曆一一

一通 六四

灰塚村多門亡父觀蓮院之名目相統願 寛政二

一通 六五

醍醐御殿江御添簡願 勸修院 嘉永五

一通 六六

灰塚村觀修院入峰參殿之添状宛先達ニ付返状
嘉永五

一通 六七

觀行院院号願書 宝曆一一

一通 六八

灰塚村兵部觀行院名跡相統願書 宝曆八

一通 六九

灰塚村觀行院上納金証文 宝永四

一通 七〇

灰塚村新山権現別当職觀行院院号御書附願

一通 七一

觀行院婦山之願書 辰年

一通 七二

觀蓮院院号御許可ニ付差上一札 宝曆一一

一通 七三

灰塚村觀蓮院相統ニ付差上一札 寛政二

一通 七四

院号御礼并繼目之御目見得延引ニ付御詫一札
宝曆一一

一通 七五

法仙坊補任狀御添簡願并請書 寛政一〇 二通 三六

院号禁制申渡 法仙坊宛 寛政一〇 一通 三七

法仙坊御添簡紛失一件御請一札 寛政一〇 二通 三七

法仙坊御添簡紛失詫状并梅本坊口上書 寛政一〇 二通 三七

法仙院号補任御預々ニ付院号并権大僧都名乗不仕一札 寛政一一 二通 三〇

法仙坊口書(宗門印形遅延ニ付) 享和元 一通 三二

法仙坊御詫一札并御宥免請書 享和元 三通 三三

(隱居法仙坊跡相統口書之寛) 享和元 一通 三三

法仙坊不調法ニ付処分御請并御赦免一札 享和元 二通 三四

法仙・悴左膳用勤請狀 享和元 一通 三五

滝本坊等不当之致方ニ付御叱之副書 享和元 一通 三六

寺津村一乘院父子出入一件書類 正徳四 九冊 三七

寺津村一乘院双覚乗争論之節召状請書并訴狀請取(正徳四) 正徳四 一綴 三八

神事之節文覚院御詫一札 文化三 一通 三九

新山寺行人山伏ニ付行藏院諍論訴状下書 文化三 一通 三九

山口村妻帯西海坊并地頭注進状 元祿一三 一通 三九

三輪先達山伏請狀 元祿一三 一通 三九

熊野御仲物帳(写) 元祿一四 一冊 三九

右広範自筆仲物遺帳写 宝永二カ 一冊 三九

熊野中物帳 宝永七 一冊 三九

御中物諸役御支配被下度願書 宝永七 二通 三九

熊野仲物惣々覚帳 横長美 一冊 三九

仏事

仏事

祈禱

為綱吉公御厄難除御祈禱願文 貞享四 一通 三六

元祿五年壬申十二月四日 松平_{左總守}御祈禱之覚 美 一冊 三九

元祿八年乙亥正月 松平_{左膳}御祈禱之覚并御家中御祈禱 元祿八一 一冊 四〇

元祿十丁丑正月 同十三年辰迄松平_{下總守}御祈禱之覚附御家中御祈禱 元祿一〇一一 一冊 四一

殿様当年中御当卦并当年星供御祈禱日割 草稿共 元祿七 二通 四三

殿様当年御本地不動御祈禱之書付 元祿一〇 一通 四三

五穀不熟之由ニ付御祈禱被仰候記録之控 万延元 美 一冊 四四

観音寺観音堂開帳護摩執行願 享保一九 一通 四五

祈雨之覚(草按) 元祿一六 一冊 四六

元祿六年吉日覚(断罪之吉日) 美 一通 四七

(誓詞・断罪之日書留) 二通 四八

(元祿六年中地福院御祈禱日書付) 一通 四九

日牌証 文化六 一通 四〇

公方様御厄年御札献上願書案 卯正月 一通 四一

牛王入札之儀ニ付一札

(堂舎焼亡ニ付再建祈願文)

御本社御修法不行届御詫一札 天保一五

威徳院有吳御影供番役御請手形 (正保頃)

威徳院以下支度之人数 延宝四

平塩一山年目録控 慶応三

諷 誦 文

十三回供養諷誦文章稿 寛永一〇

俊宜阿闍梨一周忌諷誦文 寛永一一

祐宜法印追福諷誦文 寛永一七

孟蘭盆会諷誦文 正保四

請諷誦文 慶安四・元祿四

制戒起請文 慶安五

宥俊法印諷誦文 延宝四

(俊海大和尚追福)諷誦文 延宝四

入仏供養会諷誦文 元文二

支度之条々 延宝四

五如来尊像開眼供養願文 貞享五

地藏菩薩彫像開眼供養文 元祿二

羯磨会 宝曆二

誓誠文 天保一五

御風経帳

般若波羅密多理趣品写

天台山南岳大師座右銘写

勸 化

江戸弥勒寺御勸物割 文化五・六

勸奨金取立勸定帳 慶応三

根来寺并法輪寺勸化ニ付一札

醍醐報恩院再興勸化触書

醍醐光台院入室勸化書状

御再建勸化金取集帳 嘉永元

勸奨金取立入蔵録 嘉永三

門末勸奨金取立帳 嘉永三

門末勸奨金取立帳 嘉永三

檀中勸奨金取立帳 嘉永三

根来山日月牌勸進帳 寛政一〇

募門末并檀越勸化之状 寛政九

天竜愛宕山二王并鑿鐘建立願状・同勸化状 享保二

平清水村平泉寺大日如来堂建立勸進意趣 延宝七

月山寺雜(造)作修復之為領内勸化願書 文政七

奉 加・寄 進

御影堂奉加帳扣 寛文一〇

江戸弥勒寺御奉加覚 元祿二

江戸弥勒寺江奉加之覚 元祿三

開山興教大師七百年御忌奉加帳 天保一一

一卷 四三三

一通 四三三

二冊 四三四

一冊 四三五

一通 四三六

一通 四三七

一綴 四三六

一冊 四三九

一冊 四四〇

一冊 四四一

一冊 四四二

一冊 四四三

一冊 四四四

二通 四四五

一冊 四四六

一通 四四七

一通 四四八

一冊 四四九

一通 四五〇

一冊 四五一

一冊 四五一

大磐若経四十卷寄進奉納受領証	天保一四	一通	四三三
御本山再建金三十両奉納願書	弘化二	一通	四三三
八幡宮江御奉納品々 (控)	貞享五	一通	四三四
野田村薬師寄進証文	明和四	二通	四三五
地藏院収納米之内半納分寄進受取書	天保一一	一通	四五六
御施行米銭記帳	天保五	一冊	四五七
歎喜天永代修覆并燈明料寄進請取証	文久二	一通	四五八
小白川村氏子中夜燈奉納二付杉老本願出届書	子七月	一通	四五九
天神御修覆料寄進証文	明和五	一通	四六〇
安養寺祠堂金寄進証文	享保九・一一	三通	四六一
御法流法謝金之残日延・同年賦願	享保四・五	二通	四六一
京都智山学寮助情金割合書	文政二	一冊	四六二
美			
仏事 廻状			
夏報恩講ニ付廻状		三通	四六三
冬報恩講ニ付廻状		二通	四六四
(報恩講)廻状追触		一通	四六五
尊天王御講会合ニ付廻状		三通	四六六
岳弁師三十三回忌法会ニ付廻状		一通	四六七
不動法修行ニ付廻状		一通	四六八
高仙寺法全房神法談相動ルニ付廻状	(嘉永五カ)	一通	四六九
智積院代僧日輪院御下向ニ付廻状		一通	四七〇
江戸御巡僧当寺江到着ニ付廻状		一通	四七一

江戸触頭勧奨来着ニ付廻状		二通	四七二
人別御改御触書有之候ニ付廻状		一通	四七三
宝幢寺再建頼母子相催ニ付廻状		二通	四七四
頼母子会合ニ付廻状		一通	四七五
廻状断片(前欠)		二通	四七六
廻状遅延御詫一札		一通	四七七
○			
智積院小池坊末流諸寺移転諍論一件書付	享保六	一通	四九一
秋田宝鏡院と一乘院座論書上		一通	四九二
鐘 銘			
方広寺鐘之銘写		一冊	四九三
梵鐘調ニ付書上案文	安政二	一通	四九四
宝幢寺并門末中梵鐘取調書上帳控	安政二	一冊	四九一
平塩村熊野権現鐘銘写	安政二	一通	四九二
龍興寺鐘銘写	安政二	一通	四九三
黒鳥山観世音・龍興寺鐘銘写		一通	四九三
薬師寺半鐘鱗口書上	安政二	一通	四九四
正法寺鐘銘写	延享二・寛政一二	一通	四九五
保原浄蓮寺鐘銘写	(安政二カ)	一通	四九六
宗覚院鐘銘写		一通	四九七
宗覚院鏡建立願書	文政三	一通	四九八

威徳院梵鐘銘・棟板写并海防ノ為納扣 安政三 一通 四六九
 梵鐘鑄砲之儀ニ付大目付ノ諸国寺院ニ申触状 一通 四六〇

仏具・什物

広福寺住(什)物預り覚 (延宝七) 一通 四六四
 広福寺什物帳 元祿四 一冊 四六五
 月山寺住宗容代什物相渡申帳 元祿一四 一冊 四六六
 虚空蔵堂徳性庵諸道具覚帳 正徳元 一冊 四六七
 瑠璃山薬師寺什物覚帳 享保七・宝曆一〇 二冊 四六八
 上谷柏村阿弥陀堂什物帳 元文二 一冊 四六九
 小立村善性院什物帳 宝曆一〇 一冊 四七〇
 上山観音寺什物帳 享保一六・天明七・安政七 三冊 四七一
 八幡宮宝亀山什宝覚帳 明和四 一冊 四七二
 龍興寺什物之覚帳 明和四 一冊 四七三
 五仏殿下江諸具入記 明和六 一冊 四七四
 平塩寺新什物帳 寛政元 一冊 四七五
 威徳院新古什物改帳 寛政一一 一冊 四七六
 多聞寺新古什物帳 文化一一・弘化四 二冊 四七七
 高仙寺諸什物改帳 文政四 一冊 四七八
 野田村養蓮寺什物改帳 文政四・慶応四・明治二 三冊 四七九
 安養寺什物改帳 寛政九・文政五・八 三冊 四八〇
 和合村宗覚院什物改帳 文政四・天保四・安政二・慶応四 五冊 四八二
 地蔵院什物改帳 天保八・嘉永二 二冊 四八三

威徳院什物改帳 天保五 一冊 五三三

威徳院新古什物改帳 文政五・慶応二・四 三冊 五三四

(吉祥院) 什物帳 天保五 一冊 五三五

常明寺什物帳・常明寺諸什物改帳 天保一〇・文久二 二冊 五三六

龍福寺新古什物改帳 天保一五・嘉永二・六 三冊 五三七

上野村地蔵庵什物并寺附田畑立附米取調帳 天保一五・弘化二・嘉永五・明治二 四冊 五三八

長持詰諸道具送り覚帳 嘉永四 一冊 五三九

貨財入庫日記・世宝出塵門記 安政四 一冊 五四〇

清光院什物御改帳 文久元 一冊 五三一

平塩寺御朱印地并寄附地田畑書上帳・先住相伝諸什物法如代新附諸什物 文久二 一冊 五三二

東根村薬師寺什物之覚・同寺新古諸什物取調書上帳 文久二・慶応四 二冊 五三三

長崎村正法寺新古諸什物莫取調書上帳附書籍取調帳 慶応四 二冊 五三四

清浄院什物改帳 明治四 一冊 五三五

宝物書上 佐伯菅雄 明治五 一冊 五三六

養蓮寺外二寺諸什物取調出張方願書 明治二 一通 五三七

愛宕山本社拜殿之什物御改之御御請一札 文政二 一通 五三八

愛宕権現什宝紛失ニ付再吟味願 慶応四 一通 五三九

愛宕山諸道具改帳 嘉永七 一冊 五四〇

念仏堂什金預り証文 寛政八 一通 五三一

威徳院宥実我物取調帳 慶応二 一冊 五三二

愛宕権現社守之三坊神宝入質焼失ニ付逼塞被仰付候を御宥免歎願書 慶応四 一通 五三三

仏師香允厨子注文 申三月 一通 五三〇
 会所諸品取調書上帳 明治四 一冊 五三三
 大般若經代銀受取証 天保一三 一通 五三六

祭 礼

御祭礼諸入用書上帳 文久二 一冊 五三七
 御祭礼諸入用書上帳 慶応三 一冊 五三六
 御祭礼御長持詰帳 慶応四 一冊 五三九
 御靈者祭獻納帳 明治二二 一冊 五四〇
 祭礼式執行一件御請書 天保四 二通 五四一
 愛宕山祭礼神樂興行一件始末書 嘉永五 三通 五四三
 御輿休二ヶ所名寄覚 明和五 一通 五四三
 天童御祭礼御通行之節不埒御詫之一札 天保二一 一通 五四四
 八幡宮祭之覚 一綴 五四五
 遷宮作法 一冊 二七三
 城内稻荷社神事勤向 一通 二七四
 備餅取覚帳 享和三 一冊 二七五
 天童郷中末社へ備物等覚書写 一通 二七六

法 令・支 配

法 令

寺法・議定書

宝幢寺衆評定条々 正保三 一通 五四六
 寛文七年智積院僧正運敝下知状写 (安永八写) 一通 五四七
 寺領酒御法度之一札 延宝八 一冊 五四八
 御議定仰出候ニ付矢野目村与兵衛等御請書 天和元 一通 五四九
 献上物ニ付仰渡覚 元祿二 一通 五五〇
 真言新義一派之僧侶行儀御法度之覚 (写) 享保七 一通 五五一
 寺社領田畑売買并質入御法度請書 享保一一 一通 五五二
 天童愛宕山社定并宝幢寺定書 扣共 宝曆五 二通 五五三
 論場大衆定 享和元 一冊 五五四
 法談論場之規矩 文化六 一通 五五五
 五ヶ年間省略之年中行事定儀 (下書) 文化六 一冊 五五六
 (出府ニ付定書) 文化一三 一通 五五七
 (宝幢寺月番所法度書) 文政三 一通 五五八
 (省略中寺務心得掟) 文政三 一冊 五五九
 寺領田地作ニ付御請一札 延宝五 一通 四八八
 掟 (寺中法度請書) 天保八 一冊 五六一
 御申渡條々御請書 天保八 一通 五六三
 (本山并一派議定書写) 天保一〇 一通 五六三
 (質素儉約之御触請書) 天保一二 一通 五六四

住職御殿論之趣御請書	天保一四	一通	五五
三ヶ年節儉御請調印書	天保一五	一通	五六
当寺御仕法議定書御請書写(下書共)	慶応二	二通	五七
徳川家断絶ニ付当住(心得書(慶応末カ)		一通	五八
新義真言一派本寺門末宛御触出条々	申九月	一通	五九
道場勤方請書	三月	一通	五〇
門松坊半兵衛へ申渡之扣	八月	一通	五一
(心恵御房岩本坊等への申渡寛)	九月	一通	五二
○			
行蔵院法度書写	寛文二二	一通	五三
行蔵院帳下之修験御寺法誓約一札	享保一四	一通	五四
当山修験宗定法書写	寛政一一	一冊	五五
醍醐三宝院御達書	未五月	一通	五六
○			
平塩寺一山山法古格之通可守旨御請書	天保一四	一通	五七
誓願寺御達請書(他領衆ト酒食ノ差止畑地控作ノ禁)	天保一五	一通	五八
○			
公儀御触書并御請書	延宝二	二通	五九
御公儀御触状ニ付御請書案紙(御朱印寺社領質物ニ書入之禁止)	延宝三	一通	六〇
寺社領壳質物之御法度御請書写	延宝三	一通	六一
御法度被仰出ニ付御請一札	延宝三	一通	六二
御田地法度ニ付差出手形	延宝三	一通	六三

(村中禁令ニ付指上ケ申一札)	延宝六	一通	六四
田畑壳買質物之御法度ニ付指上申一札	延宝七	一通	六五
田畑御法度之請書	延宝八	一通	六六
田畑壳買質地禁令御請書	延宝九	一通	六七
公儀御触写(吉利支丹宗門禁制)	天和二	一通	六八
御定書之写	天和二	一通	六九
(寺領村々禁制ニ付差上申一札)	天和三	一冊	七〇
御田畑壳買質物之御法度ニ付矢之目村ノ差上一札	天和三	一通	七一
御田畑壳買質物之御法度ニ付指上ケ申一札	天和三	一通	七二
條々(控)	貞享二	一通	七三
寺社奉行所御触書写	貞享四	一通	七四
御制禁書付請書(生類憐令其他)(前欠)	貞享四	一通	七五
捨馬法度請書	貞享四	一通	七六
罪科人ニ付寺社方ノ訴訟取持無用之旨老中被仰出御触	元祿四	一通	七七
寺社領田畑敷金質物之御法度御請書	元祿六	一通	七八
芦田文右衛門御制法被仰付大小諸道具御請之一札	元祿一四	一通	七九
○			
御公儀より被仰出候書付写	正徳六	一冊	八〇
公儀御触書拜見矢野目村惣百姓御請書	元文五	一冊	八一
羽州御料村々ノ江戸廻米分寒河江商人ニ請負御尋ニ付御請書写	元文五	一通	八二
最上川廻船商人ノ有無ニ付御達請書扣	元文五	一通	八三
公儀御触書拜見証文	元文五	一通	八四

公儀触書写 断片共

御直書御請一札 天保五

○

新金吹直シ御触書写 宝永八

慶長古金之内きれ金又ハ輕目金之通用ニ付御触廻状之請書控 丑六月

金銀通用之法御定書 正徳四

新古金銀割合次第 正徳四

諸国兩替商人之申渡之書付 正徳四

当十一月ノ新金銀通用可仕覚 享保三

○

(御触留帳) 延享四―明和二

(御触留帳) 安永八―寛政一一

(御触留帳) 寛政三―九

御触留帳 享和四―天保二

御領主御触書留帳 天保一三―明治四

酒造制限御法度触書写 午七月

東根役所より大庄屋への申渡 三月

産銅取締ニ付大目附廻状 午一〇月

質素儉約之申渡口達請書 慶応二

近郷騒動ニ付門前村一統之御触御請書 慶応二

百姓申渡條目(控)

御寺領分農業論方記

三通 六五

一通 六六

一通 六七

一通 六八

一通 六九

二通 七〇

一通 七一

一通 七二

一通 七三

横長美 二冊 六三

横長美 三冊 六四

横長美 二冊 六五

横長美 六冊 六六

横長美 一冊 六七

横長美 二冊 六八

横長美 一通 六九

横長美 一通 七〇

横長美 一通 七一

横長美 一通 七二

横長美 一通 七三

横長美 一冊 七四

○

(江戸四箇寺御廻状之写) (享保六)

(江戸四箇寺御触廻達留) 享保九

(江戸四箇寺御触廻達留) 未九月(享保一二カ)

(江戸四箇寺公用廻状) 午一二月(享保頃カ)

江戸四箇寺御廻状之写 元文元

江戸四箇寺御廻状之写 宝曆六

江戸御役寺方御達書写 文政九

公用御触書(写) (文政一〇―一一)

江戸御触留帳 天保七―八

江戸四箇寺御触留 嘉永三―五

江戸公用并四箇寺御触留 嘉永六―安政二

公用四箇寺触留 安政二―七

公用四箇寺触留 万延二―明治三

江戸四ヶ寺触書写 未一二月

江戸四箇寺触書写

(江戸四ヶ寺触書写并同請書下書)

江戸四ヶ寺御触書写 子三月

江戸四ヶ寺御触書写 寅正月

(江戸御廻状寺院帳請取書) 申一二月

(江戸御役寺御公用触添書目録雛形書状請取)

色衣懇望之仁書付之覚 亥一二月

横長美 一冊 六五

横長美 一冊 六六

横長美 一冊 六七

横長美 一冊 六八

横長美 一冊 六九

横長美 一冊 七〇

横長美 一冊 七一

横長美 一冊 七二

横長美 一冊 七三

横長半 一冊 七四

横長美 一冊 七五

横長美 一冊 七六

横長美 一冊 七七

横長美 一冊 七八

横長美 一冊 七九

横長美 一冊 八〇

横長美 一冊 八一

横長美 一冊 八二

横長美 一冊 八三

横長美 一冊 八四

横長美 一冊 八五

○ 御門跡様御廻状拝見 享保三 美 一冊 六六

○ 日新座右誌(御景序御布告筆記錄) 明治五十一〇 横長美 二冊 六六

華族閨長手当廃止之通達 明治八 一通 六六

差紙 寺社奉行阿部備中守内藤紀伊守公指紙 安永六 一四通 六六

宝幢寺宛寺社役所指紙 嘉永 二通 六六

寺社役所差紙 三条五郎兵衛宛 一〇月 一通 六六

寺 廻状 寺号判形書付之廻状(延宝八カ) 一通 六六

(江戸四箇寺廻状送り状) 申六・一一月 二通 六六

支配 領主 最上源五郎様御時代御家中并寺社方在町分限帳 横長美 一冊 六六

山形御所替之覚(元和八一明和五) 横半半 一冊 六五

松平下総守様御入部覚書 元祿二二 美 二冊 六五

松平下総守様御所替申来已後堀田伊豆守様御代万覚 元祿二三 美 一冊 六五

堀田伊豆守様御入部覚帳 宝永二 美 一通 六五

堀田伊豆守様御入部覚帳 宝永六 美 一冊 六五

堀田相模守様御入部覚帳 宝永六 美 一冊 六五

堀田相模守様御入部覚帳 宝永六 美 一冊 六五

堀田相模守様御入部覚帳 宝永六 美 一冊 六五

堀田相模守様御入部覚帳 宝永六 美 一冊 六五

松平和泉守太刀馬猷進目録 宝曆二 一通 六一

当御城御引渡之覚 明和五 半半 一冊 六三

秋元左衛門佐久朝公初入部御目見記 文化八 美 一冊 六三

当御城御引渡之記 弘化三 半半 一冊 六四

当御代御国替御入国之節書出記 一冊 六五

仙台中将家来梅森恒之丞佐藤雄之助諸掛合同記 慶応四 半半 一冊 六六

諸寺院御披露諸願等直指上ニ改メ度願書控 寅二月 一通 六七

巡檢使 延宝九年辛酉五月十四日御上使御下向之覚 延宝九 美 一冊 六八

延宝七庚寅年五月十三日御巡見御下向ニ付万覚帳 宝永七 美 一冊 六九

延享三丙寅年四月御巡見御下向万覚書(下闕) 延享三 美 一冊 七〇

宝曆十一辛巳年五月御巡見御下向ニ付記録 宝曆一一 美 一冊 七一

天明八戊申年六月御巡見記録 天明八 美 一冊 七二

天明八戊申年六月十七日大樹家齊公御代御巡見記録(下書) 天明八 美 一冊 七三

天保九戊戌年閏四月十三日御巡見御下向留記 天保九 半 一冊 七四

御見分様御注文之品々万控記 文政元 横長 一冊 七五

御見分様御入用品取調帳 嘉永元 横長美 一冊 七五

御見分様御滞留中諸方見舞請納帳 嘉永元 横長美 一冊 七六

御見分中川原子村下宿諸雜用帳 嘉永元 横長美 一冊 七七

御見分御旅宿中諸入品取調 嘉永四 横長美 一冊 七八

御用金

山口村御用金出入一件書類 明和二一四 四通 六九
 御朱印御改ニ付御用金被仰付度願書 天保九 一通 六〇
 御進發ニ付献金取調書上帳 毛利公為御征伐願書添 慶応元 一冊 六一
 御領主様御用金一手御引受御差出被下し趣仰渡 慶応四 一通 六二
 御請書 慶応四 一通 六三
 得梁御内借仕し御用金引受証文 九月 一通 六四
 門前村円助え調達金子返済方願書 未一二月 一通 六五

戸口

宗門改帳

宝幢寺

耶蘇宗門御改帳 寛文八 一冊 六五
 羽州村山郡山形地蔵町宝幢寺本末人別宗旨御改帳 正徳三 一冊 六六
 人別宗旨御改帳 明和二・五 二冊 六七
 宗門御改帳 安永五 一冊 六八
 羽州宝幢寺并末寺門前真言宗人別御改帳 安永六 一冊 六九
 羽州山形地蔵町宝幢寺末寺門前浄土宗人別御改帳 安永六 一冊 七〇
 羽州山形地蔵町宝幢寺末寺門前浄土真宗人別御改帳 安永六 一冊 七一
 羽州山形地蔵町宝幢寺末寺門前時宗人別御改帳 安永六 一冊 七二

真言宗人別御改帳 寛政三・八・九 三冊 六三

真言宗人別御改帳 享和元 一冊 六四

真言宗人別御改帳 文化二・六・八 三冊 六五

真言宗人別御改帳 文化一〇・一四・一五 三冊 六六

真言宗人別御改帳 文政三・一二 二冊 六七

真言宗人別御改帳 天保一二・一五 二冊 六八

真言宗人別御改帳 嘉永二・五 二冊 六九

真言宗人別御改帳 安政二・五 二冊 七〇

真言宗人別御改帳 万延二 一冊 七一

真言宗人別御改帳 慶応四 一冊 七二

真言宗人別御改帳 明治二 一冊 七三

神葬祭人別御改帳 佐伯菅雄 明治三 一冊 七四

地蔵町戸札番付取調帳・佐伯菅雄社中戸籍番附 明治四 一冊 七五

末寺 威徳院 天保一一 一冊 七六

真言宗人別御改帳 威徳院 弘化三 一冊 七七

真言宗人別御改帳 威徳院 弘化三 一冊 七八

真言宗人別御改帳 誓願寺 嘉永五 一冊 七九

寺領 耶蘇宗門御改帳 寛文九 一冊 八〇

宗門御改帳 宝永二 一冊 八一

宗門御改帳 享保四 一冊 八二

宗門御改帳 元文三・五 美 二冊 七三

宗門御改帳 延享二 美 一冊 七三

宗門御改帳 寬延三 美 一冊 七四

宗門御改帳 寶曆五 美 一冊 七五

宗門御改帳 明和六 美 一冊 七六

宗門御改帳 明和七・八・安永三・六 美 四冊 七七

真言宗人別御改帳 安永一〇・天明三・八 美 三冊 七八

真言宗人別御改帳 寬政二・三・五・七・九 美 六冊 七九

真言宗人別御改帳 享和三・四 美 二冊 八〇

真言宗人別御改帳 文化二・七・九・一一・一四 美 八冊 八一

真言宗人別御改帳 安永七・九・一〇・天明三 美 四冊 八二

真言宗人別御改帳 寬政二・四・五・七・九・一三 美 六冊 八三

真言宗人別御改帳 享和四・文化二・四・七・九 美 七冊 八四

真言宗人別御改帳 安永七・八・一〇 美 三冊 八五

真言宗人別御改帳 天明三・八 美 二冊 八六

真言宗人別御改帳 寬政二・四・七・九・一一・一三 美 九冊 八七

真言宗人別御改帳 享和三・四 美 二冊 八八

真言宗人別御改帳 文化二・四・七・九・一〇 美 七冊 八九

真言宗人別御改帳 安永九・一〇・天明三 美 三冊 九〇

真言宗人別御改帳 寬政元・二・四・七・九・一一 美 八冊 九一

真言宗人別御改帳 享和四・文化二・五・七 美 六冊 九二

真言宗人別御改帳 安永七・一〇・天明三 美 五冊 九三

淨土真宗人別御改帳 寬政二・七・九・一一 美 九冊 七四

淨土真宗人別御改帳 享和三・文化四・六・七 美 四冊 七五

淨土真宗人別御改帳 文化二一 美 一冊 七六

淨土真宗人別御改帳 文化二二・一四 美 二冊 七七

淨土真宗人別御改帳 天保七・九 美 二冊 七八

淨土真宗人別御改帳 天保一一・一三 美 三冊 七九

淨土真宗人別御改帳 弘化三・嘉永四・五 美 三冊 八〇

淨土真宗人別御改帳 安政三・六・七 美 三冊 八一

淨土真宗人別御改帳 慶応四・明治二 美 二冊 八二

淨土真宗人別御改帳 明治三 美 一冊 八三

淨土真宗人別御改帳 斷簡 享保四他 美 一括 八四

淨土真宗人別御改帳 安永八・一〇 美 三冊 八五

淨土真宗人別御改帳 天明三 美 一冊 八六

淨土真宗人別御改帳 寬政二・七・九 美 七冊 八七

淨土真宗人別御改帳 享和三・四 美 二冊 八八

淨土真宗人別御改帳 文化二・四・七・九・一一・一三 美 八冊 八九

淨土真宗人別御改帳 天保一〇 美 一冊 九〇

羽州村山郡寺津村宝幢寺領宗旨御改帳 寬保元・三 美 二冊 九一

人数増減帳

宝幢寺人数増減帳 正徳二・三・享保二・寛保三
 ・延享二・宝曆八・文政四 美 七冊 七五
 宝幢寺領人数増減帳 宝永五・正徳二・享保四・
 七・二〇・元文三十五・寛保三・延享三 美 一冊 七五
 宝幢寺領人数増減帳 (断簡) 美 一冊 七五

修驗改

当山修驗宗改帳 元祿二 美 一冊 七五
 当山派修驗宗家族人別改帳 行蔵院 文久四 美 一冊 七五

人別

人別改断書

寺社領町歩并人数書之証文門末取集江戸表へ差
 上上扣 享保六 美 一冊 七五
 寺内人数書之儀門末証文取集江戸表へ差上上扣
 享保一 美 一冊 七五
 人数御改断書証文 延享元 美 一冊 七五
 人数御改断書証文 安永三 美 一冊 七五
 宗門御改断書証文 付差上上書付扣 安永六 美 一冊 七五
 人数御改断書証文控 安永九 美 一冊 七五
 人数御改断書証文 天明六 美 一冊 七五
 人数御改断書証文 寛政四 美 一冊 七五
 人数御改断書証文 文化元 美 一冊 七五

人別御改帳 文政一一 美 一冊 七六

人別御改帳 天保五 美 一冊 七六

当子人別書上帳控 嘉永五 美 一冊 七六

御末寺三拾三箇寺人別改帳 安政五 美 一冊 七六

人別御改帳 安政五 美 一冊 七六

御門末三拾三箇寺分当子人別書取調 元治元 美 一冊 七一

人別御改帳 元治元 美 一冊 七三

人数書差上上訳覚書 午八月 横長美 一冊 七三

人数書 届

寺社領町歩并寺内門前人数書 本末寺二三ヶ寺 享保六 一冊 七四

平塩寺領町歩人数書上 享保六 二冊 七五

小立村善性院寺内人数書届 享保六 一冊 七六

鯨洗村宝積院人数書上 享保六 一冊 七七

宗覚院寺内門前人数書上届 享保六 一冊 七八

灰塚村新義真言宗出家人別改書 観寿院・観蓮院 寛政元 一通 七九

平塩寺内并社領人数書御届 弥勒寺宛 寛政四 一通 八〇

寺内門前百姓人数御改案紙 寛延三 一通 八一

宗門改

諸寺吉利支丹宗門改方申渡 (写) 延宝八 一通 八二

子年人別改 付本山申渡写 文政一一 二通 八三

山形 宗旨方并御届書控帳 安永六 横長美 一冊 八四

宝幢寺領内公儀御制法并宗門改帳之儀御尋ニ付書上控 安永六 一通 六五

寺津村一乘院宗旨改ニ付宝幢寺一札 貞享三 一通 六六

宗門改ニ付寺津村一乘院差上一札 元祿九 一通 六七

平塩寺出家人別御改一札 寛政元 一通 六八

宗門人別張ニ法仙坊判形相成兼以儀ニ付一札并口書 寛政二三 三通 六九

寺領山口村・矢野目村百姓人別改ニ付宝幢寺願書 貞享三 一通 七〇

上之山広福寺宗旨証文控 宝永四 一通 七一

宗旨相對証文 梵行寺・慈光寺他 安永七 八通 七二

宗旨扱手形 曾禰左仲 天明二 一通 七三

除帳・加帳

仙蔵妻子吉祥院内え引越ニ付宗門人別御届書 天保一五 一通 七四

新山寺門前後家しの方同居栄次郎等三人無人別ニ付願書并請書 下書共 安政六 六通 七五

門前村平吉伴林吉勘当之処帰帳差免願 嘉永二 一通 七六

寺領山口村百姓佐之助伴政蔵久離人別除帳願 嘉永五 一通 七七

寺領門前村富之介弟伝吉帳外願出届書 慶応元 一通 七八

岩井文蔵弟大五郎道心御帳除願書 寛政一〇 一通 七九

山口村宝教院村人別ニ加り度義願書 明治二 一通 八〇

山口村宝教院寺領人別除帳願 明治二 一通 八一

(采運寺人別改帳が被相除ゆニ付長瀬役所宛願書下書) 一通 八二

人別相除申ニ付届書 写 一通 八三

奉公人

質物奉公人手形 徳性院宛 寛文二 一通 八四

質物奉公人欠落ニ付預り一札 灰塚村正善院・兵部 寛文二 一通 八五

御家中奉公御法度ニ付質物奉公人御免願 享保一九 一通 八六

質物奉公人請状 明和五 一通 八七

御年貢米不納ニ付質物奉公人請状 嘉永三 一通 八八

奉公人請状 文化五 一通 八九

奉公人請状 嘉永三 一通 九〇

奉公人請状 文久二 一通 九一

奉公人請状 慶応三 一通 九二

奉公人請状 明治元 一通 九三

質物放シ下人滞金返済方願書写 宝曆二 三通 九四

未進奉公請書 寛保二 一通 九五

質物放シ下人手形 延享三一四 三通 九六

奉公人弥吉身代金滞り一件内済証文 願書添 明和三 二通 九七

奉公人御暇願 明和九 一通 九八

未進奉公願 天明三 一通 九九

年貢不納ニ付給金奉公願書 文化五 一通 一〇〇

寺奉公人永勘当申渡書 天保九 一通 一〇一

病身ニ付年季奉行宥免願 天保一三 一通 一〇二

奉公人欠落ニ付代人差上方願 明治四 一通 八三
御台所奉公人権助一件内濟一札 安永二 一通 八三

鉄砲改

鉄砲御改一札写 貞享五 一通 八四
鉄砲改証文 案文 貞享五 一通 八三
鉄砲改ニ付東根役所へ被遣小控 貞享五 一通 八三
鉄砲御改廻状控 元祿二 一冊 八七
鉄砲改ニ付差上手形 平塩寺他 元祿二 一通 八六
鉄砲改ニ付差上一札(案) 長善院・龍長院宛 元祿二 一通 八六
鉄砲改ニ付差上一札 泉蔵坊宥安 元祿一五 一通 八三
鉄砲改ニ付差上手形 平塩寺 元祿一五 一通 八三
鉄砲改ニ付差上手形案紙 元祿一五 二通 八三
鉄砲改書上覚控 一通 八三
鉄砲改メ覚 龍福寺領吉野宿村 一通 八三

寺領支配

寺領役人

大庄屋・庄屋 一通 八三
門前村大庄屋八兵衛後役請書 文政四 一通 八三

山口村庄屋跡役村中入札ニテ可願旨請書 宝永七 一通 八六
山口村名主入札 (宝永七) 四通 八七
山口村庄屋跡内役義御免願書 (享保三) 一通 八六
山口村庄屋跡内御役御免願書 申一〇月 一通 八三
上山村村庄屋与十郎退役願書 宝曆一四 一通 八三
山口村庄屋退役出入一件書類 明和三一四 五通 八四
天童門前村幸内退役願書 明和三 一通 八三
門前村庄屋文右衛門役義御免願書 安永三 一通 八三

村支配役

彦三郎支配役御取上代役次兵衛差上一札写 延享元 一通 八三
鮪洗村庄助退役願并跡役願 宝曆二 二通 八四
成生村寺領支配役長次郎退役願書 宝曆九 一通 八七
小関村支配役長右衛門一家欠落ニ付屈書并跡役請一札 嘉永二 二通 八四
鮪洗村長五郎寺領支配役退役願書 辰一二月 一通 八四
地頭 役 一通 八五
地頭弥七郎跡役四郎兵衛ニ致度願書 享保六 一通 八五
下山村五兵衛地頭跡役御請一札 享保二〇 一通 八五
上貫津村兵作地頭退役願書 明和三 一通 八五
上貫津村多吉地頭役拜命ニ付御請一札 明和三 一通 八五
成生村寺領地頭役御請証文 文政四 一通 八五

村々名主印鑑 横長美 一冊 八四

山 守

御堂山守誤り証文 明和三 一通 八五

愛宕社番・山守請書 天保一五 一通 八五

明覚坊山守請狀 天保一五 一通 八五

愛宕山境内山守請書 安政四 一通 八六

役 儀

上貫津村彦四郎退役願書并治兵衛跡役願書 延享元 二通 八六

重次郎老年ニ付役儀御免願 延享二 一通 八六

下山口村重兵衛役儀勤之節差出一札 延享五 一通 八六

縮洗村庄助病氣本復ニ付役義再任願書 寛延二 一通 八六

藤助老年ニ付役儀赦免願 明和八 一通 八六

地 中 役 人

中渡善并御請書 富城八木助・合次願藏・広吉・曾根勝平等宛 天保六 一通 八六

菊地治兵衛病身ニ付御暇願書 享保一八 一通 八六

(宮城要目退役願) 天保五 一通 八六

稻葉泰八退役請書 嘉永五 一通 八六

今野善兵衛三ヶ年休役願 安政二 一通 八六

安孫子彦藏死去ニ付寺用向代勤願 明治二 一通 八六

御台所役人相沢順藏・安孫子広八退役願 西七月 一通 八六

○

天童村門前孫九郎台所御用御免願書 延宝六 一通 八六

台所番通勤一札 延享四 一通 八七

御台所番拜命願 明和元 一通 八七

天童三日町伝兵衛賄役不相勤ニ付矢野目村願書 安永三 一通 八七

横目役佐々木金三郎誓文請書 文政七 一通 八七

龍福寺御朱印田地地守役御請一札 天保四 一通 八七

下江彦太夫中老役補任狀 十月 一通 八七

御境内北浦締牆守請書 天保三 一通 八七

年貢取立役任命ニ付山口村百姓連判願書 巳一〇月 一通 八七

三條五郎兵衛弟浅五郎勘当一件始末書 安政四 一通 八七

三條浅五郎帳除永暇願書 (享共) 安政四 半 一通 八七

浅五郎捕縛ニ付御牢屋拝借願 安政四 一通 八七

浅五郎改心申口 安政四 一通 八七

三條浅五郎御宥免ニ付引受一札 寺町勝五郎 安政四 一通 八七

○

御地中市藏宅替并御門先掃除役請書 天保三 一通 八七

馬形村玄道掃除人請書 慶応四 一通 八七

御用細工人差上一札 文化一二 一通 八七

寺 家 来

猶藏一件始末書 役僧龍福寺 文政八 一冊 八七

元家来猶藏罷免ニ付訴訟一件願書控 文政八 一通 八七

寺譜代家来ニ被召抱ニ付冥加金差上為取替証文 天保七 一通 八七

新抱家来上下着用免許状并冥加金預り証文
天保八 二通 八〇

北目村岡崎銀藏弟健二郎家督相統願書 天保八 一通 八二

岡崎貨三郎儀御叱御下ヶ御許請書 天保一三 一通 八三

悴貨三郎病身ニ付奉公御暇願 北目村銀助
天保一四 一通 八三

役人門前相統

門松坊養子市兵衛離別届書 宝曆三 一通 八四

曾根安左衛門跡式届書控 文政八 一通 八五

御本坊表向勤方御許容願 平松右源太 文政八 一通 八六

岩井平七養子相統願 (天保五) 一通 八七

会沢勘藏養子相統願 天保九 一通 八八

曾根匡太郎順養子願 安政四 一通 八九

安孫子広八家督願書 慶応元 一通 九〇

会沢良藏養子届書 明治二 一通 九一

○

鯨洗村主計跡目相統願 延宝七 一通 九二

鯨洗村庄三郎跡式ニ付訴訟願書 宝永四 一通 九三

門前作助算養子願書 元文四 一通 九四

門前仁八兄八助跡相統願書 元文四 一通 九五

弥兵衛病身ニ付役儀算養子願書 徳性院宛 寛保三 一通 九六

百姓跡役相勤者無之ニ付吟味願 明和七 一通 九七

譜代梁藏幼年ニ付入聲并後見願 岩井耕造
天保五 一通 九八

八木助賜暇願并弟詰弥相統願 天保六 一通 九〇

平七跡式相統願書 天保九 一通 九二

平七養子重吉婚姻申渡請書 天保一一 一冊 九三

門前村与六悴夫婦分家相統取究一札 天保一三 一通 九三

勇次郎隠居ニ付悴勇助家督讓願書 嘉永元 一通 九四

門前村九兵衛姉婿横暴ニ付吟味願口上書 辰九月 一通 九五

三右衛門名跡相統ニ付指上一札 平松惣右衛門宛 一通 九六

婦 参・暇

細谷儀七婦参ニ付差上一札 享保一五 一通 九七

宮城十茂作婦山御免請書 天保九 一通 九八

元家来鬮六悴富太郎境内立入御免請書 天保九 一通 九九

会田椽藏永暇願書并拝借金帳消請書 天保一三 三通 一〇〇

利七・藤吉境内出入差留赦免願書 宗覚院
弘化二 一通 一〇二

山田喜内遠慮赦免札状 徳性院・延命院宛 一通 一〇三

平七弟幸吉等地中立入宥免願書 文久二 一通 一〇三

○ 悴常治伊勢拔参ニ付相沢順藏御託書 天保六 一通 一〇四

悴恒治伊勢詣必帰着ニ付順藏御託書 天保七 一通 一〇五

門前村高橋喜平拔参宮引戻組合預ヶ請書 天保一四一五 四通 一〇六

寺領百姓支配

寺領見分

妙光寺役人御朱印地御檢分御請書	天保一四	一通	九七
市中巡見御用留	慶応四	一冊	九六
代官廻村遠見願書添狀		一通	九六
御朱印御境畑面檢分帳	威徳院役人	一冊	九七
暇・離縁			
久三郎暇出し証文	明曆四	一通	九〇
天童門前長兵衛・伝吉一家御暇願書	元祿二一	一通	九二
後家欠落一件御答請書	天保三	一通	九三
永暇申渡狀并請書	天保五	一通	九三
御地中市蔵不埒ニ付永暇御赦免願	天保六	一通	九四
権蔵勘当願	天保六	二通	九五
親子縁切願	申八月	一通	九六
平塩村内匠口上書	辰一月	一通	九七
御暇願ニ付返納証札紛失差出一札	天保一一	一通	九八
人別届			
天童門前長兵衛欠落之届書	宝曆八	一通	九九
弟長蔵勘当并同宿女離縁届書	天保七	二通	九〇
幸吉女房離縁届	未一一月	一通	九一
庄兵衛行衛不明ニ付御届	享和元	一通	九三
吉郎兵衛病死届書	二月	一通	九四
門前村留兵衛女房打疵快気届	寛政一〇	一通	九四

源八多門寺門前之引越一札 二月

願届請書

諸願書之留帳 (正徳四一享保二)		一冊	九六
添翰并願届筆記	文久元一明治元	一冊	九七
(諸御届書控)	文化五一文政七	一冊	九八
諸願届并違書記	慶応二一明治四	一冊	九四
御役所願届諸記	明治三一四	一冊	九五
渠庁願伺書留	明治四	一冊	九五
○			
金三郎請取一札	天和三	一通	九〇
久三郎売り脇差一件ニ付指上一札	延宝四	一通	九三
(天童中町善行寺新判ニ付指上一札)	天和二	一通	九五
未納百姓身壳ニ付指上一札	貞享三	一通	九四
上山口村庄屋百姓等不参ニ付口上覚	享保三	三通	九五
御代官ニ対シ不調法御詫一札	延享三	一通	九六
在方役人之仕方ニ付注進口上書	延享四	一通	九七
上山口村名主勘定方御吟味願書庄屋御答書・濟口証文	宝曆一三・一四	三通	九八
百姓株被仰付度願書	寛政一二	一通	九五
本坊垣根通取締之義ニ付地中差上請書	天保七	一通	九六
(宝幢寺地中御請書類留)	天保一五	一冊	九六
門松坊改印届	弘化二	一通	九六
山口村組分ケ不能ニ付愁訴状控	嘉永二	一通	九六
鉄火舎家業免許請書	元治元	一通	九六

山口村佐之助出頭延日願 明治元 一通 六五
岩并理助口上書 一通 六六

知行・給料

給料

宝幢寺諸役高附座席諸役懸井支配下書上 一綴 六六
役者役人扶持書上(頭欠カ) 享保九 一通 六六

大凶作ニ付御恩録四分通御引上ニ付請書 二通 六六
天保四

御台所番御給米四分通御引上ケ御請書 天保四 一通 六六

大凶作ニ付御給米月割渡方御請書 天保四 二通 六六

御台所取締曾根勝平扶持米御取上御宥免歎願書 天保五 一通 六六

平七御給米七ヶ年分引上ニ付歎願書 天保九 二通 六六

宝幢寺譜代御給料二分通五ヶ年歎願書 天保一四 二通 六六

門前村喜平家出不埒ニツキ半知引揚申渡御請書 天保一五 一通 六六

御台所番給料半知御請書 天保一五 一通 六六

御給料之内二分通歎納分ニ付日延願書 天保一五 一通 六六

鯨洗村支配人御役料頂戴書 嘉永五 一通 六六

大工職惣助給料半知之御請書 嘉永六 一通 六六

惣助給料半減方赦免願 嘉永七 一通 六六

亥年御給金頂戴通 天保九 一冊 六六
地方御給米頂戴書 天保八一三 三三通 六六

地方御給米頂戴書 天保一〇一三 美 四冊 六三
御給料頂戴書 安政四・万延元・元治元・明治二・三 美 六冊 六四
御遠見御手当米頂戴御請書 弘化二 一通 六五

御門先御掃除手当米被下候ニ付差上一札 天保六 一通 六六
門前村方へ手当米御請書 万延元 一通 六七

安藤広吉等御蔵米頂戴願 天保六 一通 六八

広福寺下行米覚 延宝七 一通 六九

知行 田

門前村久三郎知行田老作御暇請書 貞享三 一通 六九

門前三郎右衛門知行田三ヶ年御暇金子借用一札 貞享四 一通 六九

善吉知行田預り手形 元祿四 一通 六九

善吉知行田控証文 元祿六 一通 六九

藏之助役義再勤願書 元祿六 一通 六九

知行田御引上請書 天保四 一通 六九

知行田御下ケ渡手作相統願書 安政三 一通 六九

昆野謹司知行田御取調ニ付番代山本三五郎等詫書 安政三 一通 六九

権次右衛門給料田御下ケ願 安政三 一通 六九

門前村譜代御知行田立附米田植取調書 文久二 一通 六九

門竹坊知行所引上五ヶ年延期御請一札 文久二 一通 六九
知行所御引上御猶予御關届ニ付五ヶ年賦御請証文 文久二 一通 六九
知行上地之書上 午一二月 一通 六九

地守給田証文 天保五 一通 1004

作事仲間惣助本知行申渡書付并請書 安政二 二通 1005

大光院知行田畑等請書 一通 1006

天童門前・山形門前・貫津村知行畑持分書上 横長美 仮一冊 三七五

産業

紅花・煙草

あかね作田地三ヶ年畑成願書 安永二 一通 1007

あかね作り田畑年季再願書 安永九 一通 1008

生紅花代錢預り証文 文政三 一通 1009

宝幢寺領本畑たばこ作ひ覚 元祿一五―一六 一四通 1010

寺領本田畑たばこ作書上(案文) 未二月 一通 1011

漆木

うるし木敷之覚 寛文一〇 横長美 一冊 1012

うるしの木御改帳 延宝九 横長美 一冊 1013

漆ノ実之義ニ付御尋之趣口上書 亥一二月 一通 1014

酒造

宝幢寺領八ヶ所酒造御穿鑿ニ付指上申一札案文 寛文九 二通 1015

酒造米員数取調触書(下書) 元祿一〇カ 一通 1016

濁酒造禁制之御請書 天保三 一通 1017

諸手控覚記 明治四―五 横長美 一冊 1018

酒造米仕訳書 一通 1019

治安

罪科・刑罰

万吉・孫九郎口論御吟味口書 延宝六 一通 1020

天童御門前之内金三郎追放見届一札 天和三 一通 1021

(不審者の届出に關する町在触) 元祿二 一通 1022

蓬田文右衛門人殺ひニ付助命願書扣 元祿一四 一通 1023

殺害者救命に對する一札 元祿一四 一通 1024

盜賊一件御吟味中宿預ケニ付請書 寛政九 二通 1025

天童門前村刃傷一件吟味諸証文 寛政一〇 一七通 1026

村山郡村々騒動一件聞書・御糺始末覚書・村々人名記 享和元 美 三冊 1027

(左仲相尋之覚書) 文化四 横長半 一冊 1028

仁吉不調法ニ付詫書并勘当願書 文化一二 二通 1029

盜賊仁吉口書 文化一三 一通 1030

仁吉盜賊一件之覚 文化一三 横長美 一冊 1031

殺生御見咎四人之者預り引取証文 文政七 一通 1032

權八江罪科申渡請書 天保三 一通 1033

(觀音堂鐘村預ケ居書控) 天保三 一通 1034

盜賊入届書并品書覚 天保八 三通 1035

村追払人ニ付直吉等口書 天保八 一通 1036

八日町道者宿仲間願書 天保一四 五通 1037

角力取綱ケ関伊三郎病氣ニ付止宿先へ引取一札 弘化四 一通 1038

若者一同不埒ニ付郷藏入慎御請一札	嘉永二	一通	100元
篤藏身元御請一札	安政三	一通	100元
庄屋・山守門松坊等之慎申渡	安政五	二通	100元
梅本坊宥英等賭勝負一件届書	安政六	一通	100元
山口村百姓等名主横暴ニ付内願書(写)	元治元	一通	100元
惣助改心ニ付仲問ノ歎願書	文久三	一通	100元
門前村譜代等他村留被仰付条御請一札	明治二	一通	100元
会津藩鈴木源藏止宿一件ニ付御請書	明治二	一通	100元
会津藩土止宿為致御咎一件ニ付出入御差止請書	明治二	一通	100元
新山寺門前富五郎門前預御請一札	丑七月	一通	100元
門前村三郎右衛門口書(小平治追放一件)	子八月	一通	100元
近江日野商人宿御停止御書附	丑一〇月	一冊	100元
佐久間町八郎兵衛権右衛門人相書写	辰七月	一通	100元
搗屋白米盜難ニ付御請書	酉三月	一通	100元
山口村千藏醉狂不始末口上書并濟口証文	酉四月	四通	100元
門前村若者等益踊人集御停止不弁段御詫一札	酉七月	一通	100元
天童権現社再建小供手踊催御札明被仰付御請書		一通	100元
山口村百姓打擲一件書付	亥三月	一通	100元
門前村子供等小割木拾隠一件吟味口上書	六月	一通	100元
博奕制禁申渡御請一札	元祿一	一通	100元
博奕禁令ニ付末寺七ヶ寺御請書	元祿一四	一通	100元

博奕宿ニ付御詫一札	正徳四	一通	100元
三笠博奕并博奕宿停止御請書	享保元	一通	100元
三笠博奕御停止御請書	享保二	一通	100元
三笠博奕御停止之旨請書	享保六	一通	100元
三笠博奕御停止起請文	享保七	一通	100元
三笠博奕御停止之御触御請書	享保九	一通	100元
来迎寺地内利兵衛三笠附致 ^レ ニ付死罪御触附鯨洗村宝積院等御請書	享保一〇	一通	100元
門前村博奕之禁令御請一札	嘉永七	一通	100元
寺中留吉博奕一件濟口証文	安政五	一通	100元
紛 争 ・ 出 入			
徳乘院と門前村孫九郎出入一件口上書	延宝六	二通	100元
東根御領衆下出入一件ニ付寺領惣百姓願書	宝永六	一通	100元
山口村庄屋十右衛門と上山口村甚左衛門伝兵衛出入一件ニ付日記目錄	宝永六	一冊	100元
山口村出入一件書状	宝永六	一通	100元
(孫介敷田出入ニ付留書)	享保二	一通	100元
山口村弥七郎戸助出入一件書付	享保三	一通	100元
灰塚村田地出入一件書類		五通	100元
灰塚村兵部田地出入一件書状		七通	100元
(山口村久三郎後家 ^ノ 同人兄 ^ノ 掛合出入一件書類)		一通	100元
山口村久三郎跡畑出入ニ付吟味書付写	未九月二	一通	100元
山口村久三郎後家出入一件内濟取扱納得一札写		一通	100元

山口村与十郎藤助田畑諍論内濟願書 安永九

二通 二〇八〇

門前村九兵衛留之助へ相懸り候一件訴状 寛政四一五

一通 二〇八一

門前九兵衛留之助出入訴訟取下濟口証文 寛政五

一通 二〇八二

門前九兵衛留之助出入訴願書 (寛政八)

一通 二〇八三

門前九兵衛留之助出入一件訴答書 寛政九

二通 二〇八四

天童門前村元間之助屋敷出入一件内濟書類 文化九

六通 二〇八五

山口村兵藏久野本村八兵衛出入一件御吟味願扣 文化一〇

一通 二〇八六

山口村寺領庄治郎少地頭左之助方之懸合一件口書 文化一〇

一冊 二〇八七

新町新田地所出入一件御裁許被仰渡書并御請書扣 文化一三

一通 二〇八八

山形地蔵町一件論所御見分被仰付請証文写 文化一三

一冊 二〇八九

山形地蔵町一件御訴下書 文化一三

一冊 二〇九〇

羽州山形地蔵町一件相手方論所之手入致し始末訴下書 文化一四

一冊 二〇九一

論所畑地立入一件御吟味ニ付双方御請書扣 文化一四

二通 二〇九二

万次みわ兩人一件内濟ニ付一札 文政二

一通 二〇九三

三条五郎兵衛私慾出入差纏ニ付差上一札 天保六

二通 二〇九四

高橋村清太郎少寺領愛宕門前村定吉ニ係ル訴訟濟口証文 天保一三

一通 二〇九五

誓願寺支配行人宿一条社奉行駕籠訴一件御吟味方伺書 弘化三

一通 二〇九六

水島論所御見分中詰番諸掛り割合帳 嘉永元

一冊 二〇九七

前田村勘左衛門一件内熟整いニ付書付 嘉永三

一通 二〇九八

北着町与惣兵衛之相掛一件内熟相濟証文 安政三

一通 二〇九九

門前村泰七本家稻葉八兵衛訴訟一件濟口証文 慶応二

一通 二一〇一

矢之目村次郎右衛門次兵衛禿田畑跡ニ付訴状 午八月

四通 二一〇三

山口村甚左エ門と大庄屋伊藤儀左エ門出入一件内濟証文 二通 二一〇四

上山口村甚左衛門と大庄屋権右衛門出入一件内濟証文(下書)

一通 二一〇五

船洗村と用水路出入ニ付志戸田村御答書控 已七月

一通 二一〇五

(寺領出入ニ付東根御役人衆之御使并対談之覚) 横長美

一冊 二一〇七

説状

升目等之儀ニ付天童五日町万助等説状 寛文一二

一通 二一〇八

江俣村畑之儀ニ付船洗村主計・庄六説一札 會根三右衛門宛 延宝六

一通 二一〇九

芝居場所通筋無斷貸不調法説一札 威徳院宛 宝曆二

一通 二一一〇

威徳院門前多四郎石塔取捨一件ニ付新白雲寺一札 威徳院宛 宝曆五

一通 二一一一

中間清助醉狂之段誤り一札 安永七

一通 二一一三

天童小路町名主藤右衛門等託一札 門竹坊宛 文政一

一通 二一一三

山路庄右衛門不調法御託歎願書 文政七

一通 二一一四

権蔵酒狂御託請書 天保三

一通 二一一五

御困扱不始末ニ付船洗村長五郎御託願請書 天保八

一通 二一一六

渡戸組宇右衛門地境御札願御託一札 文久三

一通 二一一七

御奉公向無出精之廉御託一札 慶応二

一通 二一一八

元会津藩士留置ニ付明石屋留吉御託願書 明治三

一通 二一九九

恒次謹懐ニ付御詫願書 酉正月 一通 二三〇
山口村百姓庄治郎旦那寺未運寺御詫執成願 宝幢寺宛 寅五月 一通 二三一
拍子木番権蔵誤一札 卯二月 一通 二三二
拍子木番勘十郎醉狂御詫一札 徳性院宛 子九月 一通 二三三
平塩村小泉新四郎梅本坊等以説不調法御赦免願 巳七月 一通 二三四

土地

朱印状

朱印状写

天童愛宕権現社領朱印状写 (别当宝幢寺) 二三五
慶安元年七月 (家光朱印) 九通
寛文五年七月 (家綱朱印) 一〇通
貞享二年六月 (綱吉朱印) 一一通
享保三年七月 (吉宗朱印) 六通
延享四年八月 (家重朱印) 五通
宝曆一二年八月 (家治朱印) 四通
天明八年九月 (家齊朱印) 二通
天保一〇年九月 (家定朱印) 一通
万延五年九月 (家茂朱印) 二通
山形諏訪明神社領朱印状写 (别当龍福寺) 二三六

慶安元年七月 (家光朱印) 四通
貞享二年六月 (綱吉朱印) 六通
享保三年七月 (吉宗朱印) 三通
延享四年八月 (家重朱印) 二通
宝曆一二年八月 (家治朱印) 三通
天明八年九月 (家齊朱印) 二通
天保一〇年九月 (家慶朱印) 一通
安政二年九月 (家定朱印) 二通
万延元年九月 (家茂朱印) 一通
山形阿弥陀堂領朱印状写 (别当誓願寺) 二三七

慶安元年七月 (家光朱印) 二通
延享四年八月 (家重朱印) 一通
宝曆一二年八月 (家治朱印) 一通
天明八年九月 (家齊朱印) 一通
安政二年九月 (家定朱印) 一通
平塩村熊野権現社領朱印状写 (别当平塩寺) 二三八
慶安二年一〇月 (家光朱印) 二通
寛文五年七月 (家綱朱印) 一通
貞享二年六月 (綱吉朱印) 三通
山形地藏堂領朱印状写 (别当地蔵院) 二三九
慶安元年七月 (家光朱印) 二通
貞享二年六月 (綱吉朱印) 三通

享保三年七月 (吉宗朱印)	二通
延享四年八月 (家重朱印)	二通
宝曆一二年八月 (家治朱印)	一通
天明八年九月 (家齊朱印)	二通
天保一〇年九月 (家慶朱印)	一通
安政二年九月 (家定朱印)	二通
万延元年九月 (家茂朱印)	一通
小白川天神社領朱印状写 (别当威徳院)	二三〇
慶安元年七月 (家光朱印)	三通
寛文五年七月 (家綱朱印)	三通
貞享二年六月 (綱吉朱印)	三通
享保三年七月 (吉宗朱印)	一通
延享四年八月 (家重朱印)	二通
宝曆一二年八月 (家治朱印)	一通
天明八年九月 (家齊朱印)	一通
天保一〇年九月 (家慶朱印)	二通
安政二年九月 (家定朱印)	二通
万延元年九月 (家茂朱印)	一通
山形新山寺領朱印状写	二三三
慶安元年七月 (家光朱印)	三通
貞享二年六月 (綱吉朱印)	二通
享保三年七月 (吉宗朱印)	二通

延享四年八月 (家重朱印)	二通
宝曆一二年八月 (家治朱印)	二通
天明八年九月 (家齊朱印)	二通
天保一〇年九月 (家慶朱印)	一通
安政二年九月 (家定朱印)	二通
万延元年九月 (家茂朱印)	一通
御朱印之写 延宝三	一冊 二二三
宝幢寺所持御朱印之目錄 写共	二通 二二三
小白川村天神社領領知目錄 慶安五	一通 二三四
醍醐三宝院寺領御墨附 (写) (慶長一五・寛文五)	一通 二三五
朱印状受領	
出羽国最上郡天童愛宕山神領合千三百七拾石御免許願 慶安元	一通 二三六
最上山形小白川之庄御朱印御訴訟 (写) 慶安元	一通 二三六
天童愛宕領御朱印頂戴願 慶安元	一通 二三七
最上郡金井庄宝沢村四社之領御朱印書付写 慶安元	二通 二三六
元朱印并支配目錄写 慶安元	一冊 二三元
御朱印頂戴書 (威徳院) 貞享三	一通 二四〇
御朱印頂戴書 享保四	四通 二五〇
御朱印頂戴ニ付四箇寺廻状拝見書 享保四	一通 二五二
(平塩寺御朱印頂戴日限言上書) 享保四	二通 二四二
御朱印頂戴之日限差上一札 寛延元	一通 二四三
御朱印頂戴書 宝曆一三	五通 二四九

御朱印頂戴書 寛政元

五通 二五

社寺輩御朱印頂戴御札出府不及旨御達書

一通 二四三

威徳院御朱印其他御返ニ付請書 辰一二月

一通 二四

朱印状 改

(御朱印御改ニ付覚) 享保三

五通 二四

御朱印御改覚書 享保四

一通 二四六

御朱印御改ニ付請取一札写 寛延元

二通 二四七

御朱印受取書類 寛延元一明和元

四通 二四八

御朱印改留 天明七

一通 二五三

平塩寺一山惣代御朱印改ニ付口上覚 天保九

一通 二五四

御朱印御改ニ付参府中日記 嘉永七

一冊 二五五

御朱印御改記録 安政六

一冊 二五六

平塩寺御朱印御改代僧願書 安政六

一通 二五七

公用ニ付真言宗御朱印地所持寺院惣代出府方御届書

一通 二五八

宝幢寺并末寺印形預リ惣代出府届書

一通 二五九

御朱印改御札手札

一括 二六〇

檢地帳

○ (御前帳写)

中野本郷(外内面村・中野舟町・鯰洗村) 御繩打水帳(写共) 元和九

三冊 二六一

天童之内奈良沢村(外高木村) 御繩水帳(写共) 元和九

三冊 二六三

天童之内山口村御繩水帳(写共) 元和九

三冊 二六三

天童之内灰塚村(外北目村・成生村) 御繩打水帳(写共) 元和九

三冊 二六四

天童之内灰塚村御繩打水帳(写) 元和九

一冊 二六五

天童之内貫津村(外窪野目村) 御繩水帳(写共) 元和九

三冊 二六六

天童之内老野森(外山家村・久野本・小関村・寺津村) 御繩打水帳(写共) 元和九

三冊 二六七

○ (宝幢寺領拔書)

中野本郷水帳(写共) 元和九

三冊 二六八

内表村水帳(写共) 元和九

三冊 二六九

中野舟町水帳(写共) 元和九

三冊 二七〇

鯰洗村水帳(写共) 元和九

三冊 二七一

天童之内奈良沢村御繩水帳(写共) 元和九

三冊 二七二

天童之内北目御繩水帳写 元和九

二冊 二七三

天童之内山口村御繩水帳写 元和九

二冊 二七四

天童之内灰塚村御繩水帳写 元和九

二冊 二七五

天童之内小関村御繩水帳写 元和九

二冊 二七六

天童之内貫津村御繩水帳(写共) 元和九

二冊 二七七

天童之内老野森村御繩水帳写 元和九

二冊 二七八

天童之内久野本御繩水帳(写共) 元和九

三冊 二七九

天童之内寺津村御繩水帳(写共) 元和九

四冊 二八〇

天童之内窪野目村御繩水帳写 元和九

二冊 二八一

天童之内山家村御繩水帳(写共) 元和九

三冊 二八二

天童之内成生村御繩水帳(写共) 元和九

三冊 二八三

天童之内矢野村御繩水帳(地下帳之写) 元和九 美大 二冊 二八四

天童之内矢野目村御繩水帳(写共) (元和九) 美大 三冊 二八五

天童之内田麦野御繩水帳(地下帳之写) (元和九) 美大 二冊 二八六

天童之内田麦野村御繩水帳 (元和九) 美大 二冊 二八七

中野新田村御繩水帳(写共) (元和九) 美大 三冊 二八八

(天童之内奈良沢村御繩水野帳) 元和九 一綴 二八九

(天童之内山口村御繩水野帳) 元和九 一綴 二九〇

(天童之内老野森村御繩水野帳) 元和九 一綴 二九一

舟町村御繩水帳写 寛永一五 美大 二冊 二九二

山形領天童貫津村御繩打水帳(写) 寛永一五 美大 一冊 二九三

奈良沢原町村御繩打水帳(写共) 寛永一五 美大 三冊 二九四

中野村之内宝幢寺領御繩帳(写) 寛文一二 美大 一冊 二九五

(中野・内面・鯨洗・志戸田・舟町村之内宝幢寺領御繩帳) 寛文一二 美大 一冊 二九六

鯨洗村之内宝幢寺領御繩帳 寛文一二 美大 一冊 二九七

内表村之内宝幢寺領御繩帳 寛文一二 美大 一冊 二九八

宝幢寺領 灰塚村帳之内 奈良沢村帳之内 北目村御繩帳 寛文一二 美大 一冊 二九九

宝幢寺領畑奈良沢村御繩帳 寛文一二 美大 一冊 三〇〇

北目村之内宝幢寺領御繩帳 寛文一二 美大 一冊 三〇一

灰塚村之内宝幢寺領御繩帳 寛文一二 美大 一冊 三〇三

宝幢寺領中野村之内 内表村・鯨洗村・中野村分 (元和九年御繩帳写) 寛文一二 美大 一冊 三〇三

宝幢寺領田畑御繩帳 中野・舟町・内表村 (元和九年御繩帳写) 寛文一二 美大 一冊 三〇四

寒河江領之内村山郡小清村御繩地帳 寛文一二 美大 一冊 三〇五

御城之水帳拔書之写(宝幢寺領) 貞享元 美大 三冊 三〇六

宝幢寺領御繩水帳之写 佐藤富太郎 (元和九) 横半半 一冊 二七六

御繩水帳拔書之写 (元和九) 美大 一括 二七九

元和九年御繩帳写 酉三月 二通 三〇七

寺津村入会宝幢寺領檢地起請文 享保一四 一通 三〇八

宝幢寺分知行之帳 (元和末―寛永初カ) 美大 一冊 三〇九

出羽国寺領公方帳写 延宝三 半 一冊 三〇〇

御社領田畑繩入帳 天保一四 横半半 一冊 三〇一

地改役人書付拜見受書 文化一四 一通 三〇二

地改御吟味中双方御請書控 弘化四 一通 三〇三

寺津村子年御棹入之節一乘院屋敷除外覚 (享保一四) 一通 三〇三

高書上 宝幢寺領 一冊 三四

宝幢寺新田地領分 寛永一三 美大 一冊 三四

(宝幢寺領高反別内訳控)	寛文九	一通	三七
宝幢寺領田畑高帳覚元和九年御繩入帳之写	寛文一	二册	三六
宝幢寺領覚	延宝二	一通	三九
宝幢寺領之覚	延宝九	一通	四〇
宝幢寺々領目錄	貞享元	一通	四一
名寄帳写	元禄三	二册	四三
国絵図御改ニ付宝幢寺御朱印地書上控	元禄一〇	二通	四三
松平大和守知行所村々宝幢寺領書上控	元禄一一	一通	四四
御朱印地愛宕社領千三百七拾石内訳覚	宝永八	一通	四五
(宝幢寺領田町改書上帳写)	享保六	一册	四六
宝幢寺御朱印田畑高書立覚帳	文化九	一册	四七
宝幢寺并末寺御朱印高并境内取調書上	天保三	一綴	四六
愛宕権現社領田畑町歩改書上控	天保三	二通	四九
御朱印御寄附地宝幢寺領拔書	天保三	一册	五〇
出羽国村山郡之内郷村高帳(御朱印地愛宕権現社領高)	天保五	二册	五三
御寺領田畑御取調ニ付書上	天保一四	一綴	五三
田畑高并境内書上之覚記	弘化二	二册	五三
元御朱印地田畑高反別取調帳	明治五	八通	五四
明細繩寄取調帳(宝幢寺領惣分高調)	明治四	一册	五五
寺領入会高・本高書上	明治初	二通	五七
(宝幢寺御朱印寺領高各村内訳)		一通	五六

村々御朱印高書上	辰正月	一通	三七
(御料分并寺領分覚)		一通	三八
(宝幢寺領村々田畑米大豆惣々高覚)		一册	三九
愛宕権現社領并末寺門中甘蔗不植付砂糖不製作高付控	文政二	二册	四〇
社寺領御朱印并写江戸寺社奉行之印持参御触之請書案	卯三月	一通	四一
○			
矢野目村田帳之覚	寛文八	一册	四二
灰塚村田畑覚下書共	延宝四	五通	四三
山家村畑繩入改覚	延宝四	一册	四四
鯨洗村田畑之覚	延宝六	一通	四五
宝幢寺領之内鯨洗村田畑帳覚	延宝八	一册	四六
寺津村畑寄	貞享二	一通	四六
中野村高附書出し	元禄一〇	二通	四七
宝幢寺領田畑帳	鯨洗村 享保一	一册	四七
灰塚村之内宝幢寺領名寄帳	寛政一一	一册	四八
田畑高改帳	山口村 寛政一二	一册	四九
宝幢寺領田畑相改帳	小関村 寛政一二	一册	五〇
宝幢寺領名寄帳灰塚村御繩水帳之写	文化元	一册	五〇
灰塚村田畑取究之覚(写)	文政四	一通	五一
田畑御高辻書上小前帳	天保四	一册	五二
宝幢寺領名寄帳	灰塚村 天保四	一册	五三

窪野目村寺領御見分之節高反別枚數書上并鹿絵
天保一四

二通 三五三

宝幢寺様御領分名寄帳 灰塚村 安政四

半 一冊 三七五

灰塚村田畑取調野帳 安政五

半 一冊 三五四

亥年与兵衛与次兵衛才兵衛出ほん仕込ニ付田畑
書上帳 明和二

横長美 一冊 三五五

反別書上帳(陣場新田細分) 明治三

美 一冊 三五六

成生村元朱印地反別寄取調帳 明治五

横長美 一冊 三五七

宝幢寺領貫津村分書上 壬戌八月

一通 三五八

灰塚村田畑寄覚

一通 三五九

宝幢寺領成生村田畑覚

二綴 三六〇

北目村鯨洗村小鬮村田方細寄

三綴 三六一

門前田畑改之覚 午八月

一通 三六二

御高調ニ付天童郷中必指出書留 天保一四(安政
五追記)

横長美 一冊 三六三

窪目村御寺領高調御案内方日延願 天保一四

一通 三六四

末 寺 領

妙見寺村御繩打帳 元和九(正保三写)

美大 一冊 三六五

反別帳 最上小白川村威徳院 写共(寛永一七カ)

美大 二冊 三六六

天神社領之知行帳 威徳院 寛永一七

美大 一冊 三六七

(天神社領之内地蔵町・小白川村分高入書上)

美大 一冊 三六八

(天神社領之内地蔵町・小白川村新田入分書上)

美大 一冊 三六九

(威徳院領之内地蔵町新田分書上) 承応元

美大 一冊 三七〇

(天神領之内小白川村新田帳) 承応元

美大 一冊 三七二

小白川村威徳院御朱印田畑反別書上 享保六

一通 三七三

新田書訊差上帳(写) 小白川村 享保一六

半 一冊 三七三

威徳院御朱印地天神社領田畑町歩書上 天保三

一通 三七三

小白川村威徳院寺領御朱印地調書上

一通 三七四

龍福寺御朱印高書上控 元祿一〇・宝永八

四通 三七五

龍福寺御朱印高之町歩控 享保六

一通 三七六

龍福寺御朱印高書上之下書 享保一二

一通 三七七

出羽国村山郡之内郷村高帳 龍福寺 天保四

美大 一冊 三七八

(諏訪明神社領高境内書上) 龍福寺

美 一冊 三七八

諏訪明神社領書上 申九月

一通 三七九

国絵図御改ニ付熊野権現社領書上写 平塩寺
元祿一一

一通 三八〇

平塩村熊野権現社領 百四十 配分之書上 宝永七
九石余

一通 三八一

平塩寺熊野権現社領并入会地書上覚 享和三

一通 三八三

最上長崎領平塩村熊野権現社領石高名付書上(写)

一通 三八三

○ 新山寺御朱印地町歩書上 享保六

一通 三八四

○ 出羽国村山郡之内郷村高帳 新山寺 天保四

美大 一冊 三七九

○ 出羽国村山郡之内郷村高帳 誓願寺 天保四

美大 一冊 三七〇

出羽国村山郡之内郷村高帳 地蔵院 天保四 美大 一冊 三六二

名寿調ニ付古帳書拔帳 天保一四 横半半 一冊 三六五

出羽国郡村仮名附帳 宝幢寺并五末寺 享和三 美 六冊 三六六

平塩寺国郡村仮名附御帳面納付ニ付宝幢寺添翰 亥八月 一通 三六七

寺領小前書上

高反別小前書上帳 道満村惣助 天保一四 横長美 一冊 三六八

御朱印御社領御田畑小前書上帳 鮎洗・吉野宿・陣場村 天保一四 半 三冊 三六九

御朱印御畑地小前連印書上帳 久野本村清兵衛 天保一四 半 一冊 三九〇

成生村支配人病氣ニ付小前帳取調方年延願 天保一五 二通 三九一

小園村御高小前名寄書上帳 天保一五 横長美 一冊 三九二

寺津村御田畑小前名寄書上帳 天保一五 横長美 一冊 三九三

当巳田方合附小前書上帳 貫津村 弘化二 横長美 一冊 三九四

当巳田方植付小前書上帳 矢野目・寺津村 弘化二 横長美 二冊 三九五

旧墓所小前書上帳 明治二 横長美 一冊 三九六

田畑知行面并小前書上帳 天童愛宕門前 明治三 横長美 一冊 三九七

繩分田畑小前書上帳 陣馬新田并鮎洗村 明治三 半 一冊 三九八

愛宕社元朱印地田畑小前帳 明治五 横半半 一冊 三九九

境内・宅地

境内 地

(灰塚村新山権現社地書上控) 寛文一二 一通 二〇〇

専念寺新山寺取替置塚証一札 文政六 一通 二〇一

真言宗除地境内取調帳 吉祥院・月山寺・常福院 天保四 美 一冊 二〇二

喜太郎稻荷社々地大切ニ守護可仕旨願書 天保六 横長美 一冊 二〇三

天童郷中社地取調覚 一通 二〇四

観音寺境内不法住居咎一件口上之覚 案 一通 二〇六

屋敷地 宝幢寺領上山口村屋敷之内木改証文 延宝七 一通 二〇七

御用畑之内明屋敷并寺高困入之覚 貞享四・元祿六・一二 横長美 一冊 二〇八

養恩寺屋敷永代売金請取証文 元祿五 一通 二〇九

番内屋敷請状 元祿一一 一通 二一〇

宝幢寺一切経蔵建立ニ付明屋敷畑替地願書 宝永三 二通 二一一

(誓願寺門前屋敷間敷改) 文化一一 一通 二二三

中野村権七跡明屋敷相続願 文政二 一通 二三四

御地中居屋敷銘々間敷改帳 天保三 横長美 一冊 二三五

門前村居屋敷間敷改帳 天保四 美 一冊 二三六

誓願寺門前屋敷間敷改帳 天保一二 横長美 一冊 二三七

小園村屋敷書上 天保一四 一〇通 二三八

吉祥院地中屋敷分間御改請書 天保一五 一通 二三九

居屋敷地代永久支配之一札 誓願寺門前清兵衛 弘化三 一通 二四〇

地中屋敷出入訴状并済口証文 安政二・三

常福院屋敷讓渡願書并請書 万延元

舟町村御朱印地屋舖冥加請状 文久三

寺領御高調ニ付居屋敷書上案紙

北目村仁兵衛屋敷替証文 巳二月

借地・借宅

成生村間兵衛門前村々家分ケ借屋之願書

末寺常福院屋敷之内拝借ニ付請書 文化六

常福院家敷畑地支配請書 文化一一

常福院境内門前地所拝借証文 万延元

誓願寺境内垣際借地願書 宝曆一〇

居宅普請ニ付誓願寺境内地拝借願 安永九

新山寺門前明間拝借願書 文化五

桶町豊次養子周次郎新山寺地中借宅ニ付請書

新山寺境内居宅地代定書類 絵図面共 天保一四

新山寺地中借宅証文 文久三

水菓子商地所借請証文 新山寺宛 元治元

吉祥院門前借屋証文 天保二

(觀音寺門前故織右衛門伴兼吉借家訴訟一件

相沢純六地面拝借一札 天保一三

上東山村善四郎明屋敷拝借請書 弘化四

田 畑

朱印地耕作

喜平次分田畑并同知行田畑書上 寛文二 横長半

御朱印地御取上ケニ付後継人願書 宝曆一一

御朱印地作人出奔ニ付組合之者扣作引請一札 文政元

下波江村御朱印地返地願不許可之旨仰渡請書 嘉永四

御朱印御田地御引上之由耕作相統願書 天保九

勝手地普請御託一札絵図共 天保一四

御朱印地普請ニ付請書(頭欠) 天保一〇

愛宕社元朱印地之内受戻地ニ付願書并御請書写 明治八

寄進地

熊野権現之田地永代寄進之覚 宝永八

本新畑永代指上証文 文化四

拝借地

法躰寺道路敷借用手形 延宝六

地藏町屋敷畑替地証文 宝永三

芝居興行ノ為寺領畑拝借一札 宝曆五

上地

田地取上ケ一件願書 寛文一〇

寺地御取上ケニ付宝積院且家託書 寛文一一

萩之戸村清藏田地御取上請書 延宝七

御取上地承諾書并御引請一札 宝曆一一

田地御取上御宥免ニ付差出一札 文化二二

一通 三三〇

八兵工上地小前連印書上帳 天保一四

横長美

一冊 三五六

持高取上ケ組合預ケ之義御勘弁願 寅八月

一通 三三九

社寺境内之内上地田畑取調御布告之写 明治六

一綴 三六〇

隱田

門前村長兵衛隱田有之ニ付持田地御取上之節指上一札 寛文二

一通 三六一

隱田露頭ニ付指上一札 延宝六

三通 三六三

喜平次隱田御詫一札 寛文二

一通 三六三

寺領十二柳隱田指上目安 万治四

一通 三六四

小作人隱田詫状 天保四

一通 三六五

預り田畑

田地御預り証文 寛文一〇

一通 三六六

田畑御預願書(延宝四)

一通 三六七

畑地預り証文 延宝四

一通 三六八

田地預り証文 延宝七

一通 三六九

畑預り証文 延宝七

一通 三七〇

田畑預り証文 延宝七

二通 三七一

田地預り証文 写共 天和二

二通 三七三

田畑屋敷預り証文 元祿三

一通 三七三

田畑預り証文 元祿三

一通 三七四

広福寺領畑預り証文 元祿四

三通 三七五

預ケ田地取戻願書 宝永二

一通 三七六

田畑預り証文 享保一〇

二通 三三七

田畑預り証文 宝曆二二

一通 三三八

畑預り証文 明和四

一通 三三九

役人給田預り手形 明和八

一通 三六〇

山口村百姓田所組合預り分ニ付差上一札 文化二二

三通 三六一

質 地

新山畑敷線口書 寛文一一

一通 三六三

田畑質敷放証文 寛文一二

一通 三六三

敷畑手形 延宝二

一通 三六四

敷錢田畑控証文 延宝七

一通 三六五

寺社領質物不可致旨指上申一札 元祿七

一通 三六六

田畑質地証文 享保

一一通・一冊 三六七

田地質地証文案紙 寛延

二通 三六八

質地手形質入小証文写 宝曆四

一通 三六九

質地請返請状写 天明四

一通 三九〇

田畑質流証文 寛政五・安政五

四通 三九一

敷地証文金子借用状 文化一五

一通 三九三

(田地入質証文写) 文政一〇・天保九・嘉永七 半

一冊 三九三

(山家村分田地入質売買券文写) 天保三・安政四 美

一冊 三九四

田畑取替質地証文并借用金証文 弘化四・嘉永三

三通 三九五

〇

質流地田地証文写 嘉永七

一通 三九六

質敷放田地証文 天保一 一通 三三七

田地敷放金子借用証文 天保一〇 一通 三六九

小関・寺津・道満・新古証文写 文久三 一冊 三九九

御朱印地新古証文御改書上帳 文久四 一冊 四〇〇

(引当証文案文) 一通 四〇二

灰塚村兵部愛宕山杜領田畑質入一件書類 二七通 四〇三

田地敷金出入一件口上書并諸書 (宝永二) 二通 四〇三

屋敷堺諍論裁許書写 享保四 二通 四〇四

質地請戻出入願書 寛延四 一通 四〇五

(質地田畑作徳米并借用金子滞始末記) 一冊 四〇六

山口村百姓質地貸金滞り一件内済二付証文 (宝永二) 一通 四〇七

明覚坊・大式坊質地請返出入一件書名主書状共 五通 四〇八

田畑讓渡質流地書入出判帳 天保五・弘化二 二冊 四〇九

質地元利滞りニ付決濟願 寅一〇月 一通 四一〇

中野目村百姓八郎右衛門・与介申口(写) 一通 四一一

田畑敷錢仕い者人別控 一通 四一二

田畑讓渡

養恩寺屋敷永代渡証文 徳性院宛 元祿五 二通 四一三

威徳院領畑永代壳渡証文 地蔵院宛 元祿一五 一通 四一四

田地永讓願書 門前村久助 享保二〇 一通 四一五

田中宗庵所持畑永讓証文 威徳院役人宛 寛延四 一通 四一六

宝幢寺分田地讓渡証文写 山家村収納方世話人 一冊 四一七

三右衛門 延享四―文久三 三綴 四一七

門前六左衛門畑地讓渡願書 威徳院宛 宝曆七 一通 四一八

善龍寺え田畑讓渡願書 会田六郎兵衛 宝曆一〇 一通 四一九

見聞寺え田畑讓渡願書 会田六郎兵衛 宝曆一〇 一通 四二〇

寺内惣右衛門預り畑讓渡願書并讓受証文 宝曆一三 二通 四二二

田畑讓渡証文 明和二―八 九通 四二三

田畑讓渡願書 明和四―五 五通 四二三

田地讓請証文 明和四 一通 四二四

畑地讓請証文 明和五 一通 四二五

畑讓願一札 明和五 一通 四二六

地蔵院預り畑讓渡願書 明和七 一通 四二七

預り畑讓渡願書 明和七 一通 四二八

田畑讓受ニ付差入一札 威徳院役人宛 安永三 一通 四二九

讓請田地定免切替届 山家村三右衛門 天明四 一通 四三〇

田畑讓り届 寺町大津作兵衛 享和二 一通 四三一

田畑讓請一札 七日町彦四郎 享和二 一通 四三二

田畑讓渡願書 佐藤一之進 享和二 一通 四三三

田地讓渡証文 地蔵町市助 享和三 一通 四三四

預り田地讓願 小白川村孫兵衛 享和三 一通 四三五

田畑讓渡願 常念寺内惣兵衛 天保一一 一通 四三六

久野本村八兵衛上地讓渡分差出一札 天保一四 三通 四三七

畑地讓受ニ付差上一札 七日町藤右衛門 天保一五 一通 四三八

田地永讓渡証文 天保三・安政二	一三通	一四九	(田畑持高伏所書上連判証文)	一冊	一四六〇
讓請畑地証文 弘化二	一通	一四四〇	関根村越石田地ニ付無役地連判証文(控)	一通	一四六一
畑地讓渡証文 安政六	一通	一四四一	月山寺田地ニ付願書 (下書)	一通	一四六三
讓請畑屋敷ニ相用ニ付一札 久野本村勘十郎 安政六	一通	一四四三	舟町村孫十郎同村喜八郎と宝幢寺知行田地出入 訴狀 元祿一〇	二通	一四六三
田畑讓渡書奥印ニ付威徳院役人山路周藏答書 慶応三	一通	一四四三	小 作		
○			田地控証文 元祿五	一通	一四六四
山家村毘沙門田地替之節四ヶ村庄屋差上書 明曆三	一通	一四四四	たんど田控証文 元祿六	一通	一四六五
貫津村大光院田畑ニ付差上一札 寛文一〇	一通	一四四五	田畑控作証文 宝永四	二通	一四六六
寺領御田地御吟味ニ付清左衛門等差上証文 宝曆一	一通	一四四六	田地控証文 宝永四	一通	一四六七
田地畑成願 明和二	一通	一四四七	田畑控作証文 宝永八・享保八	六通	一四六八
威徳院御朱印畑立合証文 享和三	一通	一四四八	壹俵控作証文 享保二	一通	一四六九
愛宕社論所畑一件証文 文化一四・文政二	一三通	一四四九	稻荷田控作証文 享保九	一通	一四七〇
年貢頂戴地所之儀ニ付答書 文政一三	一通	一四五〇	せんしゅ畑控作ニ付伺書同返書 享保一三	二通	一四七一
藥師堂御除地養蓮寺持高調帳 天保八	一冊	一四五一	吉野宿村作り子控作証文 元文元	一通	一四七三
寺領居屋敷畑所持主等書上 絵図添 天保一四	一通	一四五三	新山寺御知行田控作証文 元文五	一通	一四七三
山口村寺領百姓等水帳写頂戴願書 慶応元	一通	一四五三	田地控作証文(写) 宝曆二	一通	一四七四
長学坊田地改証文 徳乘院 辰三月	一通	一四五四	御朱印高之内控作預り証文 天明二	一通	一四七五
寺津村之内大林寺分田地ニ付申渡書 辰六月	一通	一四五五	控作証文 寛政元	一通	一四七六
中野目村高助畑五枚書上 辰七月	一通	一四五六	大式坊上地控作証文 寛政一一	一通	一四七七
佐伯岩尾威徳院取添地覚	仮一冊	一四五七	控作証文 文化九	一通	一四七八
灰塚村田畝反改覚	一通	一四五六	田畑控作証文 天保五	六通	一四七九
灰塚村田方畑方之覚	一通	一四五六	田地控作証文 天保五・嘉永四	四通	一四八〇

美

龍福寺畑控作証文 天保八

一通 一四八一

地藏院田畑控証文 天保一〇

一通 一四八二

御田地控証文 天保一四

一通 一四八三

控作り畑証文 安政六

一通 一四八四

新山寺内畑控作証文 文久四

一通 一四八五

畑地控作証文 明治二

一通 一四八六

立置申田地証文 寛文八

二通 一四八七

成徳院御百姓立代証文 宝曆元

一通 一四八九

威徳院御百姓立代渡証文案紙 宝曆二

一通 一四九〇

田地立附証文 明和五

二通 一四九一

田地立附証文 天明六

一通 一四九二

兼塚田一作証文 天明八

一通 一四九三

地代証文 文政四

一通 一四九四

寺領田地永小作証文 文政二

一通 一四九五

灰塚村入会宝幢寺領永小作申渡券証(写) 弘化四

一通 一四九六

御寺領上地永小作ニ御請証文 嘉永四

一通 一四九七

観蓮院支配高寺領永小作地敷替ニ付御届願書 安政五

一通 一四九八

作子証文 元祿一〇

一通 一四九九

天童門前長兵衛伝吉指上一札 元祿一〇

一通 一五〇〇

寺領田地作り子等不埒申出ニ付差上一札 天明二

一通 一五〇一

出作証文 天明八

二通 一五〇二

小作一件呼出日延願書 寛政一三

一通 一五〇三

田成地小作願 天保一一

一通 一五〇四

新山田永小作人源次郎新繩地取調願控 安政三

一通 一五〇五

御寺領田畑小作調帳 安政五

横長美

一冊 一五〇六

田畑手作之寛

横長美

一冊 一五〇七

田地立附被仰付度旨願書 正月

一通 一五〇八

立附取箇絵図面日延願 明治二

一通 一五〇九

当御領田畑小作調帳 明治二

横長美

一冊 一五一〇

直立附小作人連名帳 明治三

横長美

三冊 一五一一

山形西田表御田地并小作人取調帳 明治三

横長美

二冊 一五一一

取添地所立附取納帳 明治三

横長美

一冊 一五一二

諸方困地持高反別取石斗代控帳 附明治六年立附記 明治四

横長半

一冊 一五二四

新榎納年貢米金納之儀ニ付作子俵持之条々御赦免願書(控) 寛文一一

一通 一五二五

正善院兵部口書 亥九月

一通 一五二六

立付小作未進之出入願書并濟口証文 宝曆九

四通 一五二七

寺領田地控預り人願書 天保四

一通 一五二八

小作米代滞掛合示談整ニ付願書 弘化四

一通 一五二九

小作米用捨引出入一件申上覚(写) 卯二月

一通 一五三〇

不納立付米日延請書 戊五月

一通 一五二

萩野戸村源右衛門控畑之儀ニ付対談控 申一〇月

一綴 一五三

小作人不納米用捨願 卯正月

一通 一五三

小作取米覚

一通 一五四

出作

卯年夕地蔵町畑方宝幢寺内徳性院出作帳写

半

寛文三

五冊 一七七

林野

寺領山林

禁制(愛宕山林剪採)(写) 寛永二〇

一通 一五五

貫津村羽黒・清水・阿弥陀・熊野四ヶ所山林猥

一通 一五六

リニ伐木不致旨御請書 天保一四

一通 一五七

天童表御家来一統夕差上御請書(愛宕山御林伐

一通 一五七

木ノ禁・家作絵図面届等) 天保一四

一通 一五七

愛宕山境内山林取締方御請一札 安政二

一通 一五八

宝幢寺領上貫津村御林木数改之覚

一通 一五九

城山御林下草刈等御答書控 文化六

一通 一六〇

天童北目村薬師山一件ニ付門覚院門前役人口上

横長美

一冊 一五三

控 文化六十七

一冊 一五三

御寺領山林村々用材改帳 安政四

横長美

一冊 一五三

山口村御林山稼方差止ニ付愁訴願書 文久二

一通 一五三

荒谷村御林新田開発之義ニ付林付二十五ヶ村

一通 一五四

申立書附(控) 辰九月

一通 一五四

山論

上山口村寺領惣百姓等田畑・入会山訴訟一件書

一〇通 一五五

類下書 宝永六

二通 一五六

八ヶ村入会山訴状并山論裁許一札控 享保二〇

一通 一五七

天童門前惣百姓等入会山出入願書 享保二〇

一通 一五七

平清水村万松寺・前田村・小白川村山論裁許状

一通 一五八

写 寛延四

一通 一五八

熊野山之三極院夕懸合一件留帳(山論一件)

一冊 一五九

寛政六

一冊 一五九

熊野山一件御吟味ニ付三極院夕差上一札 寛政六

一通 一五九

薬師山出入御訴訟草稿(文化七)

二綴 一五四

薬師山争論ニ付織田左近将監殿役所夕文通之控

二綴 一五四

文化八

二綴 一五四

(愛宕社領立木伐採出入訴状下書) 文化一三

一冊 一五三

愛宕社地山林ニて織田左近将監殿御領分之者

一冊 一五三

共伐木一件留 文化一三

一冊 一五三

愛宕社裏山伐木一件内落・為取替証文 文化一三

四通 一五四

山論一件御評定并御吟味覚記(本帳并控帳)

二冊 一五四

文化一三

二冊 一五四

天童愛宕山論御請書諸通留記 文化一三

一冊 一五五

山論一件万事覚書 文化一四

一冊 一五五

愛宕山論所御見分中日記 文化一四一―一五

一冊 一五五

山論場所見分方訴書 文政元

一通 一五五

分間御改写(愛宕山論) 文政元

一冊 一五五

山論一件出府中日記 文政三

一冊 一五五

御裁許写(控共) 文政三

一冊 一五五

御裁許場所御定杭日記 文政三

一冊 一五五

山論御裁許済ニ付差上一札 文政三

一通 一五五

御裁許場所定杭銘書 (文政三)

美半 二冊 一五八

愛宕山御裁許定杭再建帳 天保三(慶応二写共)

横長美 二冊 一五七

城山御裁許定杭再建帳 天保三

横長美 一冊 一五八

愛宕山御裁許定杭再建帳 弘化二

横長半 一冊 一五九

船町村入会一件口書并内済一札 弘化三

六通 一五〇

水晶山論所ニ付河原子村之者不当之手入ニ付訴願書(控) 嘉永二

一通 一五一

水晶山不法出入一件訴狀 文久二

一通 一五二

山口村御林山入会出入ニ付寺領ノ歎願書写

一冊 一五三

山口村百姓入会山出入一件御請一札 文久三

一通 一五四

御林山入会愁訴狀 文久二

一通 一五五

山口村百姓入会山出入訴訟狀 文久三

一通 一五六

宝幢寺山論出訴届書下書 文久三

四通 一五七

宝幢寺領山口村百姓入会山論濟口証文 元治元

一卷 一五八

山口村御林山出入扱人ノ差出一札 安政元

一通 一五九

上山口村庄屋草原切発出入ニ付口上書 戊八月

一通 一六〇

御奉行所御裁許書 安政四
伐木

一冊 一六〇

薬師堂修覆用材伐木願 元祿一一

一通 一六一

阿弥陀堂材木願 元祿一五

一通 一六二

風折木払山願(写共) 享保八

三通 一六三

杉老木伐採願 明和四

一通 一六四

熊野山御林伐木願写 寛政六

一通 一六五

杉壳木伐木申請証文 文化一一

一通 一六六

古四王山御払木請負一札 文政八

一通 一六七

宝積院寺内伐木願書 文政一一

二通 一六八

熊野宮社木払下願 天保三

一通 一六九

日影木伐採願 天保一一

一通 一七〇

観音堂再建届并用材伐取ニ付願書 天保一四

三通 一七一

四ヶ所御林一円御払下ニ付買請一札 嘉永元

一通 一七二

熊野山境内之余木伐木願 文久元

一通 一七三

拝借地枯木伐木願 明治六

一冊 一七四

杉木代金請取手形 寛文一一

一通 一七五

かやノ木壳上代金請取手形 延宝五

一通 一七六

今宿村薬師境内伐木代金請取証 文政九

一通 一七七

岡村両頭山之杉木伐取ニ付論所扱証文 延宝九

一通 一七八

古四王山薬師修覆材背伐ニ付逼塞御請一札 宝永六

一通 一七九

無断伐木ニ付過料申渡并御詫一札 享保七

二通 一八〇

盗伐松木預り証 享保七

一通 一八一

養恩院屋敷杉伐壳一件申渡書(下書控共) 享保一三

七通 一八二

天童愛宕山ニ而木伐跡有之ニ付差上一札 延享元

一通 一八三

熊野山背伐一件詫入書付(写共) 延享二

二通 一八四

愛宕山盗伐注進書并過料預り書 延享三

一通 一八五

宝幢寺領畑畔ノ松木伐取一件御吟味口上覚 宝曆一一

二通 一八六

阿弥陀堂御林盜伐注進書	寶曆一三	三通	一五七
昌林寺再建用木無斷伐採御赦免願	寶曆一三	一通	一五六
無届伐木ニ付詫一札	明和五	二通	一五九
杉木盜伐ニ付重科差免願	明和五	一通	一六〇
杉木盜伐ニ付代金預願	明和六	一通	一六一
山口村百姓無断伐木之儀御宥免願書并御請書	文化七	四通	一六三
門前村御山守等指上一札并御請書	文化七	二通	一六三
小井戸山立木盜伐詫狀	文政三	一通	一六四
平塩寺山伐木内濟証文(控)	文政五	一通	一六五
境内立木伐荒人内濟歎願書	天保二	一通	一六六
新山権現社樹木伐採一件内濟・和睦一札	弘化二	一通	一六七
無断伐木一件ニ付差出一札	弘化二	一通	一六八
平塩寺伐木御詫一札	弘化三	一通	一六九
平塩寺山内伐木御詫并諸堂修覆料ニ付一山差上一札	弘化三	一通	一七〇
御朱印山林之内風折松等伐取御詫御許容願	弘化三	二通	一六一
愛宕山襖伐木一件歎願人之御預并御請一札	安政三	二通	一六三
愛宕山背伐一件書類	安政四	一五通	一六三
愛宕山松木無届伐取一件御裁許請書	文久四	二通	一六四
愛宕山境内之雪折松勝手処分御詫証文	文久四	一通	一六五
愛宕山盜伐二付組合預ケ請書	文久四	一通	一六六
羽黒山盜伐一件注進書	寅一二月	三通	一六七

熊野山盜伐注進書写	寅一二月	一通	一六八
龍福寺内擧私買ニ付詫願	酉	一通	一六九
(威徳院境内伐木ニ付地藏院御詫一札)	四月	一通	一七〇
太子堂再建用材伐木願	寅四月	一通	一七三
貢租			
年貢書上			
宝幢寺領惣高定米	寛永一八	美	一册 一三五
山形分・中野村・同新田分御年貢ノ高帳	慶安五	美	一册 一六一
宝幢寺領中野村組御物成帳	延宝七―八	美	二册 一六三
(中野諸村田畑年貢書上帳)	元祿一〇	横長美	一册 一六三
山形宝幢寺様御領畑反別并御年貢上納高帳	明和五	横長美	一册 一六四
宝幢寺様御物成米高指上帳	明和五	美	一册 一六五
寺領分米大豆御物成村々ノ書上帳	寛政一二	横長美	一册 一六六
宝幢寺領村々田畑高御年貢書上写	寛政一二	横長半	一册 一六七
畑方御年貢小前帳	寛政一二	横長美	一册 一六八
御物成米高調へ小前書上帳	天保六	横長美	一册 一六九
御物成米小前書上帳	天保六	横長美	一册 一七〇
御朱印高千三百七拾石卯年御取箇帳	明治二	横長半	一册 一七一
御物成高書上帳	明治三	横長美	一四册 一七三
諸方口別帳	明治四―一一	横長美	二册 一七三
(寺領村々物成控)		横長美	一册 一七四
六ヶ年平均物成調直し本帳		横長半	仮二册 一七五

中野村亥ノ年御年貢あけ覚 万治二

一通 一六三

畑ノ御物成米之覚 延宝二

一通 一六七

中野村御年貢覚 延宝六

一通 一六八

天童定納高書 天和元

一通 一六九

申御年貢米目録 宝永元

一通 一七〇

中野村舟町村内表村船洗村志戸田村五ヶ村分田畑御繩入分御細不請分御年貢之覚 寅八月

一通 一六一

蔵増村六右衛門・藤五郎作分田年貢覚 未一〇月

一通 一六三

山口村御年貢米大豆小前帳御下渡請取覚(控) 宝曆一三

一通 一六三

年貢勘定

年貢勘定目録

成ヶ米大豆請取遣拵目録 明曆二一三

二通 一六四

成ヶ米大豆請取遣拵目録 万治元一三

三通 一六六

成ヶ米大豆納遣拵目録 寛文元一二

二通 一六九

成ヶ米大豆納遣拵目録 延宝二

一通 一六一

米大豆納遣拵勘定目録 寛延二

一通 一六三

米大豆納遣拵勘定目録 宝曆二一六

五通 一六五

去丑御物成米大豆御收納辻遣拵勘定書上目録 嘉永七

一通 一六八

去寅御物成米大豆御收納辻遣拵勘定目録書上 安政二

一通 一六九

寅之御年貢米之覚 延宝二

二通 一七〇

未ノ御物成米大豆御蔵入納 延宝七

一通 一七一

未ノ年御物成米大豆納 延宝七

一通 一七三

申年御物成米大豆定納御蔵入高調(前欠) 延宝八

一通 一七三

酉のとしの定納惣高調 天和元

一通 一七四

申ノ御物成米勘定目録 享保二

一通 一七五

酉ノ御物成米算用目録 享保三

一通 一七六

亥御物成米勘定目録 享保一七

一通 一七七

亥御物成勘定目録 享保一七

一通 一七八

亥御物成勘定目録 享保一七

一通 一七九

未御物成米勘定目録 元文五

一通 一八〇

子御物成米勘定目録 延享二

一通 一八一

子御年貢米大豆勘定目録 延享二

一通 一八三

丑御物成米勘定目録 延享三

一通 一八三

卯年御物成金銭請拵勘定目録 明和八

一通 一八四

辰御物成米勘定目録 巳一〇月

一通 一八五

戌御物成米勘定目録 亥六月

一通 一八六

子御物成米勘定目録 丑一〇月

一通 一八七

子御物成米勘定目録 丑一〇月

一通 一八八

子御物成米勘定目録 丑六月

一通 一八九

亥御物成米勘定目録 子一〇月

一通 一九〇

亥御物成米勘定目録 子一〇月

一通 一九一

戌御物成米勘定目録 亥一〇月

一通 一九三

寅ノ御物成米勘定目録	卯六月	一通	一六五三
戌御物成米勘定目録	亥六月	一通	一六四四
巳御物成米勘定目録	午六月	一通	一六五五
戌ノ御物成り米算用目録	亥八月	一通	一六九六
戌ノ御物成り米算用目録	亥八月	一通	一六九七
○			
辰之御年貢納目録	延宝五	一通	一六八八
久野本村御物成納目録	享保一〇・元文元―五	四通	一六九九
未ノ年の御物成米覚		一通	一七〇〇
寅のとしの御物成り大豆惣納高覚	寅一二月	一通	一七〇一
辰ノ年御物成り大豆惣納高覚	巳正月	一通	一七〇二
午ノ年米納覚	未四月	一通	一七〇三
○			
未御物成米大豆勘定書上帳	天保六	一冊	一七〇四
未御物成米皆濟書上帳	天保七	一冊	一七〇五
去丑御物成米大豆勘定皆濟書上帳	天保一三	一冊	一七〇六
御年貢米大豆小前勘定帳	嘉永二	一冊	一七〇七
当酉当子丑御物成米大豆勘定書上	嘉永二―六	三冊	一七〇八
当丑御取納米大豆勘定書上控	嘉永六	一冊	一七〇九
年々御取納勘定控帳	嘉永七	一冊	一七一〇
去巳之御物成米大豆取調書上帳(控共)	安政五	二冊	一七一一
毎年御取納納辻取立方手控	万延元	一冊	一七一二

去申御年貢米諸方納口取調書	文久元	一冊	一七二三
当卯御取納米大豆取調書・去卯御取納米取調書上	慶応三―四	二冊	一七二四
当辰御年貢調帳・去辰御取納米大豆取調帳	明治元―一	二冊	一七二五
当巳御取納取調通	明治二	一冊	一七二六
米大豆差引帳・当巳米大豆出入控帳	明治二	三冊	一七二七
去巳御取納米大豆取調書上	明治三―四	三冊	一七二八
当午御取納辻取調書上	明治三	一冊	一七二九
辰年諸積り勘定帳		一冊	一七三〇
収 納			
年貢徴収			
米大豆取納帳	慶安五	一冊	一七三一
天童御年貢米大豆惣納帳	承応三	一冊	一七三二
宝幢寺分天童御年貢米大豆惣納帳	承応三	一冊	一七三三
戌年物成米納帳	天和二	一冊	一七三四
御年貢米大豆納帳	元祿一六	一冊	一七三五
御年貢米大豆納帳	宝永七	一冊	一七三六
御年貢米大豆納帳	享保三―六	三冊	一七三七
御年貢米大豆納帳	寛保二	一冊	一七三八
宝幢寺領米大豆納帳	明和七	一冊	一七三九
米大豆納帳	天明七―文政二	四冊	一七四〇
米大豆納帳	天保七―一四	六冊	一七四一

米大豆納帳 弘化三—嘉永五 美大 四冊 一七三三

米大豆取納帳 安政四—慶応三 美大 七冊 一七三三

米大豆取納帳 明治元—二 美大 四冊 一七三四

(御年貢米納帳) 美 一冊 一七三五

辰諸御物成取納帳 寛政八 横半半 一冊 一七三六

戌諸御物成取納帳 享和二 横半半 一冊 一七三七

御物成米金錢納帳 享保三—二〇 横長美 七冊 一七三六

御物成米金錢納帳 元文四—寛保三 横長美 三冊 一七三九

御物成米取立帳 天保一〇—嘉永七 横長美 一冊 一七四〇

御物成米取立帳 安政二—明治三 横長美 一冊 一七四一

御物成大豆取立帳 天保一〇—慶応三 横長美 二冊 一七四三

御年貢米取立帳 明治三 横長美 一冊 一七四三

御物成米大豆御蔵入帳 享保元—一一 横長美 六冊 一七四四

御物成米大豆金日入帳 安政六—明治三 横長美 一冊 一七四五

山形郷中正米商銘細取納記 慶応三 横長美 一冊 一七四六

丑正米納入取調帳 慶応元 横長美 一冊 一七四七

御高鑑正米大豆取納帳 慶応二 横長美 一冊 一七四八

御物成納高并午米大豆中勘覚・申御物成中勘定 享保二— 横長美 一冊 一七四九

宝幢寺分御年貢大豆取立本帳写 久野本村 横長美 一冊 一七五〇

正徳二 御年貢米納帳 矢野目村 寛政一二 横長美 一冊 一七五一

御物成米大豆上納高書上帳 門前・天童・久野本・ 横長美 六冊 一七五三

奈良沢・山口・山家村 寛政一二

宝幢寺様御分田畑取米大豆定納帳 成生村 横長美 一冊 一七五三

寛政一二 山形宝幢寺領大矢野目村御年貢米納帳 文化六 横長半 一冊 一七五四

寅御年貢米取立帳 鮎洗村 嘉永七 横長美 一冊 一七五五

地蔵町貢米取立帳写附六坊之覚 半 一冊 一七五六

朱印地取立帳引渡写 明治五 一綴 一七五七

矢野目村治兵衛年貢米納証文 元文五 一通 一七五六

畑年貢大豆上納証文 明和五 一通 一七五九

畑年貢勝手納願書 明和四 一通 一七六〇

鮎洗村御朱印地御物成上納請書 天保九 一通 一七六一

山口村大豆納高年貢ニ付指上一札 延宝六 一通 一七六三

年貢大豆御取立ニ付差上一札 未二月 一通 一七六三

門前村与七跡巻子年貢上納願書 天保四 一通 一七六四

山家村寺領皆濟調 文久三 一通 一七六四

(御取納皆濟覚) 一通 一七六五

金納 畑年貢錢割増上納請書 寛文七 一通 一七六六

畑年貢錢納申渡書 寛文九 一通 一七六七

屋敷通り年貢錢納願 辰一〇月 一通 一七六八

(郷中并門前地増錢願割合書) 丑一二月 一通 一七六九

金納値段引下願 明和五 一通 一七七〇

御年貢米金納願 文政四 一通 一七七二

大豆金納帳 享保一九・宝曆九

横半半

二冊 一七三

上納大豆不作ニ付金納願 控共 戌一〇月

二通 一七三

御年貢大豆金納請取手形 酉一二月

一通 一七四

石代金皆済目錄 文化元

二通 一七五

石代金上納願 安政六

一通 一七六

四ヶ年上納金証文添紙 天保一五

一通 一七七

○

御年貢大豆米納願 寅七月

一通 一七八

延納・年賦

未進米御借米三ヶ年延納請書 寛文一一

一通 一七九

年貢未進ニ付作子請人延米願 延宝九

一通 一八〇

御年貢納入日延願書 享保二〇

三通 一八一

御年貢米不足分來秋迄上納延期願 元文二

二通 一八二

不納米春夏納清書 鮪洗村支配人 延享二

一通 一八三

不納殘米秋延願 寛保三

一通 一八四

納米延米願書 寛保三

一通 一八五

不作ニ付延米願 鮪洗村支配人 延享二

一通 一八六

未納年貢米日延願 安永六

一通 一八七

不作ニ付上納延期願 享共 天明三

三通 一八八

御年貢延月願 庄屋惣兵衛等 天明六

四通 一八九

御年貢米大豆延納願 庄屋佐之助 天明六

二通 一九〇

年貢大豆年延願 天明六

一通 一九一

御物成上納日延証文 享和二

一通 一九二

年貢延納願并催促人掛合之証札 文化元

二通 一九三

御收納米日延願書 文化二

一通 一九四

年貢米延引ニ付庄屋請書 文化五

一通 一九五

御年貢年延証文 文化一一

一通 一九七

不納年貢米延日願 文化一三

二通 一九八

御物成米延年願 成生村名主 文政三

一通 一九九

御年貢米日延証文 内森村妙光院 文政五

一通 二〇〇

御物成御日延一札 天保三

一通 二〇一

御年貢米年延年貢証文 天保一四

一通 二〇二

小関村不納分日延願 弘化元

一通 二〇三

上納米延納願 嘉永三

一通 二〇四

違作ニ付御年貢上納延期願

八通 二〇五

年貢日延願ニ付山口村利左衛門申口写

一綴 二〇六

小作年貢延年願 天明三

一通 二〇七

○

不納年貢年賦願并濟口証文 明和三一七

五通 二一〇

御年貢年賦納願書 安永三

一通 二一一

御年貢五ヶ年賦願 天明二

一通 二一二

年貢不納分十五ヶ年賦願 安永三 一通 一八三
 名主不納年貢年賦証文 文政四 一通 一八四
 物成年賦証文 天保五 一通 一八五
 年賦米不調法ニ付御詫書 天保四 一通 一八六

不納・未進

天童山形卯未進之事 寛文四 一冊 一八六
 亥年御未進帳 享保四 一冊 一八九
 去戌年卯年迄不納米預金調帳写 嘉永二 一冊 一八〇
 地頭上納未進ニ付差出書付 宝永六 一通 一八三
 庄屋不納ニ付矢之目村百姓共御詫願書 宝曆九 一通 一八三
 御年貢不納誤証文 宝曆一三 一通 一八三
 御年貢不納ニ付御詫願書 弘化二 一通 一八四
 愛宕大藏坊年貢不納之節差上一札 万治三 一通 一八五
 御年貢不納之義ニ付差上一札 延宝三 一通 一八六
 年貢不納ニ付差出願書 宝曆一四 二通 一八七
 年貢米不納ニ付願書 天明四 一通 一八八
 御年貢不納書出并願書 文化九 三通 一八九
 物成米未納ニ付歎願書 文化一一 一通 一九〇
 御年貢米不納ニ付差上一札 文政四 一通 一九一
 松五郎不納米ニ付妙光院差上一札 文政一三 一通 一九三
 御年貢米不納ニ付差上一札 天保一三 一通 一九五

御年貢不納分引請一札 元文元 二通 一八四

六兵衛不納年貢米組合之者請合一札 宝曆六 二通 一八五

不納米引請一札并一作立附証文 天明五 二通 一八六

不納年貢立替口上書 寛政一二 一通 一八七

不納米殘分ニ付御請書 天保一三 一通 一八八

不納御年貢上納方引請証文 已二二月 一通 一八九

年貢不納ニ付地所指上証文 宝曆一一 一通 一九〇

御年貢米不納ニ付土藏書入証文 天明七 一通 一九一

未進年貢弁納願書 寛保四 二通 一九二

年貢不納米御用捨願 文化九 一通 一九三

不納年賦米御用捨願 文化一一 一通 一九四

物成米大豆不納小前之覚 寅一一月 一通 一九五

年貢御未進之覚 未六月 一通 一九六

米大豆不納覚 〇 一通 一九七

年貢米未納一件書狀 〇 一通 一九八

立附小作米不納出入ニ付御尋答書 宝曆九 一通 一九九

御公料不納一件御吟味御答書 宝曆一三 一六通 二〇〇

御年貢不納分御吟味ニ付口上書 明和五 一通 二〇一

(寺領年貢不納一件願書) 明和七 二通 二〇二

御年貢米大豆不納濟方被仰渡ニ付返答書(明和七) 一通 二〇三

宝幢寺領御年貢不納分長瀬役所之御訴ニ付御答書 辰五月 一冊 二〇五

横長美

宝幢寺御領分百姓江戸大坂御廻米粗欠代金并当 未御年貢初納金割不納小前帳 未一〇月 寺領百姓廻米欠代金廻粗納入用并当年貢不納願 書 未一〇月	横長美 一冊 一八五四
立作不納出入願書 申一二月	一冊 一八五五
檢 見	一冊 一八五六
鮪洗村庄六等檢見物成勘定等之不正露見ニ付御 執成願書 延宝六	一通 一八五七
檢見引米書出一札 元祿一六	一通 一八五八
成年御檢見田之御帳 享保三	一冊 一八五九
御檢見願起請文 享保一七・延享元	二通 一八六〇
酉檢見田帳 寛保元	一冊 一八六一
御檢見起請文(誓紙) 延享二	一通 一八六二
下条町茂兵衛御檢見御田地場所取違入見分以不 埒吟味一件記録 文化一〇	一冊 一八六三
檢見入願 文化一二	一通 一八六四
出役之案内不束御詫一札 文政七	一通 一八六五
奈良沢村違作ニ付檢分引方願 文政八	一通 一八六六
違作ニ付御見分用捨願 文政八	一通 一八六七
田方立毛御檢見帳 文政一三	一冊 一八六八
檢見出願之田地鎌入一件詫状 天保三	一通 一八六九
当巴田方御檢見書上帳 天保四	四冊 一八七〇
田方立毛内見合附小前帳 天保四	一冊 一八七一
当巴田方内見小前帳 天保四	一冊 一八七二
田畑御見分御案内帳 天保四	一冊 一八七三
当申田方御檢見小前書上帳 天保七	二冊 一八七四
内見合附書上帳 天保九	一冊 一八七五
田方凶作ニ付檢見願 天保九	一冊 一八七六
当戌田方御檢見小前書上帳 天保九	五冊 一八七七
寺領田地檢見前刈取ニ付御詫願 弘化二	一通 一八七八
当巴田方御檢見書上帳 弘化二	二冊 一八七九
成生村地頭役助左衛門違作ニ付御檢見入願 弘化四	二通 一八八〇
門前村田方不作ニ付御檢見願(嘉永二)	一通 一八八一
小関村田方違作届 嘉永二	一通 一八八二
不作ニ付田方引方願書 嘉永三	一通 一八八三
凶作ニ付田方御檢見願 嘉永五・六	一七通 一八八四
当子田方御檢見出合御改帳・当子田方御檢見出 合御改調印帳 嘉永五	二冊 一八八五
寺領立毛内見合附帳 嘉永五	一冊 一八八六
大旱魃田畑内見小前帳 嘉永六	一冊 一八八七
御寺領田畑内見取調帳 嘉永六	一冊 一八八八
矢野目村当亥田方内見書上帳 文久三	一冊 一八八九
当亥虫附空穗書上帳 文久三	一冊 一八九〇
田方違作檢見願 慶応元・二	六通 一八九一
当田方御檢見小前書上帳 慶応二	一冊 一八九二
当寅田方御檢見出合改帳 慶応二	一冊 一八九三
田方違作見分願書 慶応四	一通 一八九四
田畑御見分御案内帳 天保四	一冊 一八九五
当申田方御檢見小前書上帳 天保七	二冊 一八九六
内見合附書上帳 天保九	一冊 一八九七
田方凶作ニ付檢見願 天保九	一冊 一八九八
当戌田方御檢見小前書上帳 天保九	五冊 一八九九
寺領田地檢見前刈取ニ付御詫願 弘化二	一通 一九〇〇
当巴田方御檢見書上帳 弘化二	二冊 一九〇一
成生村地頭役助左衛門違作ニ付御檢見入願 弘化四	二通 一九〇二
門前村田方不作ニ付御檢見願(嘉永二)	一通 一九〇三
小関村田方違作届 嘉永二	一通 一九〇四
不作ニ付田方引方願書 嘉永三	一通 一九〇五
凶作ニ付田方御檢見願 嘉永五・六	一七通 一九〇六
当子田方御檢見出合御改帳・当子田方御檢見出 合御改調印帳 嘉永五	二冊 一九〇七
寺領立毛内見合附帳 嘉永五	一冊 一九〇八
大旱魃田畑内見小前帳 嘉永六	一冊 一九〇九
御寺領田畑内見取調帳 嘉永六	一冊 一九一〇
矢野目村当亥田方内見書上帳 文久三	一冊 一九一一
当亥虫附空穗書上帳 文久三	一冊 一九一二
田方違作檢見願 慶応元・二	六通 一九一三
当田方御檢見小前書上帳 慶応二	一冊 一九一四
当寅田方御檢見出合改帳 慶応二	一冊 一九一五
田方違作見分願書 慶応四	一通 一九一六

田方不作見分願書 慶応四 一通 一八六

当巳田方御検見小前帳 明治二 横長美 一冊 一八七

大風洪水ニ付田方見分引方手当覚 横長半 一冊 一八八

不作畑見分願 未五月 一通 一八九

虫害田方見分願 酉八月 一通 一九〇

違作検見取願 酉八月 一通 一九一

大豆不作ニ付延見願 文化八 一通 一九二

(控作地定免ニ被仰付請書)(下書) 一通 一九三

減 免

壹合七勺五才御赦免被下連判 寛文一一 横長美 一冊 一九四

年貢引方米請取手形 天和元 一通 一九五

上貫津村先役人不納米殘御免除願 延享三・寛 二通 一九六

延元 久野本村熊野堂畑地瘦ニ付用捨願(写) 延享四 一通 一九七

久野本村熊野畑讓受之節木蔭用捨引願 延享四 一通 一九八

成生村長次郎年貢不納米御用捨願 宝曆一〇 一通 一九九

成生村畑方年貢五分通御用捨願 天明四 一通 二〇〇

吉野宿村御用捨米御免ニ付差上一札 寛政一二 一通 二〇一

吉野宿村違作ニ付御用捨米願 寛政一二 一通 二〇二

老野森村小前荒引願書 享和二 一通 二〇三

鯨洗村悪作ニ付引米方御請書 文政一三 一通 二〇四

洪水ニ付山口村御物成御用捨願 嘉永四 一通 二〇五

志登田村小作人控作田年貢勘弁方願 嘉永七 一通 二〇六

御年貢弁納免除願 丑一二月 一通 一九六

永引・年季引之覚 今野幸内 明和二 横長半 一冊 一九七

永引田之覚 藤右衛門 一通 一九八

舟町村半右衛門田普請中五ケ年大豆年貢上納願 安永二 一通 一九九

山口村理左衛門畑成願書并五ケ年季請証文 寛政九・一〇 二通 二〇〇

久野本村六兵衛田畑成願書 寛政一二 一通 二〇一

新山田地普請中五ケ年畑形引免状 安政三 一通 二〇二

灰塚村畑成五年引御免状請書 安政三 一通 二〇三

鯨洗村泥冠畑田普請届書 嘉永五 一通 二〇四

飯塚村六右衛門控持田地普請檢分願書 安政二 一通 二〇五

年貢出入 一通 二〇六

江俣村理兵衛作リ畑年貢取込御吟味一札 延宝六 一通 二〇七

鯨洗村主計・庄六等年貢米取込御詫一札 延宝六 三通 二〇八

鯨洗村庄六取込米算用手形 延宝六 一通 二〇九

年貢納高過不足ニ付舟町村宗心口上書 元祿三 一通 二一〇

宗心年貢勘定詮義ニ付鯨洗村寺領庄屋口上書 元祿三 一通 二一一

天童門前半兵衛之掛ル年貢出入一件差出願書写 宝曆四 一通 二一二

年貢皆濟方申渡ニ付御請一札	宝曆四	一通	一四三
天童門前善兵衛年貢殘米御吟味願	宝曆五	一通	一四四
田畑又立引俵替仕間敷一札	天童門前百姓等	一通	一四五
宝曆六			
(下山口村寺領地年貢懸合ニ付鷲尾藤藏覚書)	宝曆一三	三通	一四六
寺領収納方仕法御申渡請書	天保五	一通	一四七
喜太郎稻荷社地御年貢ニ付杜守御詫願書	天保六	三通	一四八
寺領御取箇御裁許方御免請書	安政六	一通	一四九
元宝幢寺領天童愛宕門前村歎願書	(下書)	一通	一五〇
(年貢収納方ニ付庄之助願証文)		一通	一五一
村山郡北山村と北目村外四ヶ村出入御吟味被仰渡書御請書	文政三	一通	一五二
御高割取調請帳	天童蔵元 安政四―慶応元	一冊	一五三
山口村寺領百姓等村入用割賦差滞願書写		一通	一五三
未一〇月			
(寺領田畑・物成書類断簡)		一綴	一五四
蔵米・預米			
蔵米			
当郷蔵方戌卯年迄六ヶ年調覚	横長美	一冊	一五五
御米取調書上外	明治四	六冊	一四六
未年物成米大豆請取御蔵入納目録	附御蔵改之	一通	一四七
未二二月			
米大豆遺残り物覚		一通	一四八
預米			
鯨洗村長五郎蔵入米預リ証文	延享二	一通	一四九

門前村庄屋八兵衛積米預リ証文	文政三	二通	一五〇
御蔵米預リ証文	天保一一	二通	一五一
御蔵米預リ手形	弘化元	二通	一五三
御蔵米預リ手形	安政六	一通	一五三
成箇米大豆預ケ証文	明曆二	二通	一五四
辰年御物成米御蔵入納預リ証文	延宝四	一通	一五五
酉年御物成大豆惣高御蔵入証文	天和元	一通	一五六
御物成大豆預リ証文	天和二	一通	一五七
御年貢蔵納取納願書	元祿一〇	一通	一五八
御物成米大豆預ケ手形・種貸先米預ケ手形	寛保一	二通	一五九
鯨洗村金兵衛年貢米預リ証文	寛保三	一通	一六〇
鯨洗村庄助等年貢米預請合証文	延享元	一通	一六一
卯御物成米大豆御預目録	明和九	一通	一六三
門前村庄屋御年貢米大豆蔵入預リ証文	天明六	一通	一六三
酉御物成米大豆御預勘定目録	文化一一	一通	一六四
天童村御年貢畑地取入穀物預リ証文	文政元	二通	一六五
灰塚村親連院御年貢米預リ証文	天保一一	一通	一六六
御物成米預リ之内鼠喰届	文久元	三通	一六七
大豆預リ手形	宝幢寺役人々鈴木又左衛門宛	一通	一六八
元祿一四			
丑年米大豆預リ扱覚	寅二月	一通	一六九

国 役 金

宝幢寺御領分百姓国役金割賦之内不納小前帳
 宝曆一三 横長美 一冊 一九七〇
 国役金年々取立帳 嘉永元—慶応三 横長美 一冊 一九七一
 国役金不納督促願書写 山口村名主十右衛門等
 末一〇月 一通 一九七三

末 寺 貢 租

天神領米方年貢取帳 天和四 美 一冊 一九七三
 御物成目録帳 天保三・五・七 横長半 三冊 一九七四
 丑御物成勘定目録帳 慶応二 横長美 一冊 一九七五
 寅御物成勘定調帳 慶応三 横長美 一冊 一九七六
 御朱印地二百七十石取箇帳 明治二 美 一冊 一九七七
 天神領年貢改帳 子十一月 美 一冊 一九七八

平塩寺御年貢取立并渡方覚帳 文政八 横長半 二冊 一九七九
 吉祥院物成取立帳 天保一三 横長半 一冊 一九八〇
 地藏院物成納遣拵覚 假二冊 一九八一
 広福寺畑年貢納方覚 元祿四 一通 一九八三

未ノ粗・麦・小麦・大豆・小豆遣拵目録 明暦元 一通 一九八三
 未ノ錢遣拵目録 明暦元 一通 一九八四
 申ノ粗・麦・大豆・小豆・小麦遣拵目録 明暦二 一通 一九八五

貢 租 国 役 金 末 寺 貢 租 経 営 収 入

経 営

米遣拵改覚 天保七 一通 一九八六
 福性院蔵方米遣拵目録 (申一二月米請拵目録) 一通 一九八七
 米拵請証文 卯五月 一通 一九八九

収 入

金錢覚 延宝四 横長半 一冊 一九九〇
 金錢米之覚 延宝六 一通 一九九一
 金銀錢納遣覚 延宝七 横長半 一冊 一九九三
 御影供錢請取之覚帳 享保一二 横長美 一冊 一九九三
 金銀入方帳 文政五 横長美 一冊 一九九四
 才覚上納金書上控帳 天保一二 横長美 一冊 一九九五
 金銀米日入帳 天保一三 横長美 一冊 一九九七
 御門末・御地中・御寺領 集金取調帳 安政三—慶応三 横長美 一冊 一九九八
 別取納并出方 安政四 横長美 一冊 一九九八
 月並浴油料献納記 安政七 横長美 一冊 一九九九
 月連浴油料献納控 慶応四 横長美 一冊 二〇〇〇
 貨財入庫帳 万延元—明治四 横長美 二冊 二〇〇一
 諸堂賽銭取調控 文久二—明治元 横長美 一冊 二〇〇三

祠堂金利分受取控	文久三	横半半	一册	二〇〇四	金銀小遣帳	文政四・七	横長美	二册	二〇三〇
諸帳面差引取調書上帳	慶応元	横長美	一册	二〇〇五	金錢御請取并小遣諸払帳	嘉永四	横長半	一册	二〇三六
使者巡回入費割合請取帳	明治五	横長半	一册	二〇〇七	諸向小遣帳	嘉永六	横半半	一册	二〇三七
山家金御相談之覚		横長美	一册	二〇〇八	金錢出入取調帳	万延元—文久元	横長美	一册	二〇三六
御藏米方払帳		半	一册	二〇〇九	諸色小遣入用帳	慶応元	横長美	一册	二〇三九
(金錢差引帳)		横長美	二册	二〇一〇	万出入覚帳	享和二	横長美	一册	二〇三三
寺 入 用					地藏院金子取調帳	文政三	横長美	一册	二〇三〇
納遣覚	貞享二	横半半	一册	二〇一一	諸色払方覚	文政六	横長半	一册	二〇三一
威徳院金子合力証文	元祿五		一通	二〇一三	入寺式雜費勘定延引願	文政七	横長美	一通	二〇三一
御祭米遣勘定目録	元祿九—延享三		七通	二〇一四	万請払指引覚帳	天保二	横長美	一册	二〇三三
御出府雜用金錢勘定目録	享保一二		一通	二〇一五	無住中々々入用調帳	慶応三	横長半	一册	二〇四八
御物成中勘定 (享保一四)			一通	二〇一六	諸遣入用書上帳	天保四・九	横長半	二册	二〇三四
中勘定覚	延享元—宝曆五	横長美	一册	二〇一七	諸遣入用書上帳	天保五	横長美	一册	二〇三五
中勘定之覚	享和二	横長美	一册	二〇一八	会所諸遣入用書上帳	天保六	横長半	一册	二〇三六
中勘帳	文政元	横長美	一册	二〇二〇	会所諸遣書上帳	天保七—九	横長半	三册	二〇三七
覚 (小遣帳)	寛文一一	横半半	一册	二〇二一	諸入用書上帳	天保一二	横長美	一册	二〇三八
金錢遣覚帳	天明七	横長美	一册	二〇二八	大帳立会写書 (天保九—嘉永二)		横長美	一册	二〇三九
金錢遣覚帳	寛政二	横長美	一册	二〇三一	月々勘定目録取調帳	天保一三	横長半	一册	二〇四〇
金銀車廻帳	文政二	横半半	一册	二〇三三	去西ノ十月十八日ヨリ 当戌ノ三月朔日迄 勘定取調帳	嘉永三	横長半	一册	二〇四一

香具屋九郎兵衛勘定書	嘉永四・五	二通	二〇四	横長美	大納戸金出入帳	慶応四	一冊	二〇六	横長美
通掛判取勘定帳	安政四―明治三	一冊	二〇三	横長美	大納戸出入日誌	明治二―三	一冊	二〇三	横長美
諸雜用取調書上帳	文久元	一冊	二〇四	横長美	大納戸御預り中出入取調帳	會根信一郎	一冊	二〇三	横長美
諸勘定取調書上帳	慶応元	一冊	二〇五	横長美	大納戸留記	明治三―六	一冊	二〇四	横長美
呉服太物之御通	明治二	一冊	二〇六	横長半	仮大納戸金銀出入控	明治三	一冊	二〇五	横長美
万青物御通	明治二―三	二冊	二〇七	横長半	會計出納帳	佐伯納戸方	六冊	二〇六	横長美
為登金銀荷物御狀通	明治三	一冊	二〇九	横長美	台所勘定	明治四―二〇			
金銭立合臨細取調帳	明治三―四	一冊	二〇〇	横長美	大黒山御台所記	會根政敏	一冊	二〇七	横長美
預米金其外勘定取調書	明治四	一冊	二〇一	横長美	岩井幸内・平七兩人御台所米代請書	天保六	一通	二〇六	
諸買物判取帳	明治四―五	一冊	二〇三	横長半	御台所御用調達金年賦返金請書	奈良沢村五郎兵衛	一通	二〇九	
(佐伯方物成諸入用差引調)	明治八	半	二〇三		御台所番諸入用書上帳	安政六	一冊	二〇〇	横長半
(收納之内明年返金賄方算用状)		一通	二〇四		台所扱方入用調帳	慶応二	一冊	二〇一	横長美
茶勘定目録		一通	二〇五		天童御台所御人足扶持米遣目録	享保二	一通	二〇三	
(大黒天送り入用駄賃控)		一通	二〇六		薪炭遣目録	寛保元	一通	二〇三	
納戸金					炭薪遣目録	鈴木平助	三通	二〇四	寛保元
金銭遣扱帳	天保一〇―一三	三冊	二〇五	横長美	御台所薪炭請取遣勘定目録	寛延二	一通	二〇五	
金銭諸納帳	天保二―一三	二冊	一九六	横長美	御台所御飯料勘定目録	山口儀右衛門	四通	二〇六	文化四―六
御納戸方金銭諸出入取調書上帳	御納戸方月山	一冊	二〇七	横長半	(金米大豆出入覚)	文政二―三	仮二冊	二〇七	
寺	嘉永三	一冊	二〇七	横長半	御台所番飯料小遣書上帳	天保五―明治三	九冊	二〇八	横長美
御納戸金預并出入控帳	宮城利久治	一冊	二〇六	横長美	平塩寺台所出入方諸調帳	天保六―八	三冊	二〇九	横長美
世諦門	大黒山納戸方	一冊	二〇九	横長美	御台所諸遣書上帳	今野宇七	一冊	二〇〇	横長美
大納戸金出入取調書	慶応三	一冊	二〇〇	横長美	御台所番飯米諸遣書上帳	慶応元	一冊	二〇一	横長美
大納戸金出入取調書上	慶応三	一冊	二〇六	横長美					

新入衆引之目錄	掛屋所	元治二	一通	三〇三	亮岳様御遷化弘々御本葬御音物覚帳	文政三	橫長美	一冊	三〇三
米大豆出入控帳	御蔵司	慶応元—明治三	四冊	三〇三	御代替御祝儀物拝領之節入用覚	弥勒寺	天保八	一通	三〇四
日々飯米日記帳	慶応三		一冊	三〇四	昭洲様御送葬御行列控帳	天保一四	橫長美	一冊	三〇五
(米穀遣扱覚)	明治三		一冊	三〇五	御入院御祝物受納帳	天保一五	橫長美	一冊	三〇六
御飯料請取并揚揚帳	明治五—六		三冊	三〇六	音問名簿記	嘉永五・六	橫長美	二冊	三〇七
当座覚帳(台所飯米并搗米覚帳)	明治八—九		一冊	三〇七	諸方音物受納控	元治二	橫長美	一冊	三〇八
十月朔日方 同 曆迄	御台所米遣扱目録	徳性院宛	辰一〇月	二通	諸音物請納筆誌	慶応三	橫長美	一冊	三〇九
巳二月中御台所御飯料遣目録	徳性院宛	巳二月	一通	三〇九	諸音物受納筆誌	明治二	橫長美	一冊	三一〇
丑十二月中御台所御飯料遣扱勘定目録	丑—二月		一通	三〇〇	諸末寺継目祝儀金留帳	文政八—安政元	橫長半	一冊	三一一
(申ノ年ヨリ 卯ノ年迄)	台所遣米大豆覚		一通	三〇一	浄運葬礼諸入用帳・戒入道心死去入用帳		橫長半	合一冊	三一二
(天童米遣扱目録)			一通	三〇二	御附弟御入室御祝儀差上并請取覚		橫長美	一冊	三二三
儀 礼・音物					(見舞書上帳)				
亮長様御遷化御悔帳・幸祐庵様御遷化調物覚	享保一七		二冊	三〇三	道 中				
自得庵御遷化調物覚	寛延三		一冊	三〇四	江戸用之覚	貞享三	橫長半	一冊	三二五
有喜様一周忌御法事	(宝曆元丸)		一冊	三〇五	江戸 <small>福島・白川 宇都宮</small> 用覚	元祿二—三	橫長半	八冊	三二六
智弁様御遷化ニ付調物覚帳・同御入來帳	宝曆一三		二冊	三〇六	白川之地藏院被差登込覚書	享保一〇	半	一冊	三二七
亮長様廿三年御法事諸用日記	宝曆一四		一冊	三〇七	江戸調物記	安永八	橫長半	一冊	三二八
(高弁様御遷化ニ付諸法事帳)	明和四		三冊	三〇八	道中御絵符御請書	斉藤文吉	天保六	一通	三二九
春静房葬式入用之覚帳	安永九		一冊	三〇九	道中小遣日新録	宝幢寺内平松昇	天保八	一冊	三三〇
岳弁様御遺物送帳	延命院弁充	天明四	一冊	三〇〇	宝幢寺役僧常明寺道中人馬先触	巳正月		一通	三三一
御使者 御音賜留帳	寛政三		一冊	三〇一	勝俱胝院家来帰国之節人馬先触渡書状			一通	三三三
亮岳尊君仮御葬式万覚帳	文政元		一冊	三〇二	道中往復小遣帳	佐伯収	明治三	一冊	三三三

小遣道中日記 佐伯納戸 明治三 横長美 一冊 三三四

普 譜・造 營

寺 院

普請用材木之覚 (寛文中力) 一通 三三五

庫裡御普請金銭遣日料勘定目録 正徳二 一通 三三六

(御台所御普請方目録) 正徳三 一通 三三七

修覆材改目録 頭欠 正徳三 一通 三三六

庫裏御普請日新勘定目録 正徳三 一通 三三九

(玉幢寺大借片付并堂舎再建之方途ニ付内密申上書) 文政八 一通 三三〇

御居間書院御普請雜用帳 嘉永元 横長半 一冊 三三三

宝幢寺本堂再建高掛奉納金延年願 下条町長之助等 嘉永五 一通 三三三

本堂再建奉納金延年願 吉野宿村又治郎 嘉永五 一通 三三三

宝幢寺作事素立出来ニ付御檢分願 嘉永六 一通 三三四

御本堂再建ニ付高掛出銭取調書上帳 安政四 横長美 一冊 三三五

御本堂再建ニ付高掛上納御請一札 山家村三右衛門等 安政四 一通 三三五

御朱印地高掛冥加金上納請書 成生村助左衛門等 安政四 三通 三三五

御堂再建ニ付高掛帳 安政四 横長美 一冊 三三六

高掛米方割合帳 郷藏元 安政四 横長半 一冊 三三六

山口村高掛金取立上納猶予願 安政五 一通 三三六

本堂再建助成費受領書 山口三右衛門宛 安政六 一通 三三四

御炎上ニ付獻金取調書上帳 万延元 横長美 一冊 三三四

虚宝蔵拜殿建立金預リ証文 徳性院宛 宝永元 一通 三三四

多門寺建立用材申請願 (寛文力) 一通 三三四

清水觀音堂建立用木不足分給附願 正徳五 一通 三三四

角間川喜福院由緒并堂塔葺替願 宝曆一〇 一通 三三四

小松沢觀音堂焼失ニ付^{市兵衛}理心口上書 寛政八 二通 三三四

弥勒寺本堂再建助成願写 文化四 一通 三三四

弥勒寺修理助成依頼狀願達 長善院 文化五 一通 三三四

(弥勒寺役者正福院修復金請取覚) 安政六 一通 三三五

長崎村正法寺表門建替願 弘化三 一通 三三五

光禅寺普請用材差上一札 宝幢寺宛 安政五 一通 三三五

清浄院経蔵作事願書 絵図添 慶応三 二通 三三五

神 社

愛宕本社御建立ニ万金銀米銭入用帳 寛文一〇 横長美 一冊 三三五

天童愛宕山幣殿舞殿材木帳并御普請御入用覚 延宝七 横長美 二冊 三三五

天童御社御破損普請金銭遣目録 正徳五 一通 三三五

御本社拜殿・大輪寺葺替金銭遣勘定目録 享保七 一通 三三五

愛宕山御普請職人滅方之儀ニ付門前村高橋喜平御詫一札 安政四 一通 三三五

高湯村薬師堂再建用材申請書 延宝五 一通 三三六

高湯村薬師堂再建願案文 行蔵院 正徳三 一通 三三六

高湯村薬師堂再建用材下附願 行蔵院 寛保三 一通 三三六

薬師堂再建願書 行蔵院 万延元 一通 三三六

野田村藥師堂再建屆書 天保一〇 一通 三六四

今宿村藥師堂修復料請取 享保八 一通 三六六

今宿村藥師堂修復ニ付同村菅野吉左衛門等書狀
文政八

成就院境内雷神宮立替願書 享保一九 一通 三六六

諏訪神社拜殿葺替ニ付龍福寺願書 明曆二 一通 三六九

八幡堂再建用杉材申請書 門松坊宛 元祿九 三通 三七〇

白山社修復ニ付境内杉伐採願 明和九 二通 三七一

熊野権現堂為修復料同社内風返木払下願 安永八 二通 三七三

成生庄藥師如來堂再建趣意書 草稿 半 一冊 三七三

川口様御普請ニ付諸払控 嘉永六—安政二 一冊 三七四

職人 勘定

木挽作料渡書上帳 天保六 一冊 三七五

石工御用被仰付ハニ付請書 天保六 一通 三七六

諸職人前貸帳 安政五—六 一冊 三七七

諸職人勘定書控 安政四—文久元 一冊 三七八

諸職人飯料書上帳 文久元 一冊 三七八

諸職人勘定帳 文久二—明治三 一冊 三八〇

金 融

無 尽

熊野講覺帳写 宝永二 一冊 三八一

熊野講錢之義御尋ニ付口上書 亥十一月 一通 三八三

無尽初番掛金内訳覚 享保一二 一通 三八三

無尽講金預リ証文 宝曆二 一通 三八四

御無尽入用書上帳 天保一二 一冊 三八五

仁王講無尽金借用証文 酉二月 一通 三八六

宝幢寺二百兩無尽出金引当ニ付差出一札 写 一通 三八七

頼母子講

頼母子講金預リ証文 文化一三 一通 三八八

頼母子講借用証文預リ証 文化一四 一通 三八九

本堂再建頼母子講加入ニ付御請一札 安政三 一通 三九〇

本堂再建ニ付無尽連名印形帳 安政三 一冊 三九一

本堂御再建ニ付頼母子講金受書 安政四 一通 三九二

当山再建頼母子出金割合書 安政六—慶応三 六冊 三九五

五人発起頼母子定書并出金割合覚 安政四 三冊 三九四

頼母子講金受取覚 安政六 一通 三九五

(頼母子講自初会至第五会次第)

(平吉頼母子講金ニ付申渡書)

積立金日延願 弘化元 一通 三九七

彩雲講五組発起仕法議定書 安政四 一冊 三九八

彩雲講出金寄控 安政四 一冊 三九九

就本堂再興彩雲講会毎出金檢勘 安政四—明治四 一冊 四〇〇

彩雲講出金取立勘定記帳 慶応三 一冊 四〇一

○

御聖天講年賦帳	文化八	美	一冊	三〇一
御門末・御地中・御寺領奉納方再建講上金ニ付 附込帳	安政三—慶応三	横長美	一冊	三〇三
十日町表具屋勘兵衛発起講掛金ニ付一札	文久二		一通	三〇四
光禪寺頼母子出金請取帳	元治二—明治四	横長美	一冊	三〇五
陸益講御出金通	慶応二	横半半	一冊	三〇六
光祥寺無尺割合控	西三月		一通	三〇七
(引高金兩歩割合書)			一通	三〇九
修復金返納日延願	天保一四		一通	一〇八
威徳院金子合力証文	元祿五		一通	三〇八
(借用・請人之義ニ付差上一札)			一通	三〇九
龍興寺宛借用金古手形	元祿一六		二通	三二〇
金子借用証文	正徳元・天保一四		四通	三二一
宝幢寺金子借用証文	安永一〇—嘉永四		四三通	三三三
拜借金証文	文化三・八・一〇		四通	三三三
宝幢寺宛金子借用証文	文化七—文久二		一三通	三三四
(借用金添証文下書)	文化一二		一通	三三五
拜借金証文并添証文	文政三		三通	三三六
諸証文控帳	文政四—六	横長美	二冊	三三七
諸証札控帳	文政一一・天保一四	横長美	二冊	三三八
観蓮院拜借金証文	文政四		一通	三三九
高仙寺永代祠堂金預り証文写	(文政)		一通	三三〇

喜太郎稻荷祠堂金拝借証文

天保四・五

二通 三三三

誓願寺金子借用証文

天保九

一通 三三三

拾ヶ年賦借用金添証文

弘化元

一通 三三三

金子借用証文

嘉永三他

二通 三三四

見継金借用証文

嘉永六

一通 三三五

祠堂金借用請合一札

一通 三三六

借財証文取調帳

美

一冊 三三七

年賦講金預り手形

元文元

一通 三三六

御影供錢預り証文

明和四

一通 三三九

年賦講金預り証文

文化八—文政九

一七通 三三〇

門前惣次郎借財ニ付小田部儀七口上寛

元祿一六

一通 三三一

久野本村八兵衛ノ門前名主え貸金滞り訴訟控

宝曆五

一通 三三三

貸金滞り一件文通願并返答書

山口村市十郎

明和八

貸金滞り一件願書并済口証文

明和八・一〇

五通 三三四

江戸商人貸金并売掛滞り出入ニ付御尊判拜見御請

書

天保六・七

山口村兵藏借金等ニ付庄屋左之助吟味願書

文化一〇

一通 三三六

吉祥院ノ村居清七宛一札控

文化一二

一通 三三七

御地中佐藤関六金谷村左吉古借一件願下願書并内済

書権右衛門請取書共

天保四・五

貸金并滞貸出入訴返事書控

天保七

奈良沢村新吉ノ五郎兵衛え貸金一件済口証文

安政三

一通 三三九

門前村借金出入取扱届書 慶応二	一通	三四	宝幢寺台所要用金借用日延証文 安政二	一通	三六
東根龍興寺追院住持之貸借方御尋ニ付返答書 宝永二	一通	三四三	御納戸金拝借願 元治元	一通	三六
天童門前村善兵衛金子用立返済願書 寛延四	一通	三四三	御靈屋御備金拝借願 申一〇月	一通	三六
(門前伝八借用金勘定返済口上書) 宝曆二	一通	三四四	金子御頼立ニ付返答書 酉二月	一通	三六
門前善兵衛ノ次郎兵衛方へ用立金返済之願書 宝曆五	一通	三四四	(若木村茂右衛門卯左衛門返金延引ニ付安養寺願書) 申八月	一通	三五
祠堂金利分ニ付一札 宝曆一四	一通	三四五	(戌ノ卯迄利永書上)	一通	三六
大中金五拾兩拝借并三拾兩爲登金遺帳 安永八 横長美	一冊	三四七	借金方之覚・物成方之覚・年中諸入用之覚	一冊	三六
拝借金延納願 文化一一	一通	三四八	拝借金月延願書 明治二	一通	三六
年賦金壹兩之御延合願書 文化一一	一通	三四九	油屋貸藏附属手控 明治四	一冊	三六
大借財并京都御登之儀ニ付口上書 文政八	一通	三五〇	臨済・浄土・日蓮・時宗利子取立簿 明治六・七	二冊	三七〇
宝幢寺隆如借財滞利難渋ニ付願書 文政一三	一通	三五〇	当座万貨物覚帳附諸職人并日雇取覚帳 明治八・九	一冊	三七一
拝借年賦金上納ニ付御請書 天保四	一通	三五三	(古訴訟書類借用覚) 明治三〇	二通	三七二
諏訪明神祭礼幡質出ニ付金子三分拝借願 天保六	一通	三五三	御台所御借金之訳覚 元文五	一冊	三七三
願書呈出日延願書 天保六	一通	三五四	(宝幢寺拝借金願出ニ付明細書上帳) 文政三	一冊	三七四
貸金催促ニ付願書 天保八	一通	三五五	借財方并年中暮方取究 文政七	一冊	三七五
(丑年才覚金元利御割渡被仰付請書) 天保九 美	一冊	三五六	借財方調印帳 文政八	一冊	三七六
拝借金十五兩之金利分トシテ延命院寺役勤御請書 天保一一	一通	三五七	貸付・預り金取調出入帳 万延元	一冊	三七七
喜太郎稻荷祠堂金拝借金返納延期願 天保一一・一三	三通	三五八	諸方先貸控 安政七・明治三	九冊	三七八
貸金返済滞リニ付願書 弘化三	一通	三五九	諸方先貸帳 元治二	一冊	三七九
宝幢寺借財片附再建ニ付御本山表え差上御請書 嘉永三	一冊	三六〇	請 取		

威徳院隠居金子請取手形写 元祿三・四

金子請取証 文化一安政

諸請取綴 天保一嘉永

金拾両分利金請取通 文久元

坊城様上下御人数并御賄料等取調請取書
明治三

利足金請取証文 卯四月

酒田塩代金請取覚 辰三月

受取書類

日記

日記拔書 (延宝九)

日記拔書 (天和三)

元祿二己巳月日録

光台院僧正様御下向日記 元祿六

(知善十八道加行日記) 元祿六

元祿十二己卯年月日録

元祿十三庚辰録

元祿十四歳辛巳録

元祿十五壬午年録

元祿十六癸未年録

元祿十七甲申年日記

宝永二乙酉年日記 上下卷

一通 三六一

一五通 三六三

一綴 三六五

横半半 一冊 三六四

一通 三六五

一通 三六六

一通 三六七

一綴 三六八

一通 三六九

一通 三九〇

一冊 三九一

一冊 三九二

一通 三九三

一冊 三九四

一冊 三九五

一冊 三九六

一冊 三九七

一冊 三九八

一冊 三九九

二冊 四〇〇

宝永三丙戌年日記写

宝永四丁亥年日記

宝永五戊子年日記 上卷

宝永六己丑年日記 上下卷

宝永七庚寅年日記

宝永八辛卯年日記

正徳二壬辰年日記

正徳三癸巳年日記

正徳四甲午年日記

正徳五乙未歳日記

正徳六丙申歳日記

宝幢寺弁成代日記 享保七・八

(宝幢寺亮長江戸滞在中日記断簡) 正徳二

在府中覚日記 正徳六

弁格様御継目江府御逗留中諸日記・江府御逗留

諸小遣帳 明和四

御在府中日記録 文化一三

御出府中日記 文政三

出府中日記録 天保七

当番帳 享保二一寛保三

(当番帳) 明和三一安永二

当番帳 享和三一文化一三

半 二冊 二四〇一

美 一冊 二四〇二

美 一冊 二四〇三

美 二冊 二四〇四

美 一冊 二四〇五

美 一冊 二四〇六

美 一冊 二四〇七

美 一冊 二四〇八

美 一冊 二四〇九

美 一冊 二四一〇

美 一冊 二四一一

美 一冊 二四一二

横長美 一冊 二四一三

横長半 一冊 二四一四

横長美 二冊 二四一五

美 二冊 二四一六

半 一冊 二四一七

横長半 一冊 二四一八

横長美 四冊 二四一九

横長美 一冊 二四二〇

横長美 六冊 二四二一

当番帳	文政五―一三	横長美	四冊	三三三
当番帳	天保二―一七	横長美	六冊	三三三
当番帳	天保九―一五	横長美	七冊	三三四
当番帳	弘化三・四	横長美	二冊	三三五
当番帳	嘉永元―七	横長美	七冊	三三六
当番帳	安政三―一七	横長美	四冊	三三七
当番帳	万延二―慶応二	横長美	六冊	三三六
当番記	明治元―四	横長美	四冊	三三九
諸用記	大黒山役者役人	横長美	合一冊	三三〇
	寛保四―宝曆四			
○				
天童郷中御役場用日記	天明五―天保九	横長美	一〇冊	三三一
年中諸色雜用記	寛政九	横長美	一冊	三三三
久右衛門一件日記	寛政一〇・一一	美	一冊	三三三
御代替ニ付公辺勤向留記	天保八	美	一冊	三三四
(御役場用日記)	安政五―明治三	横長美	一冊	三三五
明治八年以降当座日記	明治八	横長美	一冊	三三六
当座覚帳	明治八―一九	横長美	一冊	三三七
当座帳	明治一三―一六	横長美	一冊	三三八
農業日記	明治二五	横長半	一冊	三三九

災害・救恤

災害 水 損

寺津村多右衛門石砂押見分願書	享保六	一通	三四〇
寺津村太右衛門他持畑洪水ニ而水押見分願起請文	享保六	一通	三四一
上山口村半十郎川欠願書并川欠畑証文	享保一四	二通	三四三
山口村半十郎川欠願ニ付先地主取口上書	享保一九	一通	三四三
洪水ニ付川欠引米願書并請書	寛保三	二通	三四四
久野本村甚八差出川欠願書	寛保三	一通	三四五
上山口村地主市十郎助内差出川欠願書	寛保三	二通	三四六
上山口村川欠畑地続目願書	延享三	一通	三四七
山口村市十郎差出丑年川欠起返シ兼川欠再願書	延享三	二通	三四八
天童五日町与兵衛持田川欠一件再願書	宝曆四・七	二通	三四九
久野本村甚八持畑川欠引米願書	宝曆五	一通	三五〇
藤内新田村畑守重助洪水ニテ持畑押流ニ付檢分願	宝曆七	一通	三五二
寺津村太右衛門他持畑洪水押流ニ付見分願書	宝曆七	一通	三五三
寺津村万右衛門高水稲流ニ付御年貢御用捨願	安永五	一通	三五三
矢之目村弥右衛門洪水ニ付ごみかぶり見分願	安永五	一通	三五四
北目村吉右衛門持高洪水ノタメ川欠用捨願	安永五	一通	三五五
乱川村寺領本畑洪水ニ付川欠御見分願	安永八	一通	三五六
久野本村押切畑川欠普請見分日延願	安永九	一通	三五七

洪水ニ付田地川成見分願書	天明元	一通	三三九
成生村川欠畑五ヶ年引地起返請書	文化九	一通	三三九
成生村七三郎等川欠畑引方願書	文化一四	一通	三三〇
(鯨洗村水難田畑書上小前帳)	文政一三	一冊	三三六
(鯨洗村水難田畑書上小前帳)	天保四	一冊	三三三
灰塚村田畑水押書上帳	天保七	一冊	三三三
川欠ニ付御用捨引願書絵図添	天保一〇	一通	三三六
木船川両側寺領分普請ニ付砂利賃請度歎願書	弘化三	一通	三三五
山口村田畑川欠取調書上帳	嘉永四	一冊	三三六
貫津村御寺領田地洪水ニ付御檢分願	嘉永四	一通	三三七
大洪水ニ付田畑大損見分願	安政六	一通	三三八
乱川村川欠見分書上帳	安政六	一冊	三三九
(村々川欠高書上)	明治二	一冊	三三〇
川欠反別書上帳	明治二	一冊	三三二
伊七川欠畑立附大豆用捨願書	一〇月	一通	三三三
志戸田村枝郷入会大堰え新規筒木居ニ付引払方	訴願書写共 安永二	二通	三三三
最上川御普請雜用村々高割覚	辰年	一冊	三三四
田地日損ニ付不殘荒地ニ罷成覚	元祿五	一通	三三五
田方旱損ニ付注進口上書	明和八	一通	三三六
田方旱損書上ヶ帳	明和八	一冊	三三七
年貢しらわれ証文	明和八	一通	三三八

就早魃請雨御祈禱惣町中必相願一卷附御領主御使者次第	明和八	一冊	三三九
井戸懸田地照統ニテ植付兼ハニ付届書	享和二	一通	三三〇
灰塚村地守早魃届書	弘化二	一通	三三一
皆損願	卯八月	一通	三三三
火 災			
大輪寺門前出火之節届覚	享保一二	一冊	三三三
消火ニ付門揚坊口上書	文化九	一通	三三四
木小屋出火始末ニ付家主申口	文政元	一通	三三五
(宝幢寺出火并堂番焼死一件届書控)	文政六	一二通	三三六
御釜小屋失火一条口書并慎方御請一札	弘化三	二通	三三七
野田村養運寺焼失口書	嘉永七	一通	三三八
門前村泰七火元ニ而隣家焼失届書	安政五	五通	三三九
諏訪町近火見舞人名録	明治九	一冊	三三〇
門前村御役所守亀吉出火ニ付口上書		一通	三三一
救 恤			
夫 食			
扶食米五十俵拝借願書	延享三	一通	三三三
扶食米願出一件ニ付御宥免一札	天保四	三通	三三三
扶食米拝借証文	門前村今野権右衛門 天保九	一通	三三九
山形天童郷中凶年百姓之御手当控	弘化二・慶	一冊	三三九
夫食米拝借願	文久元・慶応三	五通	三三九

夫食米拝借証文 文久元 二通 三三九七

違作御救米請書 文久三 二通 三三六六

粗罔拾五俵ニ付差上一札 慶応元 一通 三三九九

御手当米頂戴小前帳 矢野目村 慶応四 一冊 二四〇〇

借 米

藥師米拝借証文 延享三・文化一〇・文政二 三通 二四二二

三年賦借米御請一札 安永九 一通 二四〇三

拝借米証文 寛政一二 一通 二四〇三

虚空蔵修覆米拝借証文 文化八 一通 二四〇四

拝借米願 文化一三 一通 二四〇五

御蔵米拝借証文 文政三・四 四通 二四〇六

拝借米大豆証文 文政四 一通 二四〇七

物成米拝借延期願 文政七 三通 二四〇八

拝借米証文 天保五 一通 二四〇九

年貢米拝借并春延証文 天保九・一二 二通 二四一〇

違作ニ付拝借米願 慶応三 一通 二四一一

年貢米拝借ニ付差出候勘定書 二通 二四一二

拝借米年延願書 一通 二四一三

御種貸改帳 享保元 一冊 二四一四

種貸米年賦願 安永七 一通 二四一五

米拾五俵山口村小前一同御請一札 嘉永三 一通 二四一六

横長美

横長半

神社・神道

神社取調

諏訪神社取調書 佐伯岩尾 明治三 一冊 二四一七

祭神取調書上 明治四 六四通 二四一八

山形本丸愛宕神社等五社取調書上帳附境内図 二冊 二四一九

宮城秀男 明治五 三通 二四一九

諏訪神社書類 明治四一一 一綴 二四二〇

山形鉄炮町原社八幡神社書類 明治七一―一四 一綴 二四二二

神社取調書上 明治 一綴 二四二三

羽入村浅間神社書上帳 植松学 明治五 一冊 二四二三

北目村村社愛宕神社届書 明治一二 一通 二四二四

社記

正藏村御所神社社外社記 明治五 一冊 二四二五

二藤袋村 御所神社社外社記 明治五 一冊 二四二五

丹生村 八幡大神 社記 明治五 一冊 二四二六

丹生村 愛宕神社 社記 明治五 一冊 二四二六

丹生村深山神社社記 明治五 一冊 二四二七

社籍

社籍 明治四 一冊 二四二八

山形 鳥海月山両所神社社籍 明治四 三冊 二四二九

宮町 鳥海月山両所神社社籍 明治四 三冊 二四二九

社籍取調請取筆記 明治四 一冊 二四三〇

横長美

美

美

半

半

半

半

美

社領取調

諏訪社領鄉村高其外取調帳	佐伯岩尾	明治四	美	五冊・一通	二四三二
山形 八幡社領鄉村高其外取調帳	明治四	半	一冊	二四三三	
島海 兩所社領社人領鄉村高并六ヶ年平均取調帳	明治四	美	五冊	二四三三	
小森神社領元朱印地收納六ヶ年平均取調書上帳	明治四	美	一冊	二四三四	
月山社領元朱印地收納六ヶ年平均取調書上帳	明治四	美	一冊	二四三五	
八鉦村鹿嶋神社六ヶ年平均取調帳追加	明治四	美	一通	二四三六	
宝沢村 <small>住吉社・菊田社 太子社・雷神社</small> 領元朱印地鄉村高并現收納	明治四	美	一冊	二四三七	
平塩村熊野大神社元朱印高書上	明治四	半	一冊	二四三八	
(島海) 兩所社領・社人領并給祿高取調帳	明治四	半	二冊 三通	二四三九	
石田村寒江大神々領御居書	明治四	半	一通	二四四〇	
旧幕朱印地諏訪社領收納取調書		橫長美	一冊	二四四一	
境 内・除 地					
村山郡天童愛宕大神末社境内除地調書		美	一冊	二四四五	
神町村遠賀神社境内除地取調書	明治四	半	一冊	二四四二	
妙見寺村熊野社境内除地取調書	明治四	半	一冊	二四四三	
佐伯管雄境内上地畑其他取調帖控	明治五	橫長美	一冊	二四四四	
境内上地之分立木取調帳	明治六	橫長美	一冊	二四四五	
佐伯管雄元境内木教書上帳	明治六	橫長美	一冊	二四四六	
諏訪社・常林寺元境内木教書上帳	明治六	橫長美	一冊	二四四七	

神社・神道 社領取調 境内・除地 會計 社人

天童愛宕社其外社寺境内上地田畑等取調御布告
之写 明治六
神社境内除地取調書案

小白川村天神社給祿取調帳 明治四
美 一冊 二四四九

社祿配分高帳 明治四
半 一冊 二四五〇

諏訪神社去巳午年收納書上帳 明治三
半 二冊 二四五三

八坂大神領元御朱印租稅書上帳 明治四
美 一冊 二四五三

會 計

社入十分ノ三取調書 明治六
橫長美 一冊 二四五四

教會金 出納 取調帳 明治六・一八
半 二冊 二四五五

月次金取立簿 一・二号 明治六
半 二冊 二四五六

第三大区三小区内七社々入取調書 明治七
半 一冊 二四五七

神社元朱印配當調 明治八
半 一冊 二四五六

(神道事務局會計課) 買物帳 明治八・一三
橫長美 一冊 二四五九

神道事務局出雲大社教會所會計取扱簿
明治一三
橫長半 一冊 二四六〇

神道教田會費收納証 明治一九
半 一冊 二四六一

社 人

社領御上知ニ付元給録頂戴歎願書 明治四
一冊 九九九

平塩村熊野神社々人許狀写 明治二
一通 二四六三

神主職補任狀写・同許狀写 明治二・三
一四通 二四六三

愛宕社々人請書 明治三
一通 二四六四

沼木社人宮館豊口上書 明治三
三通 二四六五

佐伯岩尾改心証書 明治四 一通 二四六六

愛宕社人給祿高并勤年数取調書 明治四 半 一冊 二四六七

小白川村愛宕社給祿高并社領取調書 明治四 半 一冊 二四六八

神職位記宣言写 明治六 半 二冊 二四六九

両所社人元官位旧幕府并旧領主取扱調書 明治六 半 一冊 二四七〇

上工藤小路村小野滋復飾改名届書 明治六 半 一冊 二四七一

杜家給祿氏名控 横長半 四綴 二四七三

村山郡元 上山・新庄 左沢・天童 管下社人姓名 横長半 一冊 二四七三

鉄炮町八幡社人等伍組書上 明治四 半 一冊 二四七四

西ノ宮社人大原喜代治戸籍取調書 明治四 美 一冊 二四七五

村山郡矢之目村熊野社中戸籍 明治四 美 一冊 二四七六

社人給祿高調 明治四 二通 二四七七

元家来・給米取調書上 明治四 半 三冊 二四七八

平清水村八幡神社社主職許容願書 明治四 半 一冊 二四七九

杜使偽唱謝罪歎願書 明治四 一通 二四八〇

猪之沢村神主小山田日向改名届 明治四 一通 二四八一

神社并社人家筋書上帳 明治五 半 一冊 二四八二

山形県管内神職姓名記 (明治) 半 一冊 二四八三

祭礼・神事

大嘗会神事式取調書 佐伯芳男 明治四 半 二冊 二四八四

両所神社祭礼・神事届 明治四 半 一冊 二四八五

神事入用書上帳・御台所番諸遺書上帳・諸勘定書上帳 明治四 横長半 合一冊 二四八六

宝沢村住吉社々地住居人等神葬祭願 明治四 美 一冊 二四八七

諏訪神社祭礼御願書 明治五 半 一冊 二四八八

神道

神道裁許状写 明治六 二六冊 二四八九

山形県神道教導職員録 明治二三 一冊 二四九〇

神道事務局山形県分局事務書類 明治九一・一七 一綴 二四九一

山形神道事務局大会議規則 明治一五 一通 二四九二

皇典講究所勃興録 明治一五・一六 一冊 二四九三

山形県皇典講究分所書類 明治一六・一七 半 一冊 二四九四

愛宕山諸道具預書上帳 明治三・五 横長美 二冊 二四九五

錢箱等放置一件届書 明治三 一通 二四九六

両所社境内物置建築御伺書 明治四 一通 二四九七

両所社内盜難届書 明治四 半 一冊 二四九八

諏訪社創立修復御届書 明治五 半 一冊 二四九九

大政参拜山形県官名簿 明治五 横長半 一冊 二五〇〇

御神撰物御通・御備物御通 明治一二・一三 横長半 二冊 二五〇一

龍福寺諏訪社改称伺書控 明治三 一通 二五〇二

月次祝詞 (明治) 一通 二五〇三

豫美考証 明治三

刊一冊 二五〇四

教林新報・諸宗說教要義・教導要義鈔・教義新
聞附錄・教典訓法章程・教書編輯條例・同大意
・神官奉務規則 明治五・六

刊合一冊 二五〇五

皇大神宮大麻奉祀式 明治六

刊一冊 二五〇六

三條演義 明治六

刊一冊 二五〇七

教院講錄 一―一三號 明治六―七

刊合一冊 二五〇八

大教院諸違書・教會撮要・神道摘要・神道教導
職懲戒規約 明治六―一四

刊一冊 二五〇九

教導職懲戒規約 明治一四

刊合一冊 二五一〇

果鄉村社祭式・祠官祠掌奉務概則・正遷宮式・
神道教規・出雲大社教會結取手續概略・出雲大
社教會規約 明治一―九

刊合一冊 二五一一

教導職員錄・義友會略則・陳志・同胞會則・神
道教田會員募集方法・神道報告・日本武尊祭天
神於扶鬼城記 明治二―二七

刊合一冊 二五一二

神道會議規則・皇典講究本分所設置并神官會議
錄・太教校定則議案・神道事務局規則 明治一
五・一六

刊合一冊 二五一三

皇典講究所第一年報 明治一五・一六

美 刊二冊 二五一四

神風講社結取大意・神宮教會講社規約・神風講
社社長取締事務取披心得書・神宮教會規制・神
宮教會神風講定宿仮規則

刊合一冊 二五一五

善惡報応論

半 一冊 二五一六

誅邪私言

半 一冊 二五二七

皇大神宮初穂

皇大神宮御初穂帳 明治九以降

橫長美 三一五冊 二五六

皇大神宮大麻初穂金取纏簿并上申書類
明治一―一四

六綴 二五二九

書 狀

藤沢必之書狀并光明寺返狀写 寛文元

橫長美 一冊 二五三〇

加藤伊左衛門書狀 平松惣兵衛・佐藤庄右衛門宛
元祿五

三通 二五三一

八木治左衛門道亮書狀 徳性院宛 元祿一四

一通 二五三二

田上与次左衛門書狀 元祿一五・一六

三通 二五三三

山口村大庄屋伊藤儀左衛門書狀 宝永六

三通 二五三四

亮長書狀 延宝八

一通 二五三五

亮長書狀 延命院喜兵衛宛 (享保初頃)

一通 二五三六

亮長書狀 同前 (享保初頃)

一通 二五三七

智山役者光照院林亮書狀 金子請取証文共
久能寺鈍如法印宛 文政五

一通 二五三八

亮長書狀 亮弁法印宛外

一三通 二五三九

黒沢八左衛門書狀 宝幢寺侍者中宛

三通 二五四〇

佐藤用助・平松弥総太書狀 漆山代官所宛

四通 二五三一

平松惣兵衛・佐藤庄右衛門書狀 加藤伊左衛門宛

二通 二五三二

平松惣兵衛書狀 田上与次左衛門宛

三通 二五三三

曾根安左衛門書狀 加賀屋逸八宛

一通 二五三四

曾根安左衛門・徳性院書狀 山田喜内宛

一通 二五三五

曾根宮城書狀 留主居宛

一通 二五三六

曾根与右衛門書狀 青木函書・田中大祐宛

一通 二五三七

佐藤三郎右衛門書狀 徳性院宛

一通 二五三八

佐藤弥右衛門書狀 平松弥惣太宛 一通 二五九
 佐藤弥右衛門・大沼長次郎書狀 平松弥惣太・佐藤用助宛 一通 二五〇
 佐藤弥右衛門・原太兵衛書狀 平松弥惣太宛 一通 二五一
 佐藤庄右衛門・平松惣兵衛書狀 加藤伊左衛門宛 一通 二五二
 佐藤忠左衛門書狀 宥恭法印宛 一通 二五三
 長泉寺書狀 延命院宛 一通 二五四
 山清寺書狀 佐藤理兵衛・布施権兵衛宛 一通 二五五
 小松寺書狀 宝幢寺宛 一通 二五六
 安養寺慧興書狀 智萌庵法印・威徳院法印宛 一通 二五七
 岩城薬王寺寛限書狀 一通 二五八
 高倉山晴寺書 佐藤理兵衛宛 一通 二五九
 錫杖寺淨潮書狀 宮城利久治・曾根宛 一通 二六〇
 沢村観音寺後院書狀 宝幢寺宛 一通 二六一
 弥勒寺役者 金光明寺書狀 宝幢寺宛 一通 二六二
 誓願寺書狀(門前武助欠落ニ付) 巳二月 一通 二六三
 誓願寺惣持寺へ移住ニ付宝幢寺書狀 円福寺宛 一通 二六四
 弥勒寺役者代 照海書狀 宝幢寺宛 一通 二六五
 光禅寺内長岡忠藏書狀 平松弥惣太・佐藤用助宛 一通 二六六
 徳性院書狀 善福院宛 一通 二六七
 和知庄兵衛・吏言房・徳性院書狀 宝幢寺法印宛 一通 二六八
 成就院書狀 宝幢寺宛 一通 二六九
 福寿院書狀 長善院宛 一通 二七〇

福寿院・杉山健次書狀 地蔵院法印宛 一通 二六一
 福寿院・清水清兵衛書狀 長善院・曾根安左衛門宛 一通 二六二
 福寿院書狀請取覚 宝幢寺使僧宛 一通 二六三
 清浄院書狀 徳性院宛 一通 二六四
 地蔵院書狀 徳性院他宛 一通 二六五
 宝積院龍源書狀 崑野謹司宛 戊四月 一通 二六六
 喜福院有照書狀 徳性院延命院宛 一通 二六七
 威徳院外末寺書狀 清浄院隠居宛 一通 二六八
 威徳院内永橋平右衛門・山路庄右衛門書狀 本山宝積院・崑野寛宛 一通 二六九
 延命院・徳性院書狀 八木五兵衛・喜福院惣且中宛 一通 二七〇
 清浄院隠居書狀 徳性院・延命院宛 一通 二七一
 清浄院相統難成儀ニ付書狀控 一通 二七二
 隠居書狀(清浄院力) 佐藤忠左衛門宛 一通 二七三
 光台院僧正諸末寺廻国ニ付書狀 真乗坊他 一通 二七四
 智山律条院猷如書狀 宝幢寺朝海宛 一通 二七五
 真光坊・真乗坊書狀 宝幢寺宛 一通 二七六
 大和長谷寺小池坊僧正快寿書狀 一通 二七七
 戒光庵隆弁書狀 延命院宛 一通 二七八
 知萌庵弁庵書狀 佐藤庄右衛門宛 一通 二七九
 山形下条町檢断五十嵐源七・森谷孫四郎書狀 宝幢寺役僧役人宛 一通 二八〇
 貫津村名主結城六右衛門書狀 新山寺宛外 四通 二八一
 老中久六書狀 延命院・曾根勝之進宛 一通 二八二

覺言書狀 新山寺宛 一通 二六三
 長瀬役所 太口伝右衛門書狀 宝幢寺役僧吉祥院宛 二通 二六四
 門前役人書狀 山形当番中宛 一通 二六五
 觀蓮書狀 寿海法印宛 一通 二六六
 仙能書狀 延命院宛 閏二月 一通 二六七
 平松書狀 悅隨宛 一通 二六八
 大円書狀 実応宛 一通 二六九
 浄円書狀 宝幢寺方丈宛 一通 二七〇
 盛諄書狀 宝幢寺宛 八通 二七一
 岸本内記・藤井右膳書狀 宝幢寺外宛 未五月 二通 二七二
 丹野常助書狀 曾根三左衛門宛 一通 二七三
 佐藤和助書狀 鷺尾藤三宛 一通 二七四
 灰塚村 浅野権三郎書狀 和知金左衛門宛 一通 二七五
 崑野謹司書狀 宝幢寺内一同宛外 二通 二七六
 阿部彦四郎・同力之助書狀 徳性院・曾根勝之進宛 一通 二七七
 吉田勝兵衛・森蒔・小沢惣兵衛書狀 宝幢寺役僧宛 一通 二七八
 小林精六・鯨井忠藏書狀 徳性院・平松・佐藤宛 一通 二七九
 大沢理右衛門書狀 細谷儀左衛門宛 一通 二八〇
 後藤長左衛門書狀 佐藤用助宛 一通 二八一
 大野一郎・鷺尾藤藏書狀 喜福院宛 壬午八月 一通 二八二
 山口村 矢野佐之助書狀 台所役人安達作兵衛宛 一通 二八三
 角間川 八木五兵衛書狀 徳性院・延命院宛 一通 二八四

田上与次左衛門書狀 平松惣兵衛宛 五通 二八五
 関口源太夫書狀 悅隨宛 一通 二八六
 黒沢庄兵衛書狀 平松弥惣太宛 一通 二八七
 権田忠右衛門書狀 宝幢寺小姓中宛 一通 二八八
 平松右源太・佐藤金吾書狀 徳性院・曾根安左衛門宛 二通 二八九
 平山孫市・富樫嘉兵衛書狀 徳性院宛 一通 二九〇
 八木五兵衛書狀 鷺尾藤藏宛 一通 二九一
 駒田弥一右衛門書狀 宝幢寺侍者中宛 一通 二九二
 松本市兵衛書狀 曾根安左衛門宛 一通 二九三
 加藤矢吉郎年礼書狀 宝幢寺宛 一通 二九四
 片桐善左衛門書狀 平松弥惣太宛 一通 二九五
 大沢理右衛門書狀 平松惣兵衛宛 一通 二九六
 吉川善造・野原与一右衛門書狀 平松弥惣太・佐藤用助宛 一通 二九七
 青木図書・田中大祐書狀 長善院・曾根安左衛門宛 三通 二九八
 今野円助書狀 平松弥惣太宛 卯八月 二通 二九九
 山口三右衛門書狀 今野円助宛 一通 三〇〇
 長谷川安藏書狀 平松右源太・佐藤一之進宛 一通 三〇一
 延命院書狀 実応宛 二通 三〇二
 伊藤兵左衛門書狀 宝幢寺宛 一通 三〇三
 上田不立書狀 宝幢寺宛 一通 三〇四
 灰塚村 清野権三郎書狀 和知庄兵衛宛 一通 三〇五
 東根村 神尾对馬書狀 午十一月 一通 三〇六

小堀和泉守年頭祝詞	盛徳院宛	一通	二六三
山形勝平書狀	江戸惣七宛	一通	二六六
甚十郎・文右衛門書狀	平松弥惣太宛	一通	二六九
山口村半治郎書狀	宝幢寺役人中宛	一通	二七〇
山家晋十郎書狀	門前出張先両公宛	一通	二七一
中野村市太郎書狀	平松弥惣太宛	一通	二七三
上質津村名主五郎作・下質津村名主六兵衛書狀	愛宕門前庄屋十次郎・半兵衛宛	一通	二七三
大和守様御遠行ニ付悔狀		一通	二七四
鮎洗村六介借金ニ付請人寺領長作へ返金催促書狀		一通	二七五
宗四郎書狀并金子請取証文	曾根勝之進宛	二通	二七六
閏正月		二通	二七八
力之助書狀	徳性院宛	一通	二七九
天童村惣代龍次・丈助・勘兵衛書狀	徳性院・平松忠吾宛	一通	二八〇
大和神水精穴用木之儀ニ付書狀		一通	二八〇
宝幢寺領人数之儀ニ付江戸表差出書狀		一通	二八四
田方御見分願ニ付書狀		一通	二八四
村松屋善兵衛書狀	曾根勝之進宛	一通	二八四
千住宿伊せ屋甚兵衛書狀	真福寺藤井左司馬宛	一通	二八四
にしや善兵衛書狀	宝幢寺役人宛	一通	二八五
伊崎屋茂右衛門書狀	混野謹司宛	一通	二八六
江戸次郎吉書狀	平松昇宛	一通	二八七
大丸屋栄吉書狀	長善院・延命院・曾根・平松・宮城宛	一通	二八八
宝幢寺年礼書狀	生田要人外一五名宛	一通	二八九

宝幢寺役僧吉祥院書狀	長瀬役所太口伝右衛門宛	二通	二八〇
宝幢寺役僧役人書狀	下条町検断森谷源四郎・五十嵐源七宛	一通	二八一
鉄砲改之儀ニ付宝幢寺書狀(下書)	片切源五兵衛・幸田七左衛門宛	一通	二八三
宝幢寺書狀	弥勒寺宛	三通	二八三
公私雜書狀		一綴	二八四
書狀断簡		三通	二八五

繪圖

寺社繪圖

末寺

誓願寺繪圖面控	寛政二	一通	二八六
誓願寺境内繪圖并銘々居屋鋪拝借御請書		二鋪	二八七
天保一五		一枚	二八八
龍福寺繪圖(面)	寛政二	一枚	二八九
龍福寺繪圖(面)		一枚	二九〇
地藏院繪圖面控	寛政二	一枚	二九〇
月山寺境内繪圖	弘化四	一枚	二九一
威徳院繪圖面控草稿共	寛政二	三鋪	二九二
平塩寺本坊并熊野権現繪圖面	寛政二	三通	二九三
龍興寺周辺図		三枚	二九四

(寺建物絵図)

○

一向宗法蓮寺薬師堂絵図	38×30	一枚	三六六
安中坊社中絵図面 明治四・九	24.5×62	一枚	三六七
行藏院と弥藏境論絵図 文化一二	30×40	一枚	三六八
神 社			
愛宕神社之図 明治五	40×30	一枚	三六九
愛宕神社龜絵図	70×90	一枚	三七〇
愛宕大神末社之図	30×70	一枚	三七一
奈良沢村白山祠境内之図 明治四	40×30	一枚	三七二
奈良沢村白山境内新開畑地分見図 嘉永七	87×66	一枚	三七三
白山神社除地上地畑図面 明治五	35×25	一枚	三七四
鳥海月山両所神社絵図面 明治五	36×55	一枚	三七五
出羽国酢川温泉神社絵図面 明治一一	44×28	一枚	三七六
酢川温泉神社龜絵	30×45	一枚	三七七
山形鉄砲町八幡神社境内略図面 明治七	60×76 59×52 55×55 25×35	四枚	三七八
原町村八幡社境内之図		一枚	三七八
若宮八幡神社境内社地除地之図 明治四		一枚	三九〇
小関村白山社境内除地之図		一枚	三九一
小矢野目村熊野堂之絵図	30×40	一枚	三九二
熊野堂境内絵図面	22×28	一枚	三九三
矢野目村熊野社境内内図面		一枚	三九四

熊野権現境内略図

熊野神社絵図 明治四

久之本村熊野神社境内除地之図

稻荷喜太郎境社内除地之図

仲町稻荷社地之図

河原子村大和神社御見分図面 明治五

灰塚村元新山地社地境内除地図 明治四

猿田彦神社絵図

建敷社旧境内内図

寺領絵図

屋敷・田畑

諏訪町佐伯菅雄上地絵図面(下図共) 明治九

元愛宕門前屋敷上地之分取調図面 明治五

寺津村之内宝幢寺々領屋敷之図

(屋敷絵図)

御田地絵図(附見取図) 天保一一

本覚院分山林畑絵図 文化四

稻荷社給田地絵図 嘉永元

寺領分伏所字新山田字若宮絵図

(灰塚村田畑絵図)

灰塚村砂押絵図(下図)

熊野権現境内略図	60×40	一枚	三九五
熊野神社絵図 明治四	90×55	一枚	三九六
久之本村熊野神社境内除地之図		一枚	三九七
稻荷喜太郎境社内除地之図		一枚	三九八
仲町稻荷社地之図	28×32	一枚	三九九
河原子村大和神社御見分図面 明治五		六枚	四〇〇
灰塚村元新山地社地境内除地図 明治四	28×33	一枚	四〇一
猿田彦神社絵図	35×50	一枚	四〇二
建敷社旧境内内図	90×38 90×57	一枚	四〇三
寺領絵図			
屋敷・田畑			
諏訪町佐伯菅雄上地絵図面(下図共) 明治九	56×33畝	六枚	四〇四
元愛宕門前屋敷上地之分取調図面 明治五	70×90	一枚	四〇五
寺津村之内宝幢寺々領屋敷之図	80×60	一枚	四〇六
(屋敷絵図)		一枚	四〇七
御田地絵図(附見取図) 天保一一	160×75	一枚	四〇八
本覚院分山林畑絵図 文化四		一鋪	四〇九
稻荷社給田地絵図 嘉永元		一通	四一〇
寺領分伏所字新山田字若宮絵図		一枚	四一〇
(灰塚村田畑絵図)		一枚	四一〇
灰塚村砂押絵図(下図)		一枚	四一〇

(小作地絵図)

山 絵 図

今宿村四王山之図 寛文三	40×80	一枚	二七五
山論裁許絵図裁許状添 寛延四	80×120	一鋪	二七六
山口村山絵図 文久二	70×142	一鋪	二七九
出羽国村山郡河原子村大和神山之図	38×28	二枚	二七〇
中桜田村滝山表面龜絵図	60×50	一枚	二七〇

国郡村絵図

国 郡

出羽国国絵図写	190×85	一鋪	二七〇
村山郡一円図 明治四・五	80×70 80×40	四鋪	二七一
村山郡村々下絵図		一四枚	二七三
村山郡支配区分図 明治三	50×70	一枚	二七三
長崎村之図	90×70	一枚	二七四
出羽国村山郡猪野沢村絵図	80×40	一枚	二七五
小白川村野絵図	150×90	一枚	二七六

雑 絵 図

雑 絵 図

仙台市外図

110×120 一枚 二七九

仙台領図

米沢領之図

唐船の図

絵図・經典断片

雑

学 校

学校資金献納願書類 明治六		一綴	二七三
山形県達書類(学区關係) 附学校事務仮規則 明治六・七・八		一綴	二七三
山形県学区取締書類(願届會計等) 明治七・九		一綴	二七四
生徒取調帳・生徒競芸会關係書類 上町小学校 明治八・九		二綴	二七五
書 目			
御用書籍吟味請書 附書籍目録 享保七		四通	二七六
地藏院相伝書籍等返戻方申渡書 文政九		一通	二七七
徳性院持参証文書状目録覚 酉一二月		一通	二七八
(仏書目録)		一通	二七九
平田大人著書発売書目 明治一九		一枚	二七〇
農商務省へ貸与書類控 明治二八―三〇		一綴	二七一

70×42

75×60

80×75

一枚

一枚

一枚

二七八

二七九

二八〇

二八一

二八二

二八三

記 録

威徳院津留御通紛失届

一通 二七五三

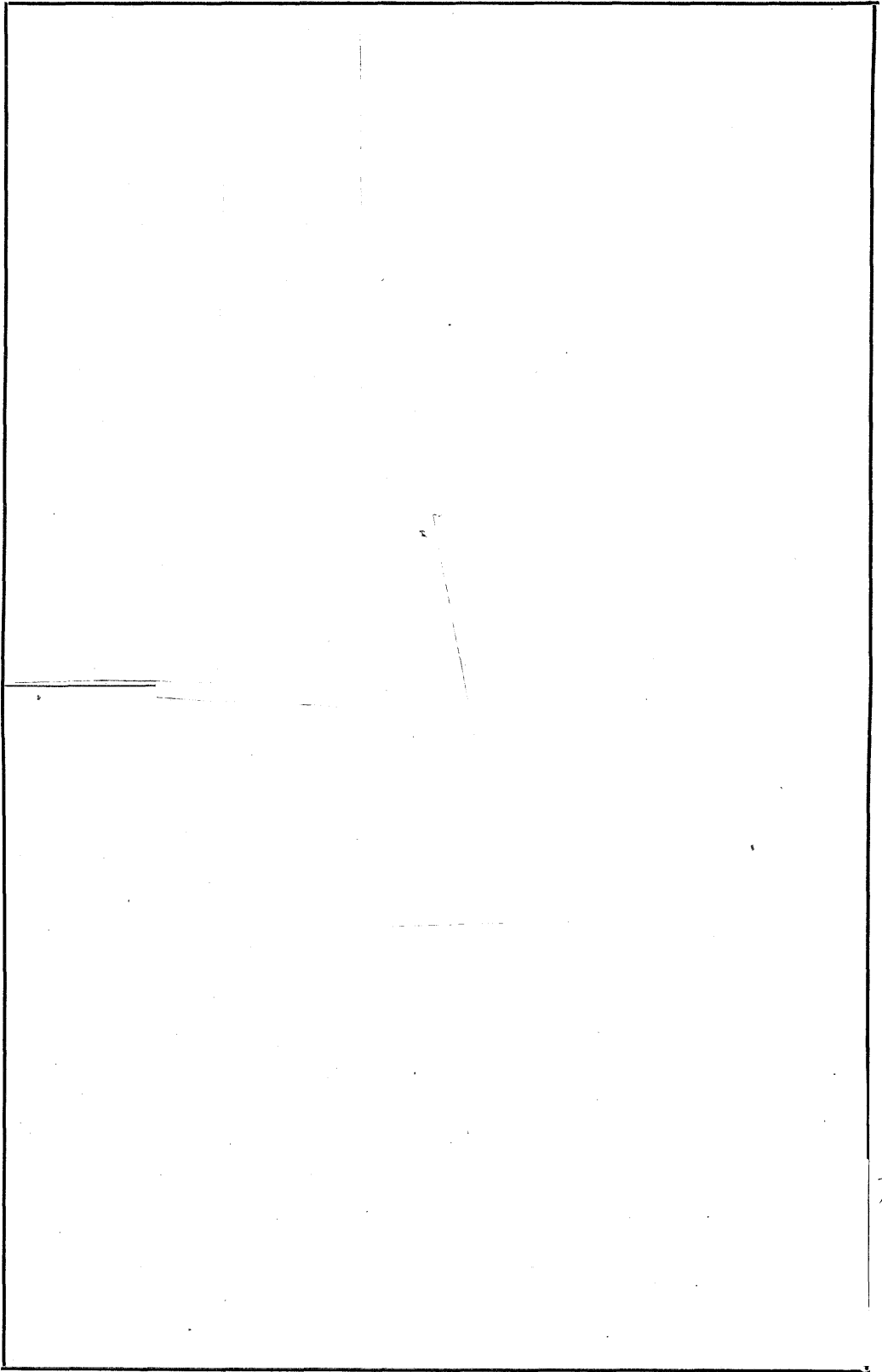
結城系図				一通	二七三三
寒河江高基系図(大江氏系図)				一卷	二七三三
綱吉公御他界之節之記録	宝永六	美		一冊	二七三四
近衛砲兵暴動記(前欠)	明治		刊	一綴	二七三五
憲法発布式祝辞	明治二二			一通	二七三六
大地震年表履歴	明治二四	半		一冊	二七三七
国朝旧章録(抜書)	天正—元文三	美		一冊	二七三八
(享和二)					
鷲宮迦美保賀比(木版)	天保一四	半	版	一冊	二七三九
韻鏡帰納例	安政五			一通	二七四〇
第之者別	明治二	半		一冊	二七四一
御用飛脚通	明治三	横長美		一冊	二七四二
報知新聞配布留其他	明治八	美		一冊	二七四三
郵便切手請払帳	同遣払帳	横長半		二冊	二七四四
東京勸業博覧会略図	明治		版	一鋪	二七四五
山形県下山形士族生計一覽表	明治一六			一綴	二七四六
組合村取調書	明治初	横長美		一冊	二七四七
万手控	明治七	横半半		一冊	二七四八
許官願届用紙(戸籍關係)	明治一四			一包	二七五〇
營業關係)					
寺家雜文書(断簡共)				一綴	二七五一

祭魚洞文庫

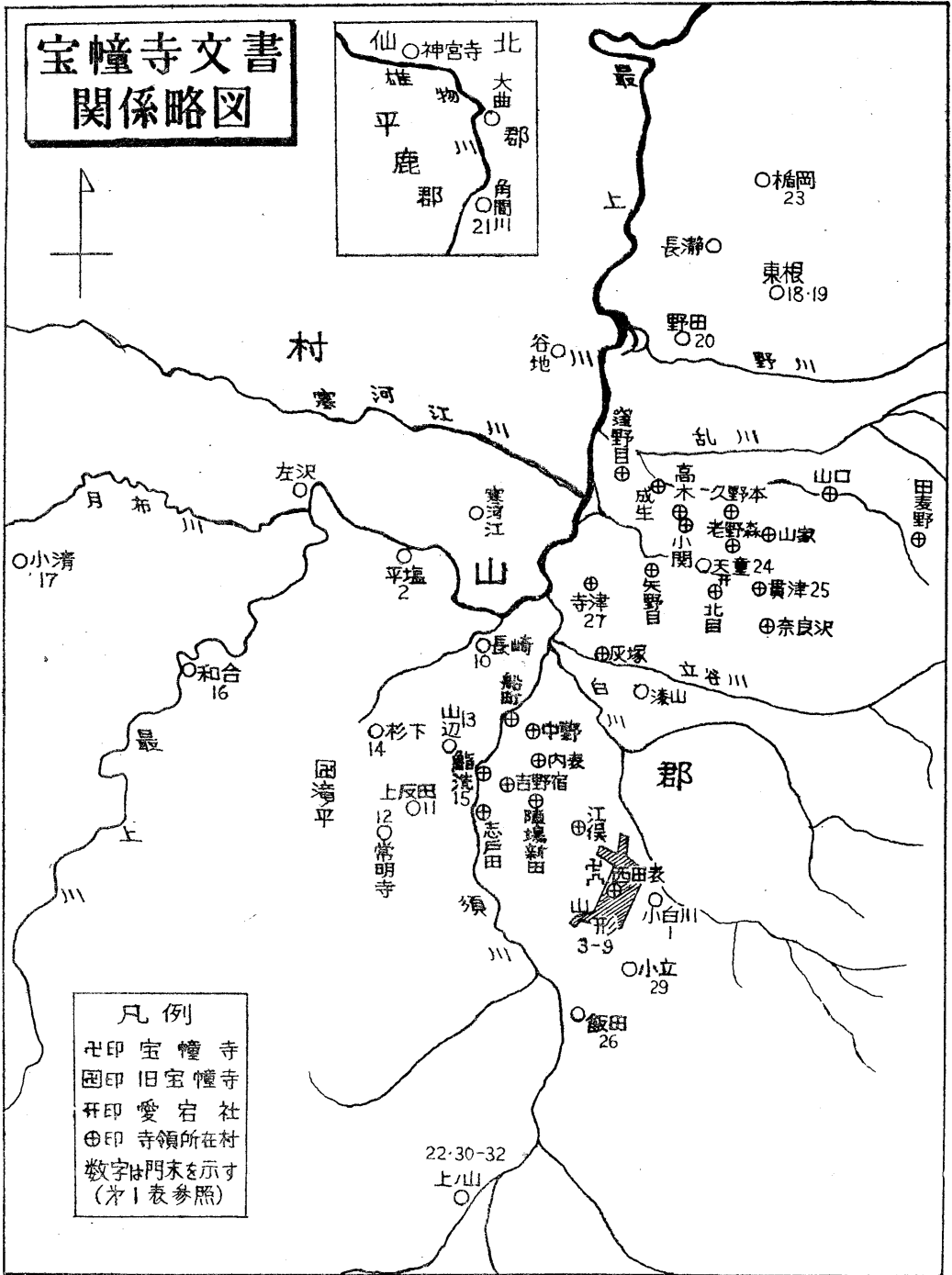
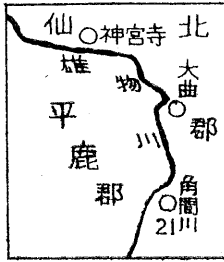
附 村山郡小関村宗門帳

(第十集ヲミヨ

P六一〜六四)



宝幢寺文書 関係略図



凡例
 卍印 宝幢寺
 田印 旧宝幢寺
 卍印 愛宕社
 田印 寺領所在村
 数字は門末を示す
 (次頁参照)

宝幢寺文書解題

旧蔵者 佐伯狭依子氏（東京都練馬区関町四丁目六二〇番地）

旧蔵地 出羽国村山郡山形地蔵町（現地名） 山形県山形市地蔵町二四〇番地

はじめに

宝幢寺は新義真言宗の寺院で、三号を摩訶迦羅山宝珠院宝幢寺という。当寺は明治三年に廃絶して現存しないが、近世においては、出羽国村山郡二十五カ村に千三百七十石の朱印地を所持し、末寺門徒三十二カ寺をもつ格式の高い寺院であった。本目録は同寺旧蔵文書約二千八百点を分類収録したものである。

近世の寺院文書としては比較的まとまったもので、単に仏教や僧侶に関するものばかりではなく、朱印地の支配・収納、寺家の経営等に関する史料の多い点に著しい特色がある。

なお本目録に村山郡小関村宗門帳など百十点を附録した。これは史料館所蔵祭魚洞文庫旧蔵史料中に含まれるものであるが、史料の性質上、前年度刊行の史料目録（第八集）には収録しなかったことと、右小関村には宝幢寺領が所在する理由によって本目録に加えるものである。

一 宝幢寺の由緒と寺格

由緒

宝幢寺の創建はその所在と共に明らかでない。寺伝によれば、聖武天皇勅願所として、天平三年（七三一）出羽国最上郡滝平の地に行基が草創

したとあるが(出羽国宝幢寺興廢記)、史料的に由緒の輪廓の知られるのは、中世末の最上氏時代になってからである。

南北朝内乱に際し、足利尊氏は奥羽南朝方鎮定のため、斯波家兼を現地に派遣した。家兼第二子兼頼は延文元年(南朝正平十一年、一三五六)出羽按察使に任ぜられて山形に入った。これが最上氏の祖である。同年兼頼は大僧都道助を醍醐山より招請し、宝幢寺の寺宇を山形に遷して鎮護国家の祈願所とした。故に当寺では道助を中興第一世と称し、以後住職代数を算している。なおこの時、山号を旧来の五光山から摩訶迦羅山と改めた。摩訶迦羅とは大黒天の梵語であるところから、大黒山とも称している(当山権輿以降世代略集)。

兼頼以後宝幢寺は最上氏歴代の保護を受け、最上義光あきの代には出羽国領内真言一宗の惣録寺(僧録寺)たる位置を与えられた。特に天正年間、義光の天童城攻伐に際しては、当寺住職尊海(第十六代)の法力により城中妖気を攘い退けたため、天正十二年(一五八四)同城は遂に陥落した。義光はこの奇功を感賞し、新たに寺領千七十石を加え、道助以降の三百石に併せて都合千三百七十石としたと伝えられる(出羽国宝幢寺興廢記)。

同年最上義光は天童山頂に愛宕権現社を建立したが、尊海はその導師となり、以後宝幢寺は愛宕権現社の別当寺となって幕末に及んだ。

最上氏時代の天正末より元和年間にかけての宝幢寺は、山形城内の祈禱に際して法頭の役を勤め、また最上領内真言宗僧侶は、最上氏の命により、宝幢寺に集会し制戒を受けるを例とした。

元和八年(一六二二)最上氏改易後、宝幢寺に対する同氏の保護は失われたが、寛永十四年(一六三七)当寺住職となった宥俊(第二十二代)は、駿府・江戸両城で度々催された論席に侍し、二代將軍秀忠からは毎年三月登城謁見を許され、さらに三代家光の代にはその命により江戸弥勒寺に住するなど、歴代住職中に類例をみないほど將軍家に接近した。ついで寛永十八年宝幢寺へ退隠した宥俊は、正保元年(一六四四)越前大野より山形へ転封された松平直基を介して、最上義光黒印状の寺領安堵方を願い出、慶安元年(一六四八)に至って將軍家光の朱印状が下附された。同時に宥俊を頼って出願した宝幢寺門末や他宗寺院に対しても朱印状が交附され、爾余の寺院に対しては、貞享三年(一六八六)再度山形入部の松平直基の添状をもって下附された。これにより宝幢寺は、諸色触事について領内寺院筆頭の位置を確保するに至った(弘化四年寺柄由来書上)。

従ってこの宥俊代に宝幢寺法灯は大いに栄えたといえよう。

しかし年代が下るに従って歴代山形城主の保護も次第に失なわれ、宝幢寺の財政窮乏も甚しくなり、史料的に知れる限りでも宝曆以降は特に窮迫が激しかったようである。その間第二十四代住職亮弁が出て財政改革を行ない、寺家の復興をはかったが、文化以降の天童愛宕山論は宝幢寺にとって大きな負担となったのである。

愛宕山論に結末のついた文政五年（一八二二）、当寺第三十六代宥慶が死去すると、末寺地藏院弁阿と同じく末寺平塩寺啓津との間に後住紛争が起き、寺社奉行吟味中、弁阿の病死と触頭弥勒寺の下知による啓津の退隠によって、武蔵国足立郡倉田明星院の昭洲が後住を受け、同七年宝幢寺住職として入院した。

宝幢寺は明治維新の時、上地令と廃仏棄釈運動に際会し、時の第四十代浄珊は明治三年（一八七〇）山形藩庁より復飾を命ぜられ、佐伯菅雄と改称して天童愛宕神社に奉仕するに至り、同時に宝幢寺は廃絶をみるに至った。

寺 格

新義真言宗の寺格は、京都智積院・大和長谷寺小池坊の両本山をはじめとして、院家・触頭・談林寺・格院・独礼寺・朱印寺・末寺・門徒などに大別することができるが、これらの格式は相互に複雑に重複している。たとえば宝幢寺は文化二年（一八〇五）の「本尊并宝幢寺因由記」によれば、「永代院家兼・常法談林所・独礼寺格」であって、同時に朱印地をもつところから朱印寺でもある如くである。なお右の寺格中の格院は、両本山・高野山・根来寺ねらう・護持院・大護院および触頭の直末寺のうち常法談を執行しない寺院のことである。他は後に詳述する。

宝幢寺は山城醍醐光台院の直末寺で、出羽村山郡などの三十二寺院の本寺として位置する。以下宝幢寺因由記に記された寺格について説明しよう。

永代院家兼とは、寛政五年（一七九三）、醍醐三宝院より三宝院御門主院家勝俱胝院永兼帯の令旨を下されたことを示す。同時に三宝院から朱

網代乗輿・菊桐金紋挾箱・提灯・紫幕・翠簾・絵符使用の免許状が下附された。しかし「新義真言触頭記録」(文部省宗務局引継書類、史料館蔵)によると、翌寛政六年八月円福寺寄合席において、この問題について次のように議決されている。すなわち、宝幢寺持参の免許状には紫幕・翠簾免許の文言がないことから、これは宝幢寺本尊前に寄附するか、あるいは什物にするかして常用してはならない。また乗輿・挾箱なども公式に使用してはならないとされている。

院家つまり醍醐寺子院は真言寺院中でも格式の高い寺院であるが、その永代兼帯が許された事情は明らかではない。ただ宝幢寺が三宝院門流(当山派)の修験者支配をしていることと関係があるようである。

次に常法談林所とは、学僧を交衆せしめて、夏冬の報恩講を常時開催し、議論修学をさせる道場である。宝幢寺では会下(会場へ出勤する所化)・門末出席の上開催する定例であった。

最後の独礼寺格とは江戸へ上り、將軍御目見が許される資格をもつ寺院のことである。宝幢寺は宝永二年(一七〇五)以降三年に一度の江戸年礼を定例としていたが、享保十六年(一七三一)十一月の触書によって五年に一度と改められた(「御触書寛保集成」)。

天保九年の御礼寺格取調書によると、

公方様献上物十帖巻巻 御礼席帝鑑之間御次一同 御暇拝領物無之

公儀御代替御礼相勤来候 三御所様へ献上物巻束巻本 御礼席右同断 御暇席檜之間 御拝領物御時服二

とある。また新義真言宗寺格帳(荒木良仙「仏教制度之研究」所収)には、

御朱印社領

羽州最上

高三百七十石(千脱)

宝幢寺

御朱印社領

羽州山形

高六百八十九石

成就院

右二ヶ寺住職、先住並門末相談之上相定ル

一住職御礼無之

一年頭御礼、御白書院御次一同、献上二束一巻、御暇無之

とある。以上によって江戸年礼の内容が知られるであろう。

次に宝幢寺末寺では、威徳院が独礼寺格で、七年に一度江戸年礼を行なっているが、その内容は宝幢寺の場合とほぼ同じである。

本目録では年礼の項目中に、右の江戸年礼のほか、山形登城年礼や、門末寺院の宝幢寺に対する年礼に関する文書を含めた。これらの年礼に要する費用は寺家財政中かなりの比重を占めたようである。

一 新義真言宗の寺院制度と宝幢寺

宝幢寺の本寺

宝幢寺の本寺については、寛永十年（一六三三）の「關東真言宗本寺末寺帳」（貞享五年光台院写）に「本寺光台院」とみえるのが最初である。これは山城醍醐寺の光台院であり、その後の宗門人別帳・末寺帳に「醍醐光臺院末寺」とある年代は、正徳六年、天明六年、寛政三十九年、文化六―明治二年である。しかし、明和二―安永六年のそれには「醍醐法成就院末寺」とあり、享和元―文化六年のものには「醍醐三宝院御門跡末寺」と記載されている。このような本寺の変動が何に由来するものか明らかでないが、三宝院門跡末寺と記したことは、寛政五年以降、宝幢寺が醍醐勝俱胝院家兼帯となり、その勝俱胝院が三宝院末寺であること、更に文化二年の「本尊并宝幢寺因由記」の記載によれば、当時の光台院は無住となって三宝院兼帯となったことによると考えられる。このことから推測すると、法成就院もおそらく明和―安永の頃は無

住の光台院の兼帯をしていたのではないかと思われる。従つて宝幢寺の本寺は醍醐光台院であつたと考えて大過ないと思われる。

このような醍醐との本末関係は、延文元年の道助招請以來始まつたことであろうし、それ以後の宝幢寺は醍醐の法流をつぐ寺院として存在したのである。

智積院・小池坊両本山との關係

新義真言宗は空海以来の真言宗（古義）から独立した別派である。すなわち覺鑿（興教大師）が高野山大伝法院にあって、その法威本山をしのいだため紛争を生じ、保延六年（一一四〇）紀伊国那賀郡根来の地に一乗山円明寺を別立した。ついで正応元年（一二八八）頼瑜が高野山の大法院と密嚴院をここに移した。これが根来寺であり、真言宗新義派が独立するに至つた。その後根来寺は次第に發展して、室町末には多数の子院寺塔を擁し、寺領また七十二万石に達した。当時の根来寺は多くの僧兵を抱えて本願寺に味方し、織田信長・豊臣秀吉に抗したが、天正十三年（一五八五）秀吉の焼討ちにあつて壊滅に歸したことは周知の通りである。

真言宗古義・新義両派の教義上の対立は、前者が東寺を本寺として自証身説法を執持するに對し、後者は根来寺を中心に加持身説法を主張するにあつた。

智積院はもと根来山内に長盛が室町初期に開創したものであるが、秀吉の根来焼討ちにあつて焼失した。時の智積院住職玄宥は秀吉の歿後徳川家康から寺地を北野に授けられ、さらに慶長六年（一六〇二）京都東山豊国社社宇と寺領二百石を受領して智積院復興の基礎をつくつた。元和元年（一六一五）隣接祥雲寺を授けられる頃より教風次第に隆盛におもむき、元祿・宝永期には常住山の学徒千数百に達し、学寮数十を算するに至つた。

小池坊は第一世專善にはじまる。彼は根来焼討ちに際し和泉国分寺に避難したが、天正十五年（一五八七）豊臣秀長の帰依を受け、大和長谷寺に招請されて新義派を中興するに至つた。この長谷寺小池坊も智積院と並んで学山として榮え、その勸学院は学寮として有名であつた。両本山

が独立し、それぞれ智山派・豊山派の総本山を唱えるようになったのは明治三十三年のことである。

根来寺は元和九年（一六二三）紀伊藩主徳川頼宣の保護を受けて復興したが、智山・豊山両派がこれを維持し、座主も両派で交替に就任した。

宝幢寺は本寺醍醐光台院による統制を受けると共に、新義真言宗寺院として智山・豊山両本山の支配系統に属し、直接には両本山配下の江戸触頭寺院の支配下（触下）にあつた。また宝幢寺寺僧は両本山へ留学し、資格を得ると共に、両本山の評議機関に加わる者も出るなど本山と密接な繋りをもっていたのである。

新義真言宗の触頭制度

江戸時代においては、幕府の法令を配下寺院に伝え、各寺院の願書その他を幕府に上申する仲介機関として触頭が存在した。新義真言宗の触頭は、江戸の初期、中野宝仙寺・西新井総持寺・倉田明星院・江戸知足院・同円福寺・同弥勒寺・同真福寺の七カ寺であつたが、のち、知足院・円福寺・弥勒寺・真福寺の四カ寺となり、さらに知足院の代りに根生院がこれに加わつた。

はじめ配下寺院から出訴に及ぶ時は、前記の四カ寺が列席してこれを吟味したが、この合議制は支障が多く、事務の処理にも渋滞を来たしがちであつたので、寛保年中四カ寺が国々の寺院を分担支配することとなつた。その分担は、嘉永元年九月の分国支配覚には、次のようになつてゐる。

根生院（湯島） 上野・下野・常陸・相模・伊豆

弥勒寺（本所） 下総・越後・陸奥・出羽

真福寺（愛宕前） 武蔵・甲斐・信濃・駿河・遠江

円福寺（愛宕） 安房・上総・山城・大和・河内・伊勢・尾張・近江・美濃・越前・佐渡・播磨・讃岐・伊予・土佐・肥前・肥後・日向・薩摩

国々の配下寺院より出訴に及んだ節は、その受持触頭において吟味し、触頭の吟味不行届の節は、仲間列席の上で取調べることになつてゐた。

が、かかる評定の際の事務は、月番として根生院（正・二・三）弥勒寺（四・五・六）円福寺（七・八・九）真福寺（十・十一・十二）がこれを担当することになっていた（豊田武「日本宗教制度史の研究」）。

宝幢寺への幕府触書・布達類、諸大寺勸化などは右の触頭を通じて布令され、諸願届および訴訟は触頭に対して又は触頭を通じて上達されたが、寺院僧侶の人別調べ、朱印状の下附や朱印改めも触頭において執行する例であった。また宝幢寺住職の任免は右触頭中の受持触頭である弥勒寺がこれを行なった。なお本目録中「江戸四箇寺」、または単に「四箇寺」とあるのは右触頭寺院をさすものである。

出羽国における宝幢寺の位置

宝幢寺は由緒の項に述べた如く、最上氏との関係が深かったので特別な地位が与えられている。すなわち、多田満仲伝来と称する最上家代々の守本尊である神鏡が、鎮護国家のため宝幢寺に安置され、これがため宝幢寺は永く山形城祈願の頭梁たるべき旨命ぜられたと伝えられる。この神鏡を義光の代に城内に奉安し、これ以来宝幢寺はその神前で行なわれる天台・真言両宗の御城祈禱の法頭を勤め、城内玄関までの乗輿が許されるようになった。その際一蕩は成就院（真言寺院）、二蕩柏山寺（天台寺院）、三蕩威徳院（真言・宝幢寺末寺）が勤め、これらの寺院は城内一文字まで乗輿が許された。他寺院が城の橋の内の乗輿を禁じられていたのに対し、特別に遇されたといえよう。この外宝幢寺内堂舎建物は全く最上家の造作修理にかかわるものであったし、最上家および最上家以後の城主についても、毎年正月九日に城内において大般若経の転読、加持祈禱を執行するほか、種々の祈禱・護摩修行を行ない、また毎年登城年礼を行なった。これに対し、城主も愛宕社や宝幢寺へ参詣・代参をするなど、歴代の山形城主とは深い結びつきをもっていた。

さらに宝幢寺は最上義光によって、天正ないし慶長の間に、出羽国内真言寺院の惣録寺に補せられており、慈恩寺・成就院を除く領内真言一派の僧徒は全て宝幢寺へ出仕し、制戒を勤めるべく命ぜられていた（以上「寺柄由来書上」）。この場合の惣録寺はいわゆる僧綱所ではなく、領内における触頭の性格のものと思われる。しかし最上家改易の後には寺運次第に衰え、しぜん支配力も後退したことは次の文書によって知られる。

出羽守義光様々宗々惣録被仰付候覚

一真言宗ハ宝幢寺被仰付候得共、今程ハ皆々相破申候、出羽守殿御世之時分も、慈恩寺・成就院など之様成る一山たる所ハ各別ニて御座候事
一天台宗ハ柏山寺被仰付候得共、皆々相破申候事

一浄土宗ハ常念寺、是も右之通ニ候事

一湯殿先達ニ新山寺被仰付候得共、是も行藏院手前之山伏衆々相背申事

一大峰先達行藏院被仰付候得共、先規一寺一山之所ハ各別ニて御座候、然行藏院大峰先達可仕と申而罷上候由承候、以上

本末関係の成立と門末支配

江戸幕府は宗教行政の主要部門として、寺院本末関係の統制に努めた結果、寺院相互間に嚴然たる本末の階層を成立せしめた。すなわち頂点に本山があつて一般寺院を統轄する。具体的に支配寺よりいへば、本寺・中本寺、小本寺があり、被支配寺よりいへば、直末寺・孫末寺・曾孫がある。このような重層関係によって統制されるのであるが、総本山と最終末寺を除けば、悉くの寺院が末寺直接一つの本寺といくつかの末寺を持つていたわけである。

寛永九・十年（一六三二・三）と元禄五年（一六九二）の両度に作成された寺院本末帳は、寺院の本末関係を明らかにする意図をもつものであり、同時に、寺院建立制限令（寛永八年）による寺院数制限の標準となつたものである（本文中には寛永十年「関東真言宗本末寺帳」が残存している）。しかし寛永の本末帳においては、寺院本末関係が未だ確立しないため、諸宗寺院の悉くを網羅しえなかつたので、その後いくたびか改訂が加えられた。延宝三年（一六七五）の新義真言触頭法恩寺記録には「一、寛永年中公儀江書上候本末之帳面ニ、本寺付無之寺院数多就有之、於御奉行所、不届被恩召之間、分明に本寺ヲ可被書出事」とあつて右の事実と符号する（豊田前掲書）。

宝幢寺の末寺門徒は第1表に掲げる如くであるが、寛文八・九年の宝幢寺および宝幢寺領の「耶蘇宗門改帳」に記載される末寺は十二カ寺、

第1表 宝幢寺門末寺院一覽

	三 号 (延享 3 年)	所 在	本末(延宝 3 年)	本末(天明 6 年)
	大黒山宝珠院宝幢寺	村山郡山形地蔵町	醍醐光台院末寺	醍醐光台院末寺
1	払鬼山神聖寺威徳院	〃 小白川村	宝幢寺末寺	宝幢寺末寺
2	熊建山長学院平塩寺	〃 平塩村	〃 末寺	〃 末寺
3	無量山遍照院誓願寺	〃 山形三日町	〃 末寺	〃 末寺
4	弥勒山慈尊院龍福寺	〃 山形諏訪町	〃 末寺	〃 末寺
5	延命山薩埵寺地藏院	〃 山形地蔵町	〃 末寺	〃 末寺
6	大日山最勝院新山寺	〃 山形小性町	〃 末寺	〃 末寺
7	五仏山如来寺吉祥院	〃 山形十日町	〃 門徒	〃 門徒
8	正湯山遍明院月山寺	〃 山形皆川町	〃 門徒	〃 門徒
9	—————常福院	〃 山形五日町	〃 門徒	〃 門徒
10	金剛山蓮花院長慶(正法)寺	〃 長崎村	〃 門徒	〃 末寺
11	欣求山真如院安養寺	〃 上反田村	〃 末寺	〃 末寺
12	等持山智泉院常明寺	〃 常明寺村	〃 門徒	〃 門徒
13	衆縁山引撰寺宝寿院	〃 山野辺村	〃 門徒	〃 門徒
14	谿水山法喜寺満性(照)院	〃 杉ノ下村	〃 門徒	〃 門徒
15	法流山宝性寺宝積院	〃 鮎洗村	〃 門徒	〃 門徒
16	万徳山十輪寺宗覚院	〃 和合村	〃 門徒	〃 末寺
17	諏訪谷山修善寺清光院	〃 小清村	〃 門徒	〃 門徒
18	医王山花光院薬師寺	〃 東根村	〃 門徒	〃 門徒
19	仏日山利生院龍興(光)寺	〃 〃	〃 門徒	〃 門徒
20	医王山東光院養運寺	〃 野田村	〃 門徒	〃 末寺
21	宝龜山歎喜寺喜福院	平鹿郡角間川村	〃 末寺	〃 末寺
22	池沢山究竟院広福寺	村山郡上ノ山城内	〃 末寺	〃 末寺
23	秀覚山称光寺清浄院	〃 楯岡村	〃 門徒	〃 門徒
24	雨宝山福聚院多門寺	〃 天童村田町	〃 門徒	〃 門徒
25	—————大光院	〃 貫津村	〃 門徒	〃 門徒
26	青色山円光寺本覚院	〃 飯田村	〃 門徒	〃 門徒
27	—————一乘院	〃 寺津村	〃 門徒	〃 門徒
28	伏熊山護真寺阿弥陀院	〃 伏熊村	平塩寺門徒	〃 門徒
29	—————善性院	〃 小立村	誓願寺門徒	〃 門徒
30	水岸山慈眼院観音寺	〃 上ノ山十日町	広福寺門徒	〃 門徒
31	—————順行院	〃 上ノ山	〃 門徒	〃 門徒
32	金宝山一乘院高仙寺	〃 上ノ山仙石村	〃 門徒	〃 門徒

(注) 頭記の番号は宝幢寺文書関係略図参照

外に誓願寺弟分一カ寺（善性院）、山伏と記される末寺二カ寺（多門寺・一乘院）の併せて十五カ寺の末寺を数えることができる。それが延宝三年の門末帳では三十二カ寺となる。同年に宝幢寺門末帳へ記載を願いだした末寺が七カ寺（うち四カ寺妻帯僧）あるところから、少なくとも宝幢寺を本寺とする本末関係は延宝三年に確立したとみることができよう。

（註） 外に東永寺・若宮寺が同様の願書を提出しているが、これは結局末寺に含まれない。

この外、正徳三年の宗門改帳には後述する子院筆頭の徳性院が宝幢寺末寺、小白川村長福院が威徳院末寺として記されている。また、門前村（北目村の一部）徳乗院は、天和二年（一六八二）に再建された天童愛宕権現御供所大輪寺（大林寺）鑑守であるが、安政五年・元治元年の「御末寺三十三ヶ寺人別改帳」には末寺として記載されてくる。

寺院の本末関係は室町末から純宗義的な法流師資の関係を基礎として結合してきたが、江戸時代に入っても大体これを継承発展してきたのである。

宝幢寺においては、最上時代の惣録寺であった関係と、前述した宥俊の朱印状申請手続などによって、慶安期以降に領内真言寺院の末寺門徒化が急速に進んだと推定される。延宝三年の門末願いはその表われであろう。本寺の宝幢寺は末寺門徒住職の任免権を有することと、宗義的には法灌頂により門末住職と師資関係を結び、また談林寺として領内同宗の学僧を交衆せしめることによって、領内真言宗寺院を組織統制していったと考えられる。

末寺と門徒の区別に言及すれば、末寺は本寺の印可法流を相続し、諸法事などを本寺同様に勤め、弟子の剃髪や、加行・護摩の伝授、檀家の引導を自ら行ない、また色衣着用が許される。これに対し、門徒は本寺の法流を相続しない故、右の本寺のなしうる一切の行為が許されず、色衣の着用も許されない。このような門徒が末寺となるには、檀家の助力をもって本寺に祠堂金を納め、本寺より触頭に願いだしてその允許があれば、印可法流を相続して末寺となることができる（「新義真言触頭記録」）。寺格の低い宝幢寺門末寺院のうち、年代によって末寺・門徒の移動があ

- 第二十三代 俊海（字頼言房） 正保二年住職 寛文元年七月十七日遷化
- 第二十四代 亮弁（字覚言房） 寛文元年七月住職 元祿十年退隠 同十三年十月十二日遷化
- 第二十五代 隆弁（字意諱房） 元祿十一年住職 享保二年八月二十六日遷化
- 第二十六代 亮長（字更言房） 享保二年住職 同十七年四月十三日遷化
- 第二十七代 弁応（字太円） 享保十七年住職 元文二年退隠 宝曆八年十一月十六日遷化
- 第二十八代 宥喜（字春喜） 元文二年住職 寛延三年十一月二十一日遷化
- 第二十九代 智弁（字智田） 宝曆元年住職 同十三年十二月二十一日遷化
- 第三十代 高弁（字乗音） 明和元年住職 同四年六月二十六日遷化
- 第三十一代 弁格 明和四年住職 安永八年十二月二十二日遷化
- 第三十二代 岳弁 安永九年住職 天明四年九月十日遷化
- 第三十三代 頼弁 天明四年住職 同七年退隠 享和三年十月十四日遷化
- 第三十四代 喬岳 天明七年住職 寛政七年六月十七日遷化 同五年醍醐山院家勝俱胝院跡永兼帯
- 第三十五代 亮岳 寛政八年住職 文政元年九月二十四日遷化
- 第三十六代 宥慶 文政三年二月十八日住職 同五年三月三日遷化
- 第三十七代 昭洲（字鈍如） 文政七年閏八月四日住職 天保十四年七月一日遷化 智積院第二座
- 第三十八代 朝海 天保十四年十一月二十二日住職 江戸真福寺役者勤務 安政六年三月三日退隠 明治三年復飾広林と改名
- 第三十九代 海旭（字悦瞳） 嘉永四年十二月二日遷化 朝海後職故代数に加える。
- 第四十代 浄珊（字敬純、後大慧） 安政六年三月五日住職 慶応元年七月智積院第一座格 明治三年正月二十六日復飾佐伯普雄と改称、天童愛宕神社奉仕
- 宝幢寺住職の任免権は触頭の江戸弥勒寺がもち、住職には寺内あるいは寺外同派の僧侶で法流をつぐものが原則として任じている。真言宗の寺僧となるためには、伝法灌頂かんじょうを受け、本山や談林所において修学する。その間修学年次や寺格に従って逐次僧官位を進め、それに相応の色衣が許される。

伝法灌頂

密教では、秘法を授け、我すなわち大日如来たる自覚を起させる作法を行なった。これが灌頂であり、現今次の三種が行なわれる。

- (1) 伝法灌頂 真言行者を灌頂道場に引入し、投華得仏して仏との縁を結びしめ、五智の瓶水を行者の頂上に灌ぎ、大日如来の秘印明を授ける儀式

- (2) 受明灌頂（学法灌頂） 真言行者が一部の秘法を学ぼうとするとき、それに關係ある秘印明を授ける儀式

- (3) 結縁灌頂 一般に在家の人々に仏縁を結ばせるために、一印一明を授ける儀式

右のうち、真言行者にとって最も重要なものは伝法灌頂である。通常、得度僧のうち、四度加行（けきぎょう）を終り、本山や談林所に修学中に伝法灌頂を行なう。四度加行とは、密教の伝授を十八道・金剛・胎藏・護摩の四についてそれぞれ二百日ずつ行ない、伝法灌頂の前行二百日を合せた千日をもって終了するが、のち簡略化されて百九十九日で終るようになった。

伝法灌頂が終ると、灌頂執行者との間には終生師資關係が結ばれる。資とは弟子の意である。師からは伝法灌頂を受けたしるしである印信（いんじん）、許可状であるところの印可状、法流相承の系譜書である血脈（けつみやく）などを授与される。伝法灌頂を受けると阿闍梨位となり、自らも灌頂を執行する資格をもつ。また宝幢寺も灌頂道場であるので、当寺住職も伝法灌頂を執行しており、本文書中にその印信・印可状・請定（じようじやう）などが残存している。真言秘伝の流派には、山城小野に曼荼羅寺をはじめた仁海を祖とする小野流と、山城広沢遍照寺の寛朝の門流広沢流の二流あるが、宝幢寺の法流は小野流に属する。広沢流が文献を重んずるのに対し、小野流は口伝を重んじたので分派が多く、小野三流・醍醐三流（両者を合して小野六流）に分れ、さらに分派して五十一流を数えるに至っている。

密教教義は秘密を旨とするところから、他人に見せず、また他人が読むことをおそれて符号を用いたり、故意に誤字・脱文を作ったりしてその理解を困難にし、面接口訣によってそれを師から弟子に授けるといふ方法がとられた。

本文書中には伝法灌頂印信・印可状や血脈のほか、口訣や大事・附法状などと称する多くの秘伝書がある。とくに明応六年（一四九七）の口決四通をはじめ、永正・天文・永祿・天正期の伝法灌頂に関する史料が残存していることは注目されよう。

僧位・僧官

僧職の位階は奈良時代天平宝字四年（七六〇）良弁らの奏請にもとずいて、二色九階を定めた時に始まる。すなわち大法師位を最高とし、その下に伝灯・修行の二色を置き、これに各法師位・満位・住位・入位の四階を設けたものであるが、これがその後には満位・法師位・大法師位の三階に限られるようになった。これを師位というが、貞観六年（八六四）真雅の奏により、この上にさらに法橋上人位・法眼和尚位・法印大和尚位の三階を制し、これをそれぞれ律師・僧都・僧正の僧官にあて、のち長く僧職の位階として行なわれた。

僧官は推古天皇三十二年（六二四）百濟僧觀勒の奏により置いたのが初めて、僧綱そうごうともいう。僧正は分れて大僧正・僧正・権僧正、僧都は大僧都・権大僧都・少僧都・権少僧都、律師は大律師・中律師・律師・権律師となった。はじめはそれぞれに定員があったが、のち大寺が上奏を経ずに任官するいわゆる永宣旨の制を生じたために数が増加した。

真言宗の僧官は、二十年の修学中に御室仁和寺・嵯峨大覚寺両門主の永宣旨が下されて僧都まで逐次任官するが、宝幢寺住職の場合は先の寺格からして権大僧都法印まで昇任した。

色衣

僧侶はその修学年次や寺格に応じて色衣が免許されるが、真言宗の場合はこれも御室・嵯峨両門主令旨が下された上で着用した。宝幢寺の場合、独礼寺であり同時に談林寺でもあるので、当寺住職は三色衣まで許されている。色衣着用の資格については、「新義真言触頭記録」のうち、安永十年（一七八一）三月の弥勒寺より寺社奉行への書上を引用して説明に代える。

新義真言衣鉢相当之事

一 僧正は権官正官共ニ紫緋之式色ニ限着用仕候、登城御礼・其外御祈禱用・并教相学頭用之節、右二色之素絹紋白之大五条(袈裟)を相用、納経・拝礼・灌頂・曼荼羅供等之法用ニハ、法服七条を相用候、平日ハ右色之直綴小五条を相用候

一 院家ハ紫緋之外、諸色勝手次第ニ相用候内、萌黄・蒿之二色を多分着用仕、就中触頭四ヶ寺ハ御免之色衣ニ而御座候、登城御礼・御祈禱用・教相学頭用之節も、右色之素絹紋白大五条相用、納経・拝礼・灌頂・曼荼羅供等之法用ニハ、右色之法服七条を着用仕、平日も右同断ニ御座候

一 両本山集議席之僧ハ、香衣・浅黄・本黄三色着用仕候

一 独御礼寺住僧ハ、本山年数十ヶ年以上ハ香衣・浅青・薄黄三色免許仕候、二十ヶ年以上ハ本黄色着用仕候

一 談林寺之当衣躰ハ、香衣・浅青二色ニ御座候得共、御朱印之有無、并本山学業之年数多少ニ寄、二色・三色之差別御座候

一 格院ハ本山年数六ヶ年ハ十九ヶ年迄ハ香衣一色、二十年以上ハ香衣・浅青二色着用仕候、大途之定御座候得共、御朱印頂戴仕候敷、或は別段之由緒御座候得ハ、本山年数十ヶ年或は十五年以上ニ而、香衣・浅黄二色着用仕候寺も御座候

一 両本山并護持院役者ハ、香衣・浅黄二色着用仕候、大護院并四ヶ寺之役僧筆頭寺人ハ、香衣・浅黄二色着用仕候

一 御朱印頂戴之田舎末寺、本山学業年数六ヶ年以上ハ香衣一色免許仕、無御朱印之末寺ハ、本山年数十ヶ年以上ニ而香衣一色免許仕候

右之外、一派之僧法臈之次第ニよりて、墨衣之内も麻・絹・縮緬等之差別御座候、尤色衣着用之僧茂世用弁易、黒衣輪袈裟をも通而相用來候
右依御尋、仲間相談之上、一派之定規大途奉申上候、以上

丑三月

弥勒寺

寺社

御奉行所

以上の通りであるが、門徒住僧は色衣が免許されない。

修 学

四度加行を終了した所化は、談林所または本山に交衆し、修学する。そこで夏冬兩度の論議を修学すれば、修学年数一年と数え、都合二十年修学すると(うち本山留学三年以上)、本山能化より免許状を受け、国許自坊あるいは談林所において初法談を執行し、所化を集めて論学を提起することができる。修学年数二十年のうち、住山(本山留学)三年より五年の間の者は一会の法談しか執行できないが、住山六カ年以上は常法談が執行できる。すなわち宝幢寺の如き常法談林所の住職に任ぜられ、夏冬の論議を行ない、法幢を立つことが許されるのである。

右に関する幕府の条目には、慶長七年の長谷寺法度に「一、為学問住山之所化、不滿廿年者、不可立法幢事」とあり、元和元年の真言宗諸法度には「一、新儀之僧、積廿ヶ年学問功、遂住山三ヶ年、其後帰国法談可為一会、但数年住山之人、不有教道器量之譽者、任能化之許、可令常々法談執行事」とある(「徳川禁令考」第五帙)。

住山多年に及べば、本山集議機関に参加することとなる。すなわち、住山二十年に及べば、本山所化中の後側へ昇進し、二十五、六年で前側席(第一側ともいう、二十人)に転座、住山三十年余に達すると集議席(上藤十人)に昇る。集議一藤席(左学頭ともいう、能化の次席)に進むと、小池坊末派は諸国移転寺談林へ下って住職となり、移転寺よりさらに弥勒寺・根生院へ移転する。智積院末派は集議席より直ちに真福寺・円福寺へ移転する定めであった。

宝幢寺や末寺の寺僧は、多くの場合智積院において修学し、資格を得て住職に任ぜられた。宝幢寺歴代中、宥俊は智積院第一座すなわち一藤席、昭洲は同二藤席、浄珊は一藤席格となっている。

四 山形藩と宝幢寺

第2表 出羽国山形城主略年表（江戸時代）

城主		石高	前封地	入襲封年月	除移封歿年月		移封地
最上義光 家親 義俊	出羽守	万石		天正18年5月	慶長10年1月	致 致 除	
	駿河守 源五郎	57		慶長19年2月 元和3年5月	元和3年3月 元和8年8月		
鳥居忠政 忠恒	左京亮	24	陸奥平	元和8年9月	寛永5年9月	致 除	
	左京亮	24		寛永5年9月	寛永13年7月		
保科正之	肥後守	20	信濃高遠	寛永13年7月	寛永20年7月	移	陸奥会津若松
松平直基	大和守	15	越前大野	正保元年1月	慶安元年6月	移	播磨姫路
松平忠弘	下総守	15	播磨姫路	慶安元年6月	寛文8年8月	移	下野宇都宮
奥平昌能 昌章	大膳亮 美作守	9	下野宇都宮	寛文8年8月	寛文12年7月	致 移	下野宇都宮
		9		寛文12年10月	貞享2年9月		
堀田正仲	下総守	10	下総古河	貞享2年9月	貞享3年7月	移	陸奥福島
松平直矩	大和守	10	播磨姫路	貞享3年7月	元祿5年7月	移	陸奥白河
松平忠弘 忠雅	下総守	10	陸奥白河	元祿5年8月	元祿5年12月	致 移	備後福山
	下総守	10		元祿5年12月	元祿13年1月		
堀田正虎 正春 正亮 〃	伊豆守	10	陸奥福島	元祿13年1月	享保14年1月	致 致 移	下総佐倉
	内記	10		享保14年3月	享保16年2月		
	相模守	10		享保16年2月	延享元年5月		
	〃	6		延享元年5月	延享3年1月		
松平乗佑	和泉守	6	下総佐倉	延享3年1月	明和元年6月	移	三河西尾
秋元涼朝 永朝 久朝 志朝	但馬守	6	武蔵川越	明和4年閏9月	明和5年5月	致 致 致 移	上野館林
	但馬守	6		明和5年5月	文化7年7月		
	但馬守	6		文化7年7月	天保10年4月		
	但馬守	6		天保10年4月	弘化2年11月		
水野忠精 忠弘	和泉守	5	遠江浜松	弘化2年11月	慶応2年9月	致 移	近江大網
	真次郎	5		慶応2年6月	明治3年7月		

(注) 1. 明和元年より4年まで、城は会津若松城主松平容経(容頌)預、郷村は代官前沢藤十郎支配。
2. 鳥居忠政石高は一説に20万石(寛政重修諸家譜)、22万石(藩翰譜)、寛永3年2万石加増。
3. 松平直矩は直基の嗣、堀田正虎は正仲の嗣。

宝幢寺と最上家との関係については前述したが、最上家以後も歴代山形城主との関係は深く、新年の登城年礼を初め、城内祈禱などを勤めている。

最上氏以後の山形藩は、他に類例をみないほど藩主の移動が頻繁に行なわれ、その所領高も年代が降るに従って減少してゆく。そのため旧山形領内に上ノ山・天童などの新藩が成立する一方、幕府領の範囲も拡大する傾向にあった。従って宝幢寺領も支配上の分断を免れなかったが、ここでは山形城主の変動と所領の消長を表示するに止める(第2表)。

知行五十七万石の最上家は、元和八年本領悉くを没収され、近江・三河のうち一万石を給せられて(高家待遇)、取潰し同様の処分を受けるが、その際、給知や扶持に放れた多くの牢人の生じたことは当然と考えられる。宝幢寺寺伝によれば、天正の天童攻伐の際、尊海祈禱の檀場守護に当たった御家人を最上改易の際に召抱え、愛宕権現門前に寺家来として住ませ、祭祀収納の役を勤めさせたとある(寺柄由来書上)。このような牢人請容れ策の行なわれたことは十分想定しうるところであるが、その人数や召抱え条件は明らかでない。現在では、後に門前百姓となつた苗字持ちの役人の中に、「最上源五郎様御時代御家来并寺社方在町分限帳」にみえる下級給人と同姓の者がかなりあることが知られる程度である。

(註) 右の分限帳は当寺第二十四代亮弁代(寛文元—元祿十年)に写されたもので、「山形県史資料編六」の雞肋編巻第百九十九所収の千石以上家士知行附(最上家)と比較すると一部に相違もあるが、分限帳には千石以下の給人は勿論、寺社方・町方も含まれているので、最上家臣団などの研究には貴重な史料といえよう。

五 朱 印 地 と 検 地

最上氏時代の宝幢寺領

前出の「最上源五郎様御時代御家来并寺社方在町分限帳」には、寺社方の筆頭に「一、六百八十五石 宝幢寺」と記されている。この寺領高

は後の朱印高千三百七十石の半額であるが(他の寺社領の場合も同断)、しかし右分限帳の記載中に「右是迄ハ本知行、是々末ハ巻ばい也」と記されていることから、寺社領を含めた知行高は、右注記以後はすべて記帳高の二倍と見なくてはならない。何故このような記載形式をとったかは判らないが、少くとも最上源五郎義俊時代(元和三―八年)の宝幢寺は寺領千三百七十石を所持していたのであって、寛永十年の「關東真言宗本寺末寺帳」にも千三百七十石と記されていることは、慶安元年の朱印状によってはじめて寺領千三百七十石となったのではないことを示す。つまりその寺領高は天正十二年以降最上義光によって寄進されたものであることは疑いなくであろう。

宝幢寺の朱印状

江戸幕府は秀吉の政策をうけついで検地を施行し、その後改めて朱印状を下附して、大名領と同じく寺社領を安堵したが、宝幢寺に対しては家康の時でなく、家光の慶安元年に初めて朱印状が下附された。その文言を左に掲げる。

出羽国最上郡天童愛宕権現社領、同所之内千百四拾四石、山形内參拾六石、中野村内百九拾石、都合千三百七十石事、任先規令寄附之訖、全可收納、并寺中・社内竹木諸役等免除之、如有来永不可有相違者、恒例之祭祀無怠慢、専神事勤行、可抽国家安全惻精之状、如件

慶安元年七月十七日御朱印(家光)

別当

宝幢寺

この朱印状での千三百七十石は天童愛宕権現社領として寄附されており、宝幢寺は愛宕社の別当に宛てられている。それが寛文五年(一六六五)の家綱朱印状では、

出羽国最上郡天童愛宕権現社領、同所之内千百四拾四石、山形領三拾六石、中野村内百九拾石、都合千三百七拾石事、并社内・別当寺中竹木諸役等免除、任慶安元年七月十七日先判旨、別当宝幢寺全收納不右有相違者、恒例之祭祀無怠慢、専神事勤行、可抽国家安全懇祈者也、仍如

件

寛文五年七月十一日

御朱印（家綱）

となつて、すなわち別当宝幢寺をして愛宕社領を進退せしむる旨を明らかにし、以後の朱印状はこれに従っている。

（註）村山郡の地名は文祿以前は最上郡となっており、以後も近世初期は慣用的に使用しているので郡名の変動に注意されたい。

天童愛宕権現社は天正十二年最上義光の創建にかかるといふので、同時に宝幢寺を同社の別当寺とし、先述の如く寺領千七十石を加増した。これ以後宝幢寺は神仏混淆寺院となつたのであるが、朱印状においては寺領を愛宕社領とし、その管理一切を宝幢寺に委ねた形にした事情は審らかでない。しかし愛宕社領千三百七十石は全く名目的なものであつて、實質的には宝幢寺領であることは既に動かないところであるので、本目録では「愛宕社領」「宝幢寺領」の表題はそのままとし、分類において寺領中に両者を一括した。

宝幢寺および末寺の朱印状下附年月は本目録に詳述してあるのでここには省略する。朱印状は將軍の代替りごとに更新されるのを原則としたから、秀忠・家光の時にも当然それが行なわれたが、全国の御朱印寺社に対して一斉に朱印状の下附されたのは四代家綱の寛文五年七月十一日である（「寛文印知集」諸社領御朱印留）。家綱以後は朱印状の一斉更新を例とするようになったが、更新しない將軍もあつた。愛宕社朱印状についてみると、家宣・家継および慶喜の朱印状が欠けている。

愛宕社朱印状には「寺中・社内竹木諸役等免除之」の文言があつて、千三百七十石の朱印高の外に、宝幢寺中・愛宕社内（両所の境内地の外に門前地も含むと考えられる）ならば竹木諸役が免除されている。寺社境内や門前地は朱印地の中に含まるべきものと解されるが、朱印地全体について諸役が免除されたか否かは明らかでない。後年の事例ではあるが、宝曆以降宝幢寺領に対しては国役金が賦課されているので、朱印地諸役の点は今後の研究にまつことにする。なお、朱印地の法的性格については定説を見ないが、ここでは売買・質入・書入の禁じられた土地で

第3表 宝幢寺末寺朱印地一覧

朱印宛先社寺	所在	別当	所在	朱印石高	内 訳
愛宕権現社	天童	宝幢寺	山形	1370.	天童1144. 山形36. 中野190.
天神社	小白川	威徳院	小白川	270	小白川240. 妙見寺30.
熊野権現社	平塩	平塩寺	平塩	149.9余	平塩149.9余
阿弥陀堂	山形	誓願寺	山形	24	山形西田表14. 南館10.
諏訪明神社	山形	龍福寺	山形	20	中野20.
地藏堂	山形	地藏院	山形	14	小白川10. 山形西田表3. 南館1.
新山寺	山形			10	山形西田表10.

あつたことを指摘するにとどめておきたい。

末寺の朱印状

宝幢寺の末寺中には朱印地を有するものが六カ寺あり(第3表)、その中には宝幢寺の場合と同じく朱印状の宛先が神社となっているものが三つある。すなわち朱印状の免除文言中に「社内」「境内」と記されるものは、天神社・威徳院、諏訪明神社・龍福寺、熊野権現社・平塩寺の三であり、他は「寺中」と記されている。従つて右の三末寺に下された朱印状には、宝幢寺の場合のように別当の記載こそないが、これらの寺院が別当寺として朱印社領の收納を行なつていたことは宝幢寺同様とみられる。熊野権現社領にあつては、寛文五年の朱印状文言中に「平塩寺進止」と記されるところからもその事情は窺われよう。この平塩寺には衆徒があり、百五十石近い朱印高はその衆徒に配分されていた。熊野社朱印状に「如有来可配分」又は「配分免除」とあるのはそのためであろう。

山林支配

朱印状中の「竹木」は通常境内地山林をさすが、宝幢寺の場合、朱印高外に五カ所の山林が別当宝幢寺支配として寄附されたことになっている。すなわち弘化四年の「寺柄由来書上」によれば、それは朱印地内の天童愛宕山の外に、山口村水晶山・上貫津村羽黒山・同村熊野山・同村清水山・原町村八幡山の五カ所である。本文書中にはその寄附状をみないが、天童愛宕神社文書中に次の史料がある(「東村山郡史」巻之二所収)。

天童村之内愛宕山、貫津村之内熊野山、同村之内羽黒山、川原子村之内大和神山、右五カ所山内絵図

朱引之分、山林竹木共令寄附畢、全可有寺納、弥国家安全之精祈不可有懈怠者也、仍如件

慶安二年十月二日

(寺社奉行)
黒屋数馬(花押)

(同)
山田久弥(同)

宝幢寺

署名の黒屋・山田の兩人はおそらく山形藩の寺社奉行であろう。従って右の山林は時の山形藩主松平忠弘の寄附によるものとみられるが、実際は、それ以前から支配していた山林を家光朱印状下附の翌年改めて安堵したものと思われる。寛文年間の由緒書にも、「御朱印雖不相載候、五箇所之山林竹木等、任旧例郡守御免除之間、宝幢寺支配之、少宛祭等御座候事」とあって、この五箇所の山林が朱印地の外であること、郡守すなわち藩主に許されたものであることを明らかにしている。と同時にこれらの山林の名にも窺えるように、いずれもその山頂に小祠があつて、宝幢寺がその祭祀を行なっていたことがわかり、そういう関係で寺領山林として寄附されたものと考えられる。

これらの山林は前の慶安堵状に「絵図朱引之分」としてあつても、その境界と占有事情との不明のものが多く、為に附近村民の入会採取が依然として行なわれるところから、村対宝幢寺間の紛争が容易にあつたと絶たなかつた。

(註) 慶安寄附状の「川原子村之内大和神山」は山口村水晶山のことであるが、寺柄由緒書に見える「原町村八幡山」は右寄附状には見えていない。

朱印地と検地

出羽国の太閤検地については明証を欠くが、江戸幕府成立以降の山形藩の検地は、元和九年(一六二二)・寛永十五年(一六三八)・寛文十二年(一六七二)の三回に亘つて行なわれる。

最上氏時代の田積には専ら「刈高」を用いているが、元和・寛永期と推定される「宝幢寺知行之帳」の寺領総計は、田五三、八〇八刈、畑二〇貫八〇〇文と算定される。田のみについていえば、元和九年「御澗水帳御前帳」の一筆ごとの刈高を計算によって集計した総刈高五〇、〇五

一束苧四把と比較すると、前者はこれより三千数百苧多いが、これは田麦野村・山形西田表の御前帳を欠いているための相異と考えられる。山形領における苧高と石高、苧高と取米高、および苧高と反別の関係は一樣ではなく、従って換算上の確たる基準は見出し難いが、これまでに実検したところによると、大体において一〇〇苧―一反の数値に近いものが比較的多い。また、一〇〇苧の田は取米一俵のものが多いためである。

次に畑の貫高記載についてみると、知行之帳では中野諸村が貫高のみ記され、天童諸村は貫高と大豆高（取大豆高と思われる）が併記してある。これは中野村の畑年貢が元和検地以降も銭納となっていたことと関係あろうが、天童諸村は御前帳では貫高もしくは大豆高をもって記されており、寺領年貢は後年まで大豆を徴されていた。

このような前近世的土地制度によっていた最上氏は元和八年改易となり、代って鳥居忠政が入封する。鳥居氏はその翌九年領内の検地を施行したが、この時宝幢寺領も鳥居氏の検地をうけ、前記の「御繩水帳御前帳之写」「御繩水帳地下帳之写」の外、「御繩水帳宝幢寺拔書」が作成された。この二種の検地帳は共に宝幢寺領の拔書で、両者共山形西田表を欠いている。

（註）ここに御前帳・地下帳と宝幢寺領拔書との相違点を触れておく。両者とも通常の検地帳と同じく、地字・縦横間数・地位地目・反別・名請人を記すが、御前帳・地下帳には外に、田においては苧高・米高を、畑においては貫高もしくは大豆高を記すに對し、宝幢寺領拔書にはそれが無い代りに取米が記されている。この相違の理解に苦しむが、御前帳・地下帳には旧来の苧高などを転載したものとと思われる。右の史料を寺領村ごとに整理したものが第4表である。これは苧高・米高・大豆高・貫高を省き、宝幢寺領拔書の取米集計を記したものである。

鳥居氏の元和検地は田畑の間数と反別を一筆ごとに記し、その反別に斗代をかけたものを取米Ⅱ物成としている。斗代は一般に石盛と同義に使われるが、ここでの斗代は石盛と同義でなく、取米すなわち物成算定の基準である。従って後期にあらわれる石盛は極めて高く、一般に二十以上で村によっては三十を越える石盛も少なくない。

元和検地は形式的には中世的な苧高・貫高制を近世の石高制に改めたものではあるが、この検地が果して毎筆丈量によって石高を定めたもの

第4表 宝幢寺領反別・斗代・取米表(元和9年)

単位=反別は反, 石高は石, 斗代は斗

	上田	中田	下田	下々田	永符田	田計	上畑	中畑	下畑	下々畑	永荒畑	屋敷	かや野	畑計	田畑計	田取米	畑取米	取米計
中野本郷	(10.5)	(9.5)	(8.2)	(6)		26-728	(4)	(3.5)	(3)	(2)				22-226	49-024	22.204	7.249	29.453
内表村	(10.5)	(9.5)	(8.5)	(6.5)		7-918	(4)	(3.5)	(3)	(2)			8-310	9-020	17-008	8.358	2.269	10.627
江俣村									(3)	(2)				2-810	2-810		.840	.840
中野舟町	(10.5)	(9.5)	(8.5)	(6.5)	(5)	34-619	(4.3)	(3.8)	(3)	(2)				12-420	47-109	34.411	3.756	38.167
鯨洗村	(10)	(9)	(7.5)	(5.5)		24-507	(4)	(3.5)	(3)	(2)				26-501	51-008	18.340	8.077	26.417
*中野新田村			(6)			11-110			(2)					2-911	14-021	6.666	.587	7.253
中野村小計			11-110			105-022			(2)	(1.5)			(3)	76-028	181-120	89.979	22.778	112.757
山口村	(11.5)	(10.5)	(9.5)	(8.5)		21-429	(3)	(2.5)	(2)	(1.5)			6-716	176-614	198-113	23.101	36.163	59.264
老野森村	(9)	(8)	(7)	(5)		10-001	(2.5)	(2)	(1.5)	(1)				37-016	47-017	7.648	7.373	15.021
山家村	(9.5)	(8.5)	(7.5)	(5.5)		7-111	(2.5)	(2)	(1.5)	(1)				15-125	22-306	5.415	3.201	8.616
高木村	(11.7)	(10.7)	(9.7)	(7.7)		7-506	(4)	(3.5)	(2.3)	(1)				5-209	12-715	7.284	1.709	8.993
寺津村	(10)	(9)	(8)	(6)		3-824	(3)	(2.5)	(2)	(1)				26-106	30-000	3.134	5.668	8.802
灰塚村	(9)	(8)	(7)	(5)		10-900	(3.5)	(3)	(2.5)	(1.5)				11-605	22-505	8.612	2.867	11.479
北目村	(10)	(9)	(8)	(6)		122-708	(3)	(2.5)	(2)	(1)			(3)	14-217	136-925	114.321	4.204	118.525
成生村	(11.2)	(10.2)	(9.2)	(7.2)		9-826	(4)	(3.5)	(2.3)	(1)			(4)	31-425	41-521	8.639	9.477	18.152
奈良沢村	(12.5)	(11.5)	(10.5)	(9)		70-428	(5.5)	(5)	(4.5)	(3.5)				34-110	104-608	77.971	15.742	93.713
小関村	(8.5)	(7.5)	(6.5)	(4.5)		25-225	(3.5)	(3)	(2)	(1)			(3.5)	7-613	32-908	16.330	1.303	17.633
久野本村	(8)	(7)	(6)	(4)		13-401	(2.5)	(2)	(1.5)	(1)			1-015	68-119	81-520	9.648	13.987	23.635
貫津村	(11.5)	(10.5)	(9.5)	(7.5)		47-500	(5)	(4.5)	(3.5)	(3)			(5)	14-600	62-100	46.183	5.572	51.756
窪野目村	(10)	(9)	(8)	(6)		1-013	(3)	(2.5)	(2)	(1)			(3)	18-015	19-028	.973	3.416	4.389
矢野目村	(9.5)	(8.5)	(7.5)	(5.5)		59-311	(3)	(2.5)	(2)	(1)			(3)	10-123	69-505	43.601	2.136	45.736
*田麦野村	(5.5)	(4.5)	(3.5)	(1.5)		2-424	(2)	(1.5)	(1)	(0.5)				1-608	4-102	.988	.200	1.188
天童小計						413-027			-714	-824				471-925	885-223	373.848	113.018	486.902
°山形西田表御城	(12.7)	(11.7)				39-916									39-916	48.662		48.662
総計						558-105								548-023	1106-329	512.489	135.796	648.321

(注) 元和9年「御繩水賑宝幢寺領拔書」より作成。ただし*印は年代不明, °印は貞享元年。押切村(田1反石高7斗8升)は所在不明のため除く。田畑計・取米計は原記載に従う。従って総計は田計・畑計の和と異なる。

第5表 宝幢寺領田畑石高・反別表

	寺領石高	同田高	同畑高	村高	寛文9年反別	同田	同畑	貞享1年反別	同田	同畑
山形西田表	石 36.000	石 36.000	石	石	反畝 35-507	反畝 35-507	反畝	反畝 38-913	反畝 39-913	反畝
中野村	190.000	165.000	25.000		172-815	108-207	64-608	180-821	106-322	74-429
中野村村	51.347			5703.5321						
船内表村村	63.556			2125.0247						
内表洗村村	17.696			1330.619						
船内洗村村	38.216			710.178						
江志俣村村	1.413			1718.716						
志陣戸田村村	5.695			2953.1638						
吉野新宿村	9.9122			231.0495						
吉野村	2.1648			607.6738						
天童	1144.000									
北目村村	322.333	303.230	19.103	966.2602	136-926	122-708	14-218	136-925	122-708	14-217
奈良野村村	177.093	*168.200	9.073	2569.8895	104-608	70-428	34-110	104-526	70-416	34-110
矢野津村村	136.008	129.678	6.330	1151.3213	69-504	59-311	10-123	69-313	59-120	10-123
貫津村村	131.880	114.010	17.870	1244.5209	62-100	47-500	14-600	61-509	46-909	14-600
山田口野村村	83.265	52.555	*30.010	2183.2666	198-113	21-429	176-614	199-316	21-209	178-107
山麦野村村	2.808	2.200	.608	406.7516	4-102	2-424	1-608	4-102	2-424	1-608
山家野村村	8.762	7.290	1.472	966.1211	22-306	7-111	15-125	22-206	7-111	15-025
山久野本村村	99.952	19.000	80.952	771.7595	81-520	13-401	68-119	81-520	13-401	68-119
老野森村村	47.912	23.312	24.600	682.5839	27-017	10-001	*17-016	47-021	10-005	37-016
小野関村村	43.502	39.842	3.660	341.1363	32-908	25-225	7-613	32-9085	25-2255	7-613
高木切村村	7.814	5.344	2.470	880.2193	12-715	7-506	5-209	12-715	7-506	5-209
高押村村	.780	.780			1-000	1-000		1-000	1-000	
成窪生村村	33.050	20.800	12.250	1092.5273	41-321	9-826	31-425	43-3225	10-102	33-2205
窪野目村村	12.193	1.360	10.833	734.757	19-028	1-013	18-015	19-028	1-013	18-015
寺津塚村村	21.640	7.500	14.140	1908.220	30-000	3-824	26-106	30-001	3-8245	26-1065
灰塚村村	15.008	9.000	6.008	1334.874	22-512	10-907	11-605	21-214	10-009	11-205
総計	1370.000	1104.921	265.079		1074-422	557-818	516-604	1108-812	559-529	549-213

(注) 寺領石高は江戸時代を通じて不変, ただし中野各村および総村高は天保5年石高。*印は原文書のまま, 計算は合わない。

であるかは疑わしい点もある。前述の「御繩水帳宝幢寺領拔書」は田畑の反別・斗代高を一筆ごとに記載してはいるが、「御繩水帳御前帳之写」には苜高・貫高や、寺納年貢たる米高・大豆高をそのまま転載している。田の年貢米についてみると、御前帳の米高総計、宝幢寺領拔書の斗代米高総計、および前記した知行之帳の収納米高とをそれぞれ比較してみても、左して大きな相異はない。従って元和検地は、最上時代の年貢高にもとづいて一筆限りの年貢（斗代）石高を算出した単なる「石直し」と見て大差ないと思う。このため現実の地積とはかなりの隔りがあり、時代が下るに従ってその隔りは大きくなる。この繩延びが修正されないとすれば、山形領の石盛が二十ないし三十に上ることをもって直ちに土地生産力の高さと見ることはできないであろう。

その後寛永十五年に保科正之、寛文十二年に奥平昌能がそれぞれ検地を行なっているが、いずれも領内の総検地ではなく、部分的な手直し検地である。宝幢寺領もこの二度の検地をうけるが、その寛文検地について見れば、総寺領田畑の約半分が繩入れされているが、総反別・石高の修正は寛永検地同様余り大きくなく、従って宝幢寺領に関する限りは、寛永・寛文の検地は影響が少なかったといえる（第5表参照）。

寺領の高について

寺領高千三百七十石の内訳は第5表に示す如く、朱印高と全く一致する。この石高は元和検地によって決定されたものであろうが、それ以前の天正十二年最上義光により寺領千七十石が宝幢寺に寄附されたことが由緒に見えている。天正の千七十石の換算基準は不明であるが、何れは実際の収納高か苜高に一定の倍率をかけて算出したものであろう。

宝幢寺領朱印高は元和以降二度の検地によっても増減するところなく、反別についても寛文検地において部分的な修正をみたが、総体的にはこれも殆んど変化していない。従って新田開発を含めた田畑の実高と朱印高（表高）との開きは後年に至るほど大きくなっていったものと思われる。

（註）元和検地帳には中野諸村のうち、志戸田・陣場新田・吉野宿の名をとどめない。元和以降の「中野新田村水帳」がこれらの村に相当する新田検地帳

とみられ、石高や年貢の計算においても一致する。

田麦野村も元和檢地帳がない。知行之帳に「山口たむ木野村」と一括記載されており、田麦野村の斗代が極めて低いところからみて、同村はおそらく山口村の新田であらう。

押切村は寺家文書中にも所在不明とある。乱川支流の押切川近辺にかけて所在した村であらうが、元和檢地帳所載の天童三日町にある寺領田一反歩がこれに当るものであらうか。

山形西田表の高は、具体的には山形下条町と上町の両所に存在する。

なお、石高・取米などの基準となる枡の問題に言及すれば、「宝幢寺知行之帳」に記される枡は「大枡」であって、大枡の一斗をもつて一俵としている。大枡一斗は京枡の五斗に当る。御前帳の米高は京枡によるのであるが、この場合の一俵も京枡五斗入である。また寛文の京枡統一以前は本枡が使用されている。本枡一斗は新枡の一斗二升六合七夕に当り、一俵は本枡三斗入、従って新枡三斗八升入となっている。

六 寺領の支配と経営

寺領に対する宝幢寺の権限

宝幢寺はその朱印地に対する貢租徴収権をもつのは勿論であるが、愛宕社門前・宝幢寺門前および朱印地居住の寺領百姓に対しては、裁判権をも有していたようである。従ってこれら寺領百姓についての宗旨改めを初め、生死・相続・旅行・転出やその他生活上に關する規制文書が多い。また寺領山林への立入りや伐木問題をめぐってしばしば紛争が起っているが、その処分は形式上触頭に届けるが、宝幢寺が直接これを行なっている。ただし紛争の相手が他領の農民である時は、触頭を通じて公儀の裁許を受ける。

次に寺領百姓について言及すれば、その戸口は宗門人別帳によって知れる。本文書中の宗門人別帳には、宝幢寺（山形および周辺）と、宝幢寺領（天童中心）の二種があり、また同一戸籍内でも妻は旧宗門のままであるので、宗派ごとに別帳になっているのに注意されたい。

宝幢寺の檀家はその末寺門徒を除けば、寺領百姓のうちでもわずかに宝幢寺門前百姓のみである。一般の寺院に比して檀家の少ないことが、明治三年の廃寺を簡単に行ない得た原因の一つと考える。

寺内子院役僧・愛宕社僧・地方役人

宝幢寺には六つの子院（脇院とも称し、塔頭たかづつのことである）がある。すなわち徳性院・延命院・花養院・長善院・智音院・教王院の六院で、これを六供ともいう。六供の院主に任ずる宝幢寺門弟はそれぞれ杉本坊・藤本坊・桜本坊・梅本坊・岩本坊・滝本坊を名乗るが、すでに寛文八年には智音院・教王院は無住となっており、元禄年中花養院、明和年中には延命院が大破無住となった。これらの子院主は宝幢寺の役僧であり、祭礼や収納などを司った。特に徳性院は院代の地位にあり、最も重要であった。

一方、愛宕社には大輪寺役僧の徳乗院と、愛宕社僧の門覚院・門竹坊・門揚坊・門松坊が附属しており、宝幢寺の支配下に愛宕社の神事祭礼を行なった。

この外、宝幢寺・愛宕社両門前には譜代の地方役人や、徒士・足輕の寺侍、その他の寺家来が居住して、祭礼以外の収納などの事に当った。寛文年中の由緒書によれば、右の社僧・地方役人などは、愛宕門前に二十四軒、宝幢寺門前に十四軒を構えていたと記されている。本文書中「役者役人」「役僧役人」などとあるのは、右の子院六坊と寺侍・譜代役人をさすものである。

知行・扶持

慶安元年の「御朱印御訴訟写」によれば、朱印高千三百七十石の内、百二十石を六供六カ坊、二百三十石を山伏衆、百五十石を出家衆に配分しているが、この配分がその当時からの実際知行を意味するものであるかどうかは明らかでない。文政三年「明細書上帳」についてみると、収納米千九百俵、同大豆五百俵の内、米六十俵余を役僧・納所役給米、米二百俵余を譜代役人役料、米百五俵余を山形地中徒士・足輕・家来役料、米二百俵余を大輪寺役僧・愛宕社僧・村役人・地方役にそれぞれ配分していることが知られる。むしろ後者の方が事実に近い数字とみてよ

いのであるが、ともかく宝幢寺収納年貢のうち三割前後を配下の知行・扶持として給与していたことがわかる。

修験支配

宝幢寺の支配下におった修験僧の数を二三の宗門改帳についてみよう。寛文八年の宝幢寺の宗門改帳では山伏三戸六人、行人三人、寛文九年の宝幢寺領の宗門改帳では山伏十四戸二十四人、行人一戸一人、宝永二年のそれでは妻帯六戸八人を数えることができる。

修験僧は三宝院門流の当山派と聖護院門流の本山派に分れるが、ここでは宝幢寺が真言寺院であることから、配下修験僧は何れも当山派に属していたものと思われる。何故宝幢寺が修験支配をしたか、また何故修験僧が多いのかは、明らかでないが、宝幢寺が醍醐の法流をつぐものであることと、附近に出羽三山の霊場があることに関係するものと思われる。なお修験僧は山伏のことで、妻帯が許されるところから「妻帯」とも呼ばれる。先の愛宕社僧はいずれも山伏である。

寺家の財政

宝幢寺の朱印地収納はその年貢勘定目録によれば、おおよそ米千二百ないし千四百俵、大豆三百俵となっている。このうち飯料・祭礼年礼費用・扶持役料・職人作料・味噌仕込用などを現米大豆をもって支払い、残余を換金して寺家の諸費用に当てる。

米大豆の収納高は余り変わらず、支出高は年代が下るに従って増加するので、不足高の翌年繰越しも増加する傾向にある。よって金銭勘定の面では、少くとも宝暦以降は毎年百両以上の不足を示すようになる。この赤字を補填するために、周辺の上層農民や山形の商人などからの借金をはじめ、無尽頼母子、本山よりの借入金（農民への高利貸附による利鞘稼ぎ）などの措置を講じ、さらに諸経費の切り詰め、知行扶持米の借上げなどを行なうが、しかし慢性化した財政窮乏からは遂に脱しえなかったようである。なお、本山の当寺に対する、また当寺の門末に対する賦課金（法謝金など）がどのような形で行なわれ、その収支がどれほどの額に上ったかは不明である。しかし色衣執奏や灌頂などの際に相当の謝金を必要としたことは推定に難くないが、他方において、城内祈禱謝金、檀家および富有な農民よりの志納金、山林収入などのあったことも考

えられる。

七 宝幢寺の廃寺と神道

廃寺と上地

明治三年に宝幢寺は廃寺となったが、その原因は神仏分離令と財政困難にあったものと思われる。宝幢寺は神仏混淆寺院であったため、明治政府の廃仏棄釈政策の影響は免れなかったが、一つは時の住職浄珊の先見的処置であったことも見逃せない。

これより先明治二年、版籍奉還が行なわれるに当って、御朱印寺社領の処分が論議され、翌年より朱印地の調査が開始された。そして明治四年正月の上地令によって旧寺社領は府藩県の管轄となり、同年の収納の半分を寺社に祿米で給与することとなった。これより全国寺社領の石当り平均収入額と寺社領における私有関係の調査を行ない、明治七年より半知給祿に代えて逓減祿制を実施し、同十七年によって寺社祿は全廃された。さらに境内地については、明治四年より境内外区別調査を実施し、同六年に始まる地租改正の過程で、多くの境内地が官有地第四種として上地された。

宝幢寺朱印地については明治四・五年の間に上地引渡しが行なわれている。

神道教導職への転換

明治三年復飾した佐伯菅雄は同時に天童愛宕神社社人となり、翌四年には山形県庁より社家触頭を命ぜられている（『東村山郡史統編』二二）。

明治五年教部省設立、教道職の設置によって皇道宣布運動が開始されると、佐伯菅雄は教道職に任じ、その山形県触頭を勤める、その後多くの神道教会に参加し、神道運動に投ずるのであるが、皇道宣布運動の衰退による明治十一年の教部省廃止、同十七年の教道職全廃のうちで、神道運動を止め、以後は神道研究に没頭するに至ったのである。

なお、宝幢寺書の閲覧・研究に当っては、「史料館所蔵史料目録（第七集）」に収録した出羽国村山郡山口家文書を参照されることが望ましい。宝幢寺所領在村の村落構造や農業経営、ないし産業などを知るには、山口家文書を通じての山家村のそれが一典型となろうし、宝幢寺への年貢納入の実態を知るにも、宝幢寺文書には免定がないところから、むしろ山口家文書の免定以下租税関係文書の検討が必要であろう。とくに、宝幢寺の財政は時代が下るに従って窮乏の度を強め、その赤字補填は山口三右衛門よりの借財に負うところが多いので、山口家文書中の金融関係や書状などの史料を併せて閲覧されたい。さらに、最上氏家臣団の研究には、宝幢寺文書に分限帳があるほか、山口家文書中にも「最上出羽守義光御代之時千石以上知行高覚」があるので、比較研究を進める上の便宜の多いことなどを附記しておきたい。

昭和三十七年三月二十四日 印刷
昭和三十七年三月三十一日 発行

編集者
発行者

東京都品川区豊町一丁目一三三八

史料館

東京都新宿区市ヶ谷本村町一五

印刷者

大蔵省印刷局